

「情報」に関する法律の罰則一覧 (法定刑による整序表付)

渡辺 靖明

【Content】

- I. 一覧作成の理由
- II. 一覧記載対象の法律
- III. 「情報」に関する刑事規制
 - 1. 刑法典一関連改正の経緯を中心に
 - 2. 刑法典以外の主な法律での罰則

【戦後の主な刑事の立法及び裁判例年表】

IV. 法定刑による整序表について

【「情報」に関する法律の罰則一覧】

【法定刑による整序表】

I. 一覧作成の理由

2020年初春に始まった新型コロナ・ウイルスの世界的な感染拡大によって、その感染防止策の「三密」回避のために、広く非対面・非接触のリモートワークやオンライン会議が行われるようになった。学校教育の分野でもオンラインの遠隔授業が広く実施され、これをきっかけに文部科学省の目指すいわゆる

GIGA スクール構想も、一部の自治体では前倒し的に推進されている¹⁾。また、いわゆるキャッシュレス決済の利用も増加しているようである。さらに、民事・刑事の裁判手続の IT 化も検討されている。こうして、新型コロナ・ウイルスは、情報通信・処理技術が私たちの暮らしを支える不可欠の生活基盤であることを改めて強く実感させた。日本政府も、「デジタル改革」を提唱し、2021 年にいわゆるデジタル改革関連法を制定し、関連法令の整備やデジタル庁を創設して、行政システムのクラウド化、教育のデジタル化、マイナンバーカードの普及等を進めようとしている。こうした動きを受けて、情報通信・処理技術のさらなる整備・発展・普及と、IoT (モノのインターネット) や AI (人工知能) の日常的な汎用化が、今後ますます進むものと予想される。いわゆる DX (デジタルトランスフォーメーション) も多様な領域で早期に実現されるかもしれない。

高度情報通信・処理技術が日常生活に一層普及・定着して、私たちの生活の利便性が向上し、国内外での様々な交流・コミュニケーションもさらに容易かつ頻繁に行われるようになり、人と人との(健全・良好な)つながりが促進され、私たちが物心共に豊かになるとすれば、これは歓迎すべきことでもある。しかし、こうした情報に関わる技術は、ひとたび悪用・濫用されると、私たち個人の生命・身体・自由・財産・名誉・プライバシー (個人の自律) が広範かつ深刻に侵害されうる。また、こうした技術が大規模なサイバー犯罪・テロ犯罪の手段として用いられると、社会の安全が脅かされ、さらには国家の存立自体にも多大な危害が及ぼされかねない²⁾。例えば、2021 年 5 月にはアメリカ最大級のパイプラインがサイバー攻撃を受けて数日間の操業停止に追い込まれた。さらに、様々な情報を瞬時に気軽に開示・入手できるようになった反面、私たちは玉石混合で氾濫する情報を冷静沈着に取捨選択することを毎日のように求められている。根拠のない噂やいわゆるフェイクニュースに惑わされ煽動されて、SNS などで特定の個人や団体の人格を否定し攻撃すること (いわゆる「炎上」) も頻発している。特に 2021 年 1 月のアメリカでは、一部民衆が、大統領

選挙の結果は不正であるとの SNS 等による真偽不明の「情報」（陰謀論？）を信じて、これに抗議するため、米連邦議会議事堂への侵入・占拠まで惹き起こした。すなわち、高度情報通信・処理技術の発達と普及・定着によって、現在、私たちは、情報の持ち主・受け手として「被害者」になるだけでなく、一步間違えば、情報の送り主・作り手として容易に「加害者」にもなりかねないのである。

もっとも、上記のような危惧・リスクがあるからといって、「情報」それ自体の生成・流通・取得・利活用について広範・詳細な法規制を厳格に及ぼすならば、憲法 21 条の保障する表現の自由・知る権利が不当に制限され、情報による社会・経済の活性化も阻害されかねない。また、同様に、情報通信・処理技術の開発・利活用に対して厳格な法規制を及ぼすと、関連技術の健全な開発や普及をも妨げかねない。ここに情報への法の向き合い方の難しさがある³⁾。

それでも、既に情報の生成・流通・取得・利活用に関して、様々な法規制がなされている。特にこの分野では、新たな課題に対処すべく、新規制定の立法や法改正が比較的多くなされている。いずれにしても、一部の法律では、その規制の実効性を確保するために、罰則も定められている。罰則は、過料であれ刑罰であれ、それが賦課される市民に多大な不利益をもたらさう。そこで、法規制を支えるためとはいえ、そうした効果を持つ罰則が、情報の生成・流通・取得・利活用を過剰・不当に制限することにつながっていないか⁴⁾。反対に、罰則が、必要な法規制を支え、日々進歩する情報の適正な生成・流通・取得・利活用を促すために、なお適切かつ有効に機能しているのか。こうした検討も欠かせないように思われる。

また、この領域では、関連する罰則の在り方をめぐって、具体的な立法論も展開されている。今後も、同様の議論が活発になされるものと予測される。そうした立法論を展開するにあたっては、罰則における適用範囲・類型（直罰か間接罰か）・（法的効果の）種別（刑罰か過科か。刑罰の場合は刑種）・軽重をどうすべきかも重要な検討課題となりうる。これについては、比較法的考察も

もちろん参考になりうるものの、これまでの国内法の罰則との均衡も求められよう⁵⁾。

こうした観点から、「情報」の生成・流通・取得・利活用などに関わる法律の罰則を横断的・網羅的に確認・比較できる資料があれば、上記の検討に際して、有用となりうるのではないか。本稿が一覧（及び「法定刑による整序表」）を作成した理由は、ここにある。

「情報」をめぐる（刑事）法規制の在り方に関しては、本稿で引用をしたものをはじめ、優れた先行業績が既に多数示されている⁶⁾。本稿は、これらの先行業績に到底及ぶものではなく、単なる罰則の羅列にすぎない。そもそも、法で保護または規制の対象となる「情報」の本質とは何か。その基本的な知見すら、本稿筆者にはなお獲得できていない。この点は、今後さらに検討を深めていきたい。このような勉強の途上で作成されるにもかかわらず、本稿が、この研究領域において、今後の新たな議論や知見を生み出すための手がかりになることがあるとすれば、望外の喜びである。

なお、一覧（及び整序表）とは別の参考資料として、これまでの「情報」をめぐる刑事規制の立法や議論の動向等⁷⁾につき、Ⅲで若干の整理も行う。また、簡易なものではあるが、やはり参考までに「戦後の主な刑事立法及び裁判例年表」も作成した。

Ⅱ. 一覧記載対象の法律

一覧の記載対象としたのは、下記の 46 の法律の罰則である。基本的に、松本恒雄ほか編『個人情報実務六法』（3 版・民事法研究会・2010）及び郵政省監修『情報通信六法 平成 27 年版』（第一法規・2015）に登載された（刑法典を除く）罰則のある法律を記載対象とした（ただし、『情報通信六法』の「行政通則」の章中で罰則のある「独立行政法人通則法」は本稿の目的に照らし対象外としたが、同法の秘密漏示の罪に関しては整序表に記載した）。また、上

記六法記載の法律との関係や、情報に関する近時の立法の動向及び先行業績の内容等を踏まえて、別途必要と思われる法律も記載対象とした（○のついているものが本稿筆者の判断で加えた法律である）⁸⁾。

なお、原則として、e-Gov 法令検索で参照できた範囲で、施行の有無にかかわらず、2020年までの制定法・改正法の罰則を記載した。罰則の条項号数は、罰則規定のものだけを掲げているので、正確な罰則規定の適用関係は、六法及びe-Gov 法令検索などで参照されたい。

一覧では、原則として制定年（または全部改正年）を基準に古い法律から順に並べた。上記六法中には既に廃止された法律も登載されているが、資料としての必要性に鑑みその罰則も一覧に記載した。

- (1) ○郵便法（1947 制定、2020 改正）
- (2) ○戸籍法（1947 制定、2019 改正）
- (3) 電波法（1950 制定、2020 改正）
- (4) 放送法（1950 制定、2019 改正）
- (5) 有線電気通信法（1953 制定、2015 改正）
- (6) ○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（1954 制定、2001 改正）
- (7) ○特許法（1959 制定、2019 改正）
- (8) 住民基本台帳法（1967 制定、2019 改正）
- (9) 著作権法（1970 全部改正、2020 改正）
- (10) 情報処理の促進に関する法律（1970 制定、2020 改正）
- (11) 日本電信電話株式会社等に関する法律（1984 制定、2020 改正）
- (12) 電気通信事業法（1984 制定、2020 改正）
- (13) ○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（1986 制定、2020 改正）
- (14) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（1990 制定、2016 改正）
- (15) 電気通信基盤充実臨時措置法（1991 制定、2016 廃止）

- (16) ○不正競争防止法（1993全部改正、2018改正）
- (17) ○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（1999制定、2014改正）
- (18) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（1999制定、2012改正）
- (19) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（1999制定、2019改正）
- (20) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（1999制定、2018改正）
- (21) 電子署名及び認証業務に関する法律（2000制定、2014改正）
- (22) 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（2001制定、2015廃止）
- (23) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（2001制定、2019改正）
- (24) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（2002制定、2018改正）
- (25) ○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（2002制定、2019改正）
- (26) 放送大学学園法（2002全部改正、2020改正）
- (27) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（2002制定、2020改正）
- (28) 個人情報の保護に関する法律（2003制定、2020改正）
- (29) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（2003全部改正、2019改正）
- (30) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（2003制定、2019改正）
- (31) 情報公開・個人情報保護審査会設置法（2003制定、2016改正）
- (32) ○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（2003制定、2019改正）
- (33) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（2005制定、2010改正）
- (34) 統計法（2007全部改正、2018改正）
- (35) ○電子記録債権法（2007制定、2017改正）

- (36) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013 制定、2020 改正）
- (37) ○地方公共団体情報システム機構法（2013 制定、2019 改正）
- (38) 特定秘密の保護に関する法律（2013 制定）
- (39) ○がん登録等の推進に関する法律（2013 制定、2014 改正）
- (40) 行政不服審査法（2014 全部改正、2017 改正）
- (41) ○サイバーセキュリティ基本法（2014 制定、2019 改正）
- (42) ○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(2014 制定)
- (43) ○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（2017 制定、2020 改正）
- (44) ○家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（2020 制定）
- (45) ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（2020 制定）
- (46) ○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（2020 制定）

一覧では、特別の没収・追徴・自首などに関する規定は割愛した⁹⁾。また、一覧記載の一部の法律では国外犯に関する規定が置かれている¹⁰⁾。これについては、下記の表参照（なお、刑法施行法（1908）27条1号により、「著作権法に掲げたる罪」は「3条の例に従う」とされている）。各規定の対象行為は、一覧及び各条文中で確認されたい。

刑法2条（すべての者の国外犯）の例に従う。	日本電信電話株式会社等に関する法律22条2項、電子署名及び認証業務に関する法律41条3項、特定秘密の保護に関する法律27条2項
刑法3条（国民の国外犯）の例に従う。	不正競争防止法21条8項、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律10条、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律3条5項

刑法 4 条(公務員の国外犯)の例に従う。	日本電信電話株式会社等に関する法律 22 条 1 項
刑法 4 条の 2 (条約による国外犯) の例に従う。	電波法 109 条の 2 第 5 項、有線電気通信法 14 条 4 項、不正アクセス行為の禁止等に関する法律 14 条
国外犯への適用規定	郵便法 85 条 2 項、特許法 200 条の 3 第 3 項、著作権法 122 条の 2 第 2 項、不正競争防止法 21 条 6 項・7 項、個人情報の保護に関する法律 86 条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 56 条、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 53 条、統計法 62 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 56 条、特定秘密の保護に関する法律 27 条 1 項、がん登録等の推進に関する法律 59 条、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 48 条、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 18 条 4 項

Ⅲ. 「情報」に関する刑事規制

1. 刑法典一関連改正の経緯を中心に

(1) 「秘密」・「財産」としての「情報」

ここでは、「秘密」及び「財産」に対する刑法典上の犯罪と「情報」との関係について概観しておく¹¹⁾。

刑法 133 条の信書開封罪及び同 134 条の秘密漏示罪では、「秘密」の侵害行為が処罰対象とされている。「情報」と「秘密」とは密接に関連するともされている¹²⁾。いずれにしても、信書開封罪は、秘密の探知を処罰対象とする。その客体の信書には「電磁的記録媒体」を含むとする見解が有力とされる¹³⁾。もっとも、「信書」は特定人宛のもので、封のしてあることが要件となる。結局のところ、特定人への伝達を予定しない私用のコンピュータに保存されているデータにまで保護は及ばない¹⁴⁾。また、秘密漏示罪は、その主体が医師や弁護士等に限定されている。そもそも、本罪は、秘密の探知それ自体を処罰対象とするものではない¹⁵⁾。

また、無形的な情報（ないし電磁的記録）そのものが刑法 236 条 2 項の強盗罪、同 246 条 2 項の詐欺罪（及び同 246 条の 2 の電子計算機使用詐欺罪・同 248 条の準詐欺罪）、同 249 条 2 項の恐喝罪の行為客体たる「財産上の利益」に当たるか否かについては議論がある¹⁶⁾。その議論の核心は、そもそも「財産上の利益」につき移転性を要件とすべきか否か、あるいは財産犯罪における「財物」をも含めた行為客体内実及びその移転性をどのように解すべきかにある¹⁷⁾。もっとも、情報が財産上の利益に当たると解したとしても、窃盗罪及び横領罪の客体は「財物」（「物」）に限られる。それゆえ、財物（物）に当たらない情報を窃取・横領しても、両罪は成立しない（なお、「電磁的記録」の毀棄は、下記Ⅲ 1（2）でみるように、1987 年刑法改正により、処罰対象となっている¹⁸⁾）。

1960 年から 1980 年代半ばまでには、主として企業内部者による営業・技術上の秘密情報の不正持ち出し事案に関する複数の刑事裁判例が登場した。これらの裁判例では、情報の化体された媒介物（紙・磁気テープなど）を「財物」として窃盗罪・業務上横領罪の成立が認められている¹⁹⁾。もっとも、これらの裁判例をめぐっては、客体の財物性・所有権の帰属・不法領得の意思などをめぐり激しい議論が展開された²⁰⁾。また、例えば行為者が自らの媒介物（USB メモリ等）に当該情報を複写・転記するなどして不正取得しても、財産犯罪は構成しえない。これに対して、従業員が自ら管理するコンピュータプログラムを会社に無断で同業他社の外部コンピュータに入力した事案で、背任罪の成立を認めた裁判例がある²¹⁾。しかし、背任罪の主体は「事務処理者」に限定されているほか、情報の不正持ち出しが「任務違背」に当たり、かつ本人に「財産上の損害」が発生したと認められない限り同罪は成立しえない。そのため、企業秘密情報の漏洩につき背任罪の成立を認めることは一般には困難との指摘もある²²⁾。

他方で、1974 年の改正刑法草案 318 条では、「企業の役員又は従業員が、正当な理由がないのに、その企業の生産方法その他の技術に関する秘密を第三者に漏らしたときは、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。これら

の地位にあった者が、その企業の生産方法その他の技術に関する秘密を守るべき法律上の義務に違反して、これを第三者に漏らしたときも、同じである。」として、企業秘密漏示罪が規定されていた。しかし、その構成要件が不明確である、企業の原価や公害源の探知を困難にして消費者運動を減殺する効果がある、などの批判や懸念が示されていた²³⁾。

(2) 1987 年改正 (刑法等の一部を改正する法律 (昭和 62 年法律第 52 号))

本改正は、コンピュータの著しい発展に伴って従来の刑法典では対処困難なコンピュータ利用の不正行為に対処すべくなされた。それゆえ、本改正は「コンピュータ立法」とも言われている。本改正によって、刑法 7 条の 2 では、「電磁的記録」の定義が置かれ、同 234 条の 2 の電子計算機損壊等罪と同 246 条の 2 の電子計算機使用詐欺罪とが新設された。前者の罪では、「電磁的記録」を損壊する行為や電子計算機に虚偽の「情報」等を与える行為が、また後者の罪では、同様に虚偽の「情報」等を与えて不実の「電磁的記録」を作る行為などが、それぞれ構成要件的行為の一部として規定された²⁴⁾。また、同 157 条の公正証書原本不実記載等罪、同 158 条の偽造公文書行使等罪、同 258 条の公用文書等毀棄罪・同 259 条の私用文書等毀棄罪の各客体に「電磁的記録」が追加されたほか、同 161 条の 2 の電磁的記録不正作出及び供用罪も新設された²⁵⁾。もっとも、本改正では、「電磁的記録」または「情報」の探知 (不正取得) そのものを処罰対象とする規定の新設はなされなかった。なお、電子計算機使用詐欺罪の立法担当者によれば、(有料のものも含めて) 情報の不正取得につき、それによる被害者側の情報自体の価値減少とは対応しない、などとして同罪の成立を認めることは困難とされていた²⁶⁾。

本改正後の 1989 年には、前年の刑法学会での共同研究報告に基づき、山口厚により、刑法典に新たな財産としての情報を保護するための規定を置くべきとして、具体的な立法試案が示された。そこでは、財産創出のポテンシャル性侵害を中核として、財産価値を有する技術上・営業上の秘密情報の窃用 (不正

利用）及びその目的での漏示・取得が処罰対象とされていた²⁷⁾。

その後も財産的情報の刑法的保護につき、刑法典で処罰規定を設けるべきか否かも含めて、「財産犯的構成」（情報財的アプローチ等）、「不正競争的構成」、「秘密侵害的構成」など見解が対立していた²⁸⁾。この議論状況において、2003年改正不正競争防止法の罰則で「営業秘密」の不正取得が処罰対象とされるに至った。すなわち、立法者は、結論として、営業秘密（情報）の保護につき刑法典ではなく不正競争防止法などの特別法の罰則で対処することを選択したのである²⁹⁾（その詳細は下記2（2）②参照）。

（3）2001年改正（刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第97号））

1990年代には、クレジット・デビット・プリペイドなどの支払用カードが多様・普及化した。しかし、その濫用・不正使用の被害も世界的に拡大し、これに関連する組織的犯罪の手口も巧妙化していた。特に組織的犯罪としてのカード偽造が社会問題化していた。もっとも、本改正前でも、カードが「私文書」や「有価証券」に当たる限りで、これらの偽造等・行使罪が成立し、カードの磁気ストライプ部分については電磁的記録不正作出及び供用罪が成立する。それでも、本改正前は、偽造カードの所持自体や偽造の前段階の原料の準備・（スキミングなどによる）情報の不正取得等は処罰対象となっていなかった。この日本の法制度は、国際的にも疑問が向けられていた³⁰⁾。

こうした中、偽造カード対策と支払用カードへの社会的信頼の確保を図るべく、本改正がなされた。本改正によって「第18章の2 支払用カード電磁的記録に関する罪」が新設され、刑法163条の2で支払用カード電磁的記録不正作出等罪、同163条の3で不正電磁的記録カード所持罪、同163条の4で支払用カード電磁的記録不正作出準備罪、同163条の5で163条2及び163条の4（1項）の罪の未遂罪が新設された。同163条の4では、スキミングなど、支払用カード電磁的記録不正作出の目的での一定の「電磁的記録の情報」の取得行為が処罰対象とされるに至った³¹⁾。目的と情報の内容とが限定されている

ものの、刑法典において「情報」の不正取得そのものが明文で処罰対象となっているのは、現在においても本条のみである³²⁾。また、電子署名及び認証業務に関する法律とあいまって、本罪は「個人情報情報」をめぐる安全の保護も図ったものとの見方もある³³⁾。

(4) 2011年改正（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号））

日本は、欧州評議会の起草した「サイバー犯罪に関する条約」（サイバー犯罪条約）に、2001年に署名した。これは、2004年に国会承認もされた³⁴⁾。同条約は、サイバー犯罪からの社会の保護を目的とする国際的な法的枠組みを定め、サイバー犯罪への効果的・迅速な対処のための国際協力と共通の刑事政策を採択することを目的としていた³⁵⁾。ちなみに、「サイバー犯罪」とは、一般的には、コンピュータ（情報）セキュリティ（コンピュータのシステム・ネットワーク・データのCIA=confidentiality（機密性）・integrity（完全性）・availability（可用性））を侵害する行為を意味すると解されている³⁶⁾。

いずれにしても、サイバー犯罪条約の批准に向けて国内法の整備が目指された。紆余曲折を経て、それが刑法典においてようやく結実したのが、2011年の本改正であった。このことから、本改正法は、「サイバー刑法」とも言われている。本改正によって、「19章の2 不正指令電磁的記録に関する罪」が新設され、刑法168条の2で不正指令電磁的記録作成等罪、同168条の3で不正指令電磁的記録取得等罪が新設された。また、同234条の2の電子計算機損壊等業務妨害罪（同1項）の未遂罪（同2項）も新設された³⁷⁾。さらに、同175条のわいせつ物頒布等罪（同1項）において「電磁的記録に係る記録媒体」が客体に加えられ、わいせつ電磁的記録等の送信頒布の罪（同1項）及び保管の罪（同2項）も新設された³⁸⁾。

なお、本改正に伴って、刑事訴訟法も改正されて、99条2項、99条の2、218条2項、219条2項などで「電磁的記録」（記録媒体）に関する証拠収集手

続の規定が新設された³⁹⁾。これにより、リモートアクセスによる複写処分も可能となった⁴⁰⁾。

そうして、2012年に、日本はサイバー犯罪条約を批准した。また、2014年には、サイバーセキュリティ基本法も成立している。

(5) 若干の考察

刑典では、国際的な動向も踏まえつつ、コンピュータとインターネットの発達・普及に伴う不正行為に対処すべく、3度の関連する法改正を経てきた。特に163条の4では、一定の「情報」の不正取得それ自体が明文で処罰対象とされた。

これに対して、特に懸案であった営業の秘密（情報）の侵害（不正取得等）は、刑典ではなく、不正競争防止法の罰則で処罰対象とされるに至った。これについては、特別法による処罰規定には限界もあり、処罰の間隙を埋めるために情報侵害を重大な法益侵害として、刑典に一般的な処罰規定を設けることも構想すべきとの指摘もある⁴¹⁾。また、クラウド・コンピューティングの発展により、保護客体としての情報の位置づけについては、情報内容の侵害と情報の外形的アクセスの問題とを区分して考えることが必要であり、後者にかかわる「情報それ自体の管理・支配の侵害に関しては、現行法においてはなお情報の保護に欠ける」とし、情報セキュリティの機密性侵害としての無権限アクセスや、完全性侵害としての情報の無権限での毀損行為を犯罪化する立法の必要性も説かれている⁴²⁾。

もっとも、営業秘密について特別法での保護が立法上選択されたこともあってか、本稿筆者の見る限り、「情報」が刑典上の財産（財産上の利益）に当たるとの否かという基礎的な議論は、現在では必ずしも決着のつかないままやや落ち着いてしまった感もある⁴³⁾。上記の立法論の当否を検討する前提としても、これはなお議論を深めるべき問題ではないだろうか⁴⁴⁾。

他方で、現在、搭載センサーとAI及び5G（高速・大容量通信規格）に基

づく IoT 技術による自動運転車のシステムの推進とその実用・商用化が国際的にも目指されている。この現状を踏まえて、自動運転車により人身事故等を発生させた場合の法的責任が議論されている。刑事法学の領域でも、自動車運転過失致死傷罪や緊急避難の成否などを中心に議論が蓄積されつつある⁴⁵⁾。今後は、自動運転車のほかにも、AI・IoT 技術が日常的に一層発達・普及・浸透するとすれば、そうした技術の悪用・濫用・瑕疵等に伴う法益侵害行為につき、刑法上の伝統的な犯罪の射程範囲も検討しておく必要があるのではないか。

例えば、2020 年 10 月には、アダルトビデオの出演者の顔を芸能人とすり替えた動画をインターネット上にアップしたなどとして、男 2 人が名誉毀損罪及び著作権法違反の罪の容疑で逮捕されたと報道され⁴⁶⁾、内 1 名には、同 12 月に東京地裁 (東京地判令 2・12・18 D1-Law.com 判例体系 28290352) で、有罪判決が出された。これは、ディープフェイクといわれる AI の人物画像合成技術の「悪用」とも言える。こうした事案につき、今のところ (刑法上の罪として) 名誉毀損罪で対処するしかないのかもしれない⁴⁷⁾。しかし、明確にフェイクと断って公開した場合や、国家の要人や影響力のある著名人に本来の主義・主張に反するような発言をさせたり、無断で製品・サービスの広告をさせたりするフェイク動画を作成・公開した場合などについて、なお名誉に対する罪は成立するのか。その検討が必要となりうる。

2. 刑法典以外の主な法律での罰則

ここでは、刑法典以外の一覧記載の主な法律の罰則について、その概要と議論状況を示しておく。

なお、「情報法」の基本理念をめぐる憲法学上の議論を踏まえて、「情報に対する権利」の要素を①自由かつ多様な情報流通の確保、②情報の保護、③ユニバーサル・サービスの実現の 3 点に整理して考察すべきことが近時提案されている⁴⁸⁾。以下では、ひとまずこの提案を参照して、上記の①・②の点を中心に記述を進めることにしたい。

(1) 情報の流通の確保

情報の流通の確保の基礎として重要となるのが、憲法 21 条 2 項で保障される通信の秘密（ないし通信の自由）の保障とされる⁴⁹⁾。

通信の秘密の侵害行為を処罰対象とする一覧記載の法律として、郵便法、電波法、有線電気通信法、電気通信事業法（前身は「公衆通信事業法」（1953 制定、1984 廃止））がある⁵⁰⁾。また、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律では、捜査・調査の権限を有する公務員による電気通信事業法及び有線電気通信法の通信秘密侵害の罪を犯した場合の加重処罰規定が置かれている⁵¹⁾。

もっとも、例えば、電気通信事業法の通信秘密侵害罪の法定刑は、刑法 133 条の信書開封罪及び 134 条の秘密漏示罪と比べて重い。また、電気通信事業は、民間事業者に広く解放されている。これらのことから、電気通信事業法の通信の秘密侵害罪の保護法益は、「通信当事者のプライバシーではなく、思想または表現の自由の保障を担保するのに必要な範囲での通信の秘密」であり、かつ「電気通信業務の適正かつ合理的な運用およびこれに対する社会的信頼」であるとの指摘もある⁵²⁾。

いずれにしても、表現・通信の流通の基盤となる事業には、罰則付の規制もなされている。例えば、電気通信事業法では、当該事業の登録制がとられ、事業者は正当な理由なく役務提供を拒否できないとされている。そのほか、役務提供、料金及び休廃止などの各種届出、契約約款・料金の揭示、契約成立時の利用者への書面交付、業務停止・通信の秘密漏えいなどの重大な事故・規定遵守措置等の報告が義務づけられている。これらの違反や業務改善など各種命令への違反が罰則の対象とされている⁵³⁾。

また、郵便法では、郵便専用・供用物件の損傷等や、郵便障害行為が処罰対象とされ、電波法、電気通信事業法、有線電気通信法では、通信の妨害行為も処罰対象とされている⁵⁴⁾。この罰則規定は、各法の目指すユニバーサル・サービスの実現を間接的に支えるものといえよう。

他方で、情報処理の促進に関する法律（1986 年改正による改称前は「情報

処理振興事業協会等に関する法律」では、情報化社会の実現とそれによる国民生活の向上と国民経済の健全な発展への寄与が目的とされている。本法では、情報処理安全確保支援士の業務や情報処理推進機構の職務の適正な遂行のための罰則付の規制がなされている。また、2000 年には、「電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進」を図ることを目的として、電子署名及び認証業務に関する法律が制定され、認定認証事業者・認定外国認証事業者に虚偽申請をして電子署名に不実証明をさせる行為（虚偽申請（申込）罪）などが処罰対象とされている⁵⁵⁾。2002 年には、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律も制定され、同機構に虚偽申請をして不実の電子署名書・利用者証明用電子証明書発行をさせる行為が処罰対象とされている。さらに、2007 年には、「電子記録債権」の流動化促進と事業者の資金調達の円滑化等を目的として、電子記録債権法も制定され、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行う「電子記録債権機関」の違反行為が処罰対象とされている。

ところで、近時のビッグデータ時代における情報流通の基盤提供者として、いわゆるデジタルプラットフォーム事業者には、消費者のサービス利用等に伴うデータの適正な収集・蓄積・利用が求められている⁵⁶⁾。

これに関しては、電気通信事業法や個人情報保護法による一定の法規制があるほか、2020 年には、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律も制定された。本法では、政令で定める規模以上のデジタルプラットフォーム提供者が「特定デジタルプラットフォーム提供者」とされ、その勧告命令違反や各事項の報告違反等が罰則の対象とされている。なお、2021 年 4 月に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」案が可決・成立した。本法は、取引デジタルプラットフォームを利用する通信販売の取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し、同デジタルプラットフォーム提供者の協力の確保と、同デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益保護とを目的とする（1 条）。本法の罰則は 13 条のみで、

対象行為は取引デジタルプラットフォーム官民協議会の従事者等の事務に関する秘密漏示である（法定刑は「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」）。

また、一覧には記載されていないが、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（1947制定、2019改正。独占禁止法）によって、一定の法的対応がなされている。本法では、デジタルプラットフォーム事業者が取引相手の消費者の個人情報を不当に取得・利用した場合に、それが「不公正な取引方法」の「優越的地位の濫用」（2条9項5号）に当たれば、課徴金や排除措置命令の対象となる。その命令違反は罰則の対象ともなる（90条3号・「2年以下の懲役または300万円以下の罰金」（併科可）または97条・「50万円以下の過料」⁵⁷⁾）。

他方で、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（2001制定、2013改正。プロバイダ責任制限法）、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（迷惑メール防止法）、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）は、「情報通信の陰の部分」を規制する法律とされる⁵⁸⁾。

ただし、プロバイダ責任制限法には、罰則は存在していない（もっとも、プロバイダ等が違法コンテンツの削除・遮断の作為義務を負っているとすれば、その義務違反により、例えばわいせつ物頒布等罪や名誉毀損罪の不真正不作為犯の成否が問題となりうる⁵⁹⁾）。これに対して、迷惑メール防止法では、営利目的の団体・営業を営む個人の「送信者情報」を偽った送信や各違反時の電子メール送信方法改善必要措置命令違反などが処罰の対象とされている。携帯電話不正利用防止法では、携帯音声通信事業者への罰則付の事業者規制がなされているほか、携帯電話の不正な譲渡・譲受が処罰対象とされている。もっとも、迷惑メール防止法の強い規制については、通信または表現の自由に関する合憲性判断は慎重であるべきとの指摘もある⁶⁰⁾。こうした指摘を踏まえたさらなる罰則の整理やその在り方の検討が必要かもしれない。

同様に、「情報通信の陰の部分」を規制する法律として、児童買春、児童ポ

ルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)や、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)もあげられよう⁶¹⁾。

児童買春・児童ポルノ禁止法では、2004年改正によって、児童ポルノの定義を定める2条で「電磁的記録に係る記録媒体」が規定され、7条で児童ポルノ情報電磁的記録の単純保管(1項)、提供・製造等(2項～5項)、不特定・多数者提供・製造等(6項～8項)が処罰対象とされている⁶²⁾。出会い系サイト規制法では、インターネット異性紹介事業者への罰則付の事業規制がなされているほか、同事業を利用した児童の各誘引行為が禁止され、その違反が処罰対象とされている。また、リベンジポルノ被害防止法では、第三者が撮影対象者を特定することができる方法での私事性的画像記録の公表(提供・公然陳列)等が処罰対象とされている⁶³⁾。

(2) 情報の保護

ここでは、不正アクセス、営業秘密、個人情報、国家秘密に分けて記述する。

①不正アクセス

とくにコンピュータ上の情報の保護に(間接的にせよ)資すると思われるのは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)である。

1980～90年代にかけて、コンピュータ・ネットワークの悪用が国際的にも問題化した。それにもかかわらず、諸外国で整備されたハイテク犯罪対策と比べ日本ではこれが充分ではなかった⁶⁴⁾。本法は、これらのことに対処すべく1999年に制定された⁶⁵⁾。

本法では、3条で「何人も、不正アクセス行為をしてはならない。」と規定され、11条でその違反が処罰対象とされている。本法にいう「不正アクセス

行為」の定義は2条4項に置かれているが、その「類型」を大別すると「他人の識別符号を無断で入力する行為、いわゆる不正ログインと、アクセス制御機能による特定利用の制限を免れる情報（識別符号を除く）又は指令を入力する行為、いわゆるセキュリティ・ホール攻撃」に分類しうるとされている⁶⁶⁾。「コンピュータの不正利用行為やコンピュータ・ウイルスを投与する行為などは、アクセス制御機能に対する侵害行為ではなく、本法の禁止するところではない」ともされている⁶⁷⁾。

また、2012年改正によって、本法では、不正アクセス行為への供用目的でのアクセス制御機能に係る他人識別符号取得、不正アクセス行為への供用目的の知情同他人識別符号の利用権者外の者への提供、不正アクセス行為への供用目的での同他人識別符号保管、アクセス管理者とのなりすまし・誤認させて利用権者にアクセス制御機能に係る識別符号を入力するよう求める情報を公衆閲覧可能状態に置く行為・同情報を利用権者に送信する行為（フィッシング行為）が、新たに処罰対象となった。端的に言えば、フィッシング・不正アクセス行為の助長・ID・パスワードの不正な取得・保管等も禁止・処罰対象とされたのである⁶⁸⁾。

もっとも、不正アクセス禁止法は、あくまでコンピュータへの不正アクセスを取り締まるものであって、情報の不正取得そのものを処罰対象とするものではない⁶⁹⁾。すなわち、特定の情報の探知（不正取得）は「不正アクセス行為」の要件とはされていない。上記のように、他人識別符号の不正取得も処罰対象となるものの、あくまで不正アクセス行為の供用目的でなされる必要があるから、不正アクセスの予備行為が禁止されているにすぎない⁷⁰⁾。なお、その要件からして、不正アクセス罪は、刑法の断片性・補充性を踏まえても⁷¹⁾、なお当罰的な「コンピュータ・データの無権限取得を必要十分に処罰できない」などとして、データの機密性を侵害する無権限アクセスを処罰対象とする具体的な立法的検討もなされている⁷²⁾。

②営業秘密

Ⅲ 1 (2) で述べたように、営業秘密情報の刑法的保護につき、立法者は、刑法典ではなく不正競争防止法の罰則で行うことを選択した。

不正競争防止法 2 条 6 項は、「営業秘密」の定義として、「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。」と定める。いわゆる「管理性」・「有用性」・「非公知性」が要件となる。

以下では、本法における営業秘密侵害行為に対する刑事規制の変遷について振り返っておく。

営業秘密の不正取得等は、まず本法全部改正 (1993 年) 前の 1990 年改正で、「不正競争」として民事的措置の対象とされた。これに対して、営業秘密侵害行為が初めて刑事罰の対象となったのは、2003 年改正であった。すなわち、14 条 1 項 3 号で、不正競争の目的で詐欺等行為 (欺罔・暴行・脅迫) または管理侵害行為 (窃取・施設侵入・不正アクセス等) により取得した営業秘密を使用・開示する行為、同 4 号で、使用・開示目的で詐欺等行為または管理侵害行為により営業秘密を取得する行為、同 5 号で、不正の競争の目的で保有者から示された者が詐欺等行為、管理侵害行為または横領等の任務違背行為により営業秘密を使用・開示する行為、同 6 号で、保有者から営業秘密を示された役員・従業者が不正の競争の目的で任務に違背してこれを使用・開示する行為が、「3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金」で処罰対象とされた。

2005 年改正では、退職者等の開示・使用など、処罰対象となる行為の拡充、国外犯の処罰化、法定刑の引き上げ、両罰規定 (法人重課) の導入がなされ、2006 年改正でさらに法定刑・両罰規定の罰金刑の引き上げがなされた。

2009 年改正では、21 条 1 項 1 号で、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為 (略) 又は管理侵害行為 (略) により、営業秘密を取得した者」と定められた。特に、主観的要件が「不正競争の目的」から「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」(図利

加害目的)へと緩和された⁷³⁾。これは、2号以下の使用・開示・領得などについても同様である。さらに、3号では、1号と同じく、使用・開示にかかわらず、「営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者」も処罰対象とされた。本改正により、刑法の財物罪及び背任罪とあわせて、企業の機密情報の窃取行為については「かなりの部分はカバーされるようになった」とも評価されている⁷⁴⁾。

その後、2015年改正でも、不正な取得・使用・開示等の未遂も処罰対象となるなど、さらに処罰対象が拡充された。また、法定刑の罰金額も引き上げられ、現行の「10年以下の懲役もしくは2,000万円以下の罰金またはその併科」(日本国外での使用目的での不正取得・領得等の場合は懲役刑は同じだが罰金額は3,000万円)と定められた⁷⁵⁾(なお、関連する両罰規定の法人重課については下記Ⅳの表参照)。

ちなみに、2018年改正では、いわゆる「ビッグデータ」の保護を念頭に、2条7項で「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報」が「限定提供データ」として定義され、その不正な取得・使用・開示行為等が「不正競争」に当たるとされた(2条11号～16号)。この限定提供データに関する不正競争行為は差止請求権・損害賠償請求権などの民事的措置の対象となる。しかし、今のところ罰則の適用対象とはされていない。

いずれにしても、上記の数回の改正の効果か、近年、本法の営業秘密侵害罪に関する検挙事例も増えているとされる⁷⁶⁾。また、近時には同罪に関する最高裁判例(最決平30・12・3刑集72巻6号569頁(日産営業秘密漏洩事件))も出されている⁷⁷⁾。

なお、本法の営業秘密の侵害罪の保護法益については、立案担当者の説明通り「企業の個人的法益(私益)と公正な競争秩序という社会的法益(公益)

の双方」であると一般的に解されている⁷⁸⁾。しかしながら、かつて主張された「不正競争的構成」では、「不正競争の目的」という主観的要件を必要とし、転退職の自由保障のため、転退職後の刑事法上の守秘義務も極めて限定して認めるべきなどもされていた⁷⁹⁾。それと比べると現行の不正競争防止法の営業秘密侵害罪はその成立要件が緩和され、かつ(退職者によるものも含め)処罰範囲が大幅に拡張されている⁸⁰⁾。しかも、行為の主体・行為・結果が異なるにもかかわらず、営業秘密侵害行為として一律に同じ法定刑が定められている。このことへの疑問が示されているほか、営業秘密性の基準や、特に不正領得は危険犯化しているとして目的要件の内容・法益侵害性についての問題点も指摘されている⁸¹⁾。また、2006年改正以降、営業秘密侵害罪の法定刑は、懲役刑が「10年以下の懲役」となり、千万円単位の罰金刑との併科も可能になった。この点で、「営業秘密」は刑法上の「財物」・「財産上の利益」よりも厚い保護を受けることになった。これについて、「営業秘密について、そこまでの保護が果たして必要か否かについては検討を要する」との指摘もある⁸²⁾。立法的に「不正競争的構成」がとられたとしても、なお刑法理論として議論を深めるべき問題は、少なくないように思われる⁸³⁾。

なお、2020年に家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が制定され、不正競争防止法の営業秘密侵害罪に類似の家畜遺伝資源侵害罪が規定されている。

③知的財産権(著作権・特許権)

著作権法・特許法等の知的財産権法は、(秘匿されていない)情報内容に対する権利性を肯定することで、その経済的価値を保護する仕組みであると指摘されている⁸⁴⁾。もっとも、刑事規制との関係でいえば、著作権・特許権等の知的財産権は、それが「財産上の利益」の利益に当たる限りで、刑法の強盗・詐欺・恐喝等の犯罪の行為客体となりうる。しかし、逆に言えば、暴行・脅迫・欺罔を伴わずに知的財産権を不正取得しても、上記の各罪は成立しない。ま

た、事務処理者が図利加害目的で知的財産権の管理等について任務違背行為をして、本人に「財産上の損害」を与えれば、刑法の背任罪が成立しうる。しかし、Ⅲ 1 (1) でみたように、背任罪の成立範囲は限定的となる。

これに対して、各種の知的財産権に関する法律では、知的財産の無断使用などをはじめとした権利侵害行為が広く処罰対象ともされている⁸⁵⁾。本稿一覧では、そのうち、参照した『情報通信六法』記載の著作権法のほか、下記内容と関連するプログラムの著作物に係る特例に関する法律及び産業財産権法の代表と思われる特許法の罰則を参考として記載した⁸⁶⁾。以下では、著作権法と特許法の罰則について特に電子的なものとの関連で述べておく⁸⁷⁾。

i) 著作権法 本法では、1985年改正でプログラムが、1986年改正でデータベースが、それぞれ「著作物」として明記された(2条1項10の2、10条の3)。そのため、営業上のプログラム及びデータベースも、個別のデータとは別個に著作物に当たる限りで、その著作権侵害行為は、119条で処罰対象となる。もっとも、プログラムの著作物の著作権侵害があったと認めるためには、2条1項1号によって当該プログラムに「創作性」のあることが要件となる⁸⁸⁾。また、データベースは10条の3で「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」とされているものの、12条の2で「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」とされているので、やはり「創作性」が必要となる⁸⁹⁾。したがって、単なるデータの集合体たる機械稼働データ、物流トラックの運行データ、ビル等の人の行動データなどは、「創作性」が欠けるゆえに、著作物としてのデータに当たるとは認められない（なお、秘密として管理されている限り不正競争防止法上の「営業秘密」には当たりうる）。これらのデータ提供による「蓄積データ」は、情報の選択・体系的な構成について創作性のある限りで、著作物としてのデータベースと認められる余地があるとされている⁹⁰⁾。

また、1999年改正以降、著作権法では、技術的保護・利用制限の手段回避

の装置・プログラムの複製物の公衆への譲渡・貸与・その目的での製造・輸入・所持・公衆への使用供与・プログラムの公衆送信・送信可能化も処罰対象とされている。さらに、2009 年改正以降、いわゆる違法ダウンロードが処罰対象とされている。2020 年改正では、違法なダウンロードの対象が音楽・映像から漫画・書籍等を含むあらゆる著作物に拡張された。同年改正では、著作権侵害コンテンツへの誘導を行う侵害著作物等利用容易化ウェブサイトや同プログラム（いわゆるリーチサイト・アプリ）の規制がなされ、その違反も処罰対象とされた⁹¹⁾。

ちなみに、いわゆる Winny 事件の最高裁判例（最決平 23・12・19 刑集 65 巻 9 号 1380 頁）では、著作権法の公衆送信権侵害行為の幫助犯の成否が問題とされた（成立否定・無罪）⁹²⁾。

ii) 特許法 本法では、2 条 3 項 1 号で、発明の対象となる「物」には「プログラム等を含む。」と定められ、同 4 項で「この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるものをいう。」と定められている。「データ構造」も「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（2 条 1 項）に当たる限り、プログラムに準じて特許発明と認められうる。例えば、IoT / AI に関連するデータのうち、AI 装置の学習に使用される教師データや、AI パラメータデータなどは、特許発明に該当する可能性が高いとされている⁹³⁾。これらのデータが「特許発明」に当たり特許権が認められれば、その侵害行為は 196 条で処罰対象となる。

なお、2004 年改正によって、インターネットを利用した出願情報の公開もなされるようになった。このことから、国外からの模倣も著しく容易になったため、侵害リスクも増大しうる。これらのことを踏まえ、特許よりも「営業秘密」として保護する方が適切な場合のあることも指摘されている⁹⁴⁾。

④個人情報

日本で個人情報保護の法整備が真剣に検討されたのは、1980年のOECD原則を受けてであるとされる。そうして、政府全体の合意を得ることができるとして真っ先に制定されたのが、1988年の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（行政機関電算機個人情報保護法）であった（ちなみに罰則は25条のみで、不正な手段によって処理情報の開示を受ける行為に対して「10万円以下の過料に処する」と定められていた）。本法には不備も多かったが、個人情報保護のための一般法の制定に途を開いたとされる。

その後、電子商取引が急速に発展し、民間企業の個人情報の大量漏洩も相次ぎ、住民基本台帳ネットワークシステム導入への国民の不安解消も求められたことから、ようやく2003年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が制定された。また、同時に行政機関電算機個人情報保護法を全部改正した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（独立行政法人個人情報保護法）も制定された⁹⁵⁾。このうち、個人情報保護法が、国などの一定の公的機関以外の「個人情報取扱事業者」（個人情報データベース等を事業の用に供している者（2条5項））の保有する個人情報の保護を図る役割を持つ。

個人情報保護法2条では、「個人情報」は「生存する個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することができるもの」及び「個人識別符号」を含むものと定義される⁹⁶⁾。また、2015年改正により、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」いわゆる「要配慮個人情報」（2条3項）の定義規定が置かれた⁹⁷⁾。これらの定義は、行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法でも同じである。個人情報保護法では、さらに同年改正により、「特定の個人を識別することが

できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにした」「匿名加工情報」(2 条 9 項)の定義規定も置かれた。行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法では、これに相当する「非識別加工情報」の定義規定がある⁹⁸⁾。

もっとも、罰則との関係でいえば、個人情報保護法では、個人情報保護委員会委員長等の職務に関する秘密漏示・盗用を除くと、個人情報そのものの不正な探知・取得・使用・開示等は直罰の対象とはされていない。基本的には、事業者の法違反への中止・是正(勧告)措置命令が出され、その違反が間接罰の対象となるにすぎない。これとは異なり、行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法では、行政機関の職員等・独立行政法人の役員等の図利目的での業務に関する保有個人情報の提供・盗用や、同職員・同役員等の職務外供用目的での職権濫用による個人の秘密に属する事項記録文書・図画・電磁的記録の収集が直罰の対象となっている。公的部門では、公権力の行使によって強制的に個人情報を取得できるゆえに、より厳格な個人情報保護が必要になるとされる⁹⁹⁾。上記の個人情報保護法と行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法との処罰対象の相違も、このことに基づくものと考えられる。

また、個人情報保護法では、2015 年改正で、2 条 4 項の「個人情報データベース等」すなわち「個人情報を含む情報の集合物」であって「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」及び「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」の不正な利益を図る目的での提供・盗用行為が直罰の対象とされた。本罪の創設の理由は、個人情報取扱事業者の従業員の個人情報データの不正取得と売却についての直罰規定がなかったことで、これに対する抑止力が脆弱であることが問題視されていたことによる。個人情報データではなく個人情報データベース等が対象とされているのは、情報の数が相当数に上り、特定個人を容易に検索できるために、悪用の可能性が高いからだとされている¹⁰⁰⁾。なお、行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法でも個人情報ファイルの不正な提供が

直罰の対象とされている。

ちなみに、個人情報保護法は、2020年改正で、一部法定刑が引き上げられたほか、両罰規定に関して初めて法人重課の制度が導入された。また、2021年の「デジタル社会の形成を回るための関係法律の整備に関する法律」（整備法）の制定により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法は、1つの法律に統合される（整備法の公布日から1年及び2年を超えない範囲で施行）。この統合法における罰則（176条～185条）の対象行為及び法定刑は、現在の3法と基本的に変わっていない。ただし、一部の罪の行為主体は、地方公共団体の機関および地方独立行政法人の職員等にまで拡張される¹⁰¹⁾。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）・統計法・住民基本台帳法・戸籍法は、個人情報保護の特別法の役割を果たしており、また刑法134条の秘密漏示罪をはじめ各法における守秘義務規定や、通信秘密保護規定は、個人情報保護の機能を果たしているとも指摘されている¹⁰²⁾。

しかし、個人情報保護法の罰則については、次のような問題点が指摘されている。個人情報には氏名・住所・生年月日などの基本的情報から年収・健康状態といった機密性の高い要配慮個人情報まで幅広く含まれており、事業者の義務も様々であって、命令違反の内容・程度も一様ではないことから、間接罰方式を採用していることの意義が検討されるべきである。また、直罰方式の個人情報データベース等提供・盗用罪についても、その提供・盗用の意義自体や、そもそも提供・盗用の対象となるのが「個人情報」そのものでないことなどについて検討すべき点がある。これらの問題点を踏まえて、刑罰の明確性・謙抑性に配慮しつつ、個人情報（とくに要配慮個人情報）それ自体の刑罰的保護の必要性が説かれ、具体的な立法的検討もなされている¹⁰³⁾。例えば、2013年には、がん登録等の推進に関する法律が制定され、がん登録情報、がん情報等に関する秘密漏示のほか、各情報等の不正な提供・盗用が直罰の対象となってい

る。また、2017年には、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律が制定され、個人の秘密事項記録医療データベース等の不正な提供等が、直罰の対象となっている。他にも番号法をはじめ、隣接する他法の罰則との比較・整理をさらに進める必要があると思われる¹⁰⁴⁾。

他方で、「個人情報には様々な性質のものがあり、また、個人情報は生命身体にかかわる利益と財産的利益の中間に位置するから、もう少し踏み込んだ刑罰法規の棲み分けの検討がいずれ必要になる」との指摘もある¹⁰⁵⁾。また、情報を知った他人により干渉・管理され、個人が「操り人形」のように他者の単なる道具と化して「自律」を失うことがプライバシー権の究極的侵害になり、「人格的自律」に関する「個人情報」の法的保護が特に重要になるとしたうえで、「プライバシー権の保護対象は、私的領域とはいえ、公私の限界が自明でない限り、流動的であって、少なくとも共存（公共の福祉）のための制約を法的にも受ける」として、「他者の権利と抵触しない場合の個人情報は、本人の自律に委ねられるべきことになり、その自律に委ねたのでは本人の利益が擁護されえない場合に限って、本人の同意に反して本人の利益のために個人情報の管理が他者に許容される」との指摘もある¹⁰⁶⁾。これらの指摘を踏まえ、さらに適正かつ多様な利活用の推進も視野に入れつつ、「個人情報」の法益としての内容、要保護性の限界、処罰対象となる侵害態様等については、議論を一層深めることが求められる¹⁰⁷⁾。

さらに、例えば、比較的近時の東京高裁判例（東京高判平29・3・21高刑集70巻1号10頁）では、自社の顧客情報を図利目的で複製・流出させたとの事案（ベネッセ事件）で、当該顧客情報は秘密管理性を満たしており「営業秘密」に当たるとして、不正競争防止法違反の罪の成立が認められている。「個人情報」と刑法の「財産」及び不正競争防止法の「営業秘密」との関係・限界づけなども、なお検討される必要があろう¹⁰⁸⁾。

なお、関連問題として、GPSによる「位置情報」の取得をめぐる近時の最高裁の刑事判例をあげておく。

第1は、対象車両にGPS端末を取り付けてネット経由でその所在を検索して移動状況を把握する、いわゆる「GPS捜査」につき、個人のプライバシーを侵害しうるものであって、「個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制的処分」に当たり、「その特質に着目して憲法、刑訴法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましい」とした最大決平29・3・15刑集71巻3号13頁である¹⁰⁹⁾。

第2は、元交際相手の自動車にGPS機器を取り付けたが、同車の位置の探索はその取り付けた駐車場等の付近から離れた場所において行われたとの事案で、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（2000制定、2016改正。ストーカー行為に関する罰則は18条。法定刑は「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」）2条1項1号所定の「住居等の付近において見張り」をする行為に該当するためには、機器等を用いる場合であっても、上記特定の者等の「住居等」の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要する」として、上記自動車へのGPS機器の取り付け行為等は同法の「見張り」に該当しないとした最判令2・7・30刑集74巻4号476頁及び最判同年月日集刑328号19頁である（いずれの判例でも上記「」内判示部分は同一の文言が用いられている¹¹⁰⁾）。この最高裁判例を受けて、2021年に同法が改正され、「位置情報無承諾取得等」が規制対象行為として追加された¹¹¹⁾。

⑤国家秘密

国家秘密の保護について、戦後の動向として、まず1961年の改正刑法準備草案136条では「機密探知罪」（法定刑は「2年以上の懲役」）が、149条では「公務員機密漏示罪」（法定刑は「3年以下の懲役または禁錮」）が規定されていた。しかし、法制審議会での激論の末、1974年の改正刑法草案では、前者の機密探知罪は設けられないことになった。これに対して、後者の公務員機密漏示罪

は、改正刑法草案 140 条に残され、「公務員又は公務員であった者が、正当な理由がないのに、職務上知ることのできた機密を他人に漏らしたときは、3 年以下の懲役又は禁錮に処する。」と定められていた。しかし、本条についても厳しい批判が加えられ、結局のところ、現在まで刑法典には両罪に当たる規定は存在しない。

また、1980 年代には最高刑として「死刑または無期懲役」まで規定する「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」などが国会に提出されたが、国会内外からの批判を受けて廃案となった¹¹²⁾。

他方で、刑法典以外の法律では、1950 年代に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」(刑事特別法)及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法において、軍事的な秘密・機密の不正な探知・収集・漏示が処罰対象とされた。また、「国家公務員法」、「地方公務員法」、「自衛隊法」は、公務員等に職務に関する守秘義務を課し、その違反の漏示を処罰対象としている¹¹³⁾(刑事特別法及び 3 法の上記罪の法定刑は整序表参照)。ちなみに、国家公務員法の「秘密」について、最高裁判例(最決昭 52・12・19 刑集 31 巻 7 号 1053 頁)は、「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」として、いわゆる「実質秘説」をとっている¹¹⁴⁾。

いずれにしても、特定秘密保護に関する法律(特定秘密保護法)の制定以前には、刑罰によって保護される国家秘密は防衛秘密が中心であって、その法制は国家秘密の保護自体に必ずしも積極的ではなく、その理由は「戦争に対する反省とたえざる警戒」であるとの指摘もある¹¹⁵⁾。それにもかかわらず、2013 年に、特定秘密保護法が制定された。本法の賛否をめぐっては、世論の反対も強く、複数の刑事法学者からも反対の意見表明がなされていた。

本法では、例えば、特定秘密の不正取得が未遂も含めて処罰対象となる。また、特定秘密取扱業務従事者等の特定秘密の漏示や不正取得の行為が未遂・過

失による場合も含めて処罰対象となる。いずれにしても、本法における特定秘密の指定要件は、本法別表により防衛・外交・特定有害活動の防止・テロ活動の防止が基本となる。防衛に関する秘密に限られない点で従来の特別法よりも処罰対象が広がり、かつそれ以外の国家秘密の漏示等については罰則の大幅な引き上げとなる¹¹⁶⁾。

他方で、本法 22 条 1 項では「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮」するとの人権配慮規定が置かれている。例えば、本罪では単純漏示は処罰対象とならず、二次取得者の漏示も処罰対象となっていない。これは、メディア側の反発を恐れたこと、国民の知る権利・情報公開を求める活動が広がっていることの表れであるとされる。その一方で、なお本法は軍事立法・情報統制法としての側面を持ち、安全保障に関する情報については内閣総理大臣が情報を独占できるゆえに行政権の優位が生じているなどの懸念が示されている¹¹⁷⁾。そのほか、秘密指定の是非を外部から検証する術がないことや、特定秘密及びその前提となる「安全保障」の概念の不明確さ、取材行為について本法 22 条 2 項により「正当な業務」と認められる範囲などにつき解釈論上の問題点も指摘されている¹¹⁸⁾。

本法は、厳重に管理・秘匿されるべき国家の最重要の秘密の保護を法的にさらに強化したものであるから、その違反・検挙の事例は今後もそもそも発生しにくいものと推測される。しかし、それは本法が常に適正に運用されていることや、問題点のなかったことを意味するものではない¹¹⁹⁾。既に指摘されている点も含めて、本法の是非・運用については、今後も絶えず理論面・実際面で批判的に検証されていく必要があると思われる。

【戦後の主な刑事の立法及び裁判例年表】

【立法】	【裁判例】
	1965 大日本印刷 (窃盗) 事件 (東京地判)
	1967 鐘淵化学 (業務上横領) 事件 (大阪地判)
(1974 改正刑法草案公表 →公務員機密漏示罪 企業秘密漏示罪)	1978 外務省機密漏洩 (国家公務員法違反) 事件 (最決)
	1980 建設調査会 (窃盗) 事件 (東京地判)
	1981 東洋レーヨン (業務上横領) 事件 (神戸地判)
	1984 新葉産業スパイ (窃盗) 事件 (東京地判)
	1985 総合コンピュータ (背任) 事件 (東京地判) 新潟鉄工 (業務上横領) 事件 (東京高判)
1987 刑法改正 →電磁的記録不正作出供用罪 電子計算機損壊等業務妨害罪 電子計算機使用詐欺罪など	
1999 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び 処罰並びに児童の保護等に関する法律制定 不正アクセス行為の禁止等に関する法律制定 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律制定	
2001 刑法改正 →支払用カード不正作出等罪など	2001 アルファネット (わいせつ物公然陳列) 事件 (最決)
2003 不正競争防止法改正 →営業秘密侵害行為への罰則 個人情報の保護に関する法律制定	
2004 サイバー犯罪条約国内承認	
2009 著作権法改正 →違法ダウンロード行為への罰則	
2011 刑法改正 →不正指令電磁的記録作成等罪 わいせつ電磁的記録頒布等罪など 刑事訴訟法改正 →「電磁的記録」に関する証拠収集手続の整備	2011 Winny (著作権法違反) 事件 (最決)
2012 サイバー犯罪条約批准	2012 イカタコウイルス (器物損壊) 事件 (東京高判)
2013 特定秘密の保護に関する法律制定	
2014 サイバーセキュリティ基本法制定	2017 GPS 捜査は強制処分 (最決) 2018 日産営業秘密漏洩 (不正競争防止法違反) 事件 (最決)

IV. 法定刑による整序表について

上記のように情報をめぐる罰則規定をめぐっては、なお立法論も展開されている。そうした立法論を展開する際には、Iでも述べたように、その法定刑をどうするかも重要な論点となりうる¹²⁰⁾。また、各法の犯罪の行為態様・法益などの解釈をする際にも法定刑は指針となりうる。

そこで、法定刑をめぐる立法論ないし解釈論の参考として、一覧とは別に、法定刑（過料含む。）を基準に記載した「整序表」も作成した（なお、本表での懲役刑と禁錮刑との軽重は、比較の便宜上、各長期の長短を基準とした）。

本整序表では、一覧記載の法律のみならず、本稿の内容に関連し、特に必要と思われる限りで刑法典（1907制定、2018改正）及び他の法律（「国家公務員法」（1947制定、2019改正）、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（1948制定、2018改正）、「地方公務員法」（1950制定、2017改正）、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」（1953制定、2011改正）、「自衛隊法」（1954制定、2020改正）、「割賦販売法」（1961制定、2020改正）、「貸金業法」（1983制定、2020改正）、「独立行政法人通則法」（1999制定、2018改正）、「地方独立行政法人法」（2003制定、2020改正）、「公益通報者保護法」（2004制定、2020改正））の一部の犯罪行為とその法定刑も記載した。

なお、一覧記載の両罰規定を置く一部の法律では、「法人重課」も定められている。これについては、下記の表参照（重課の対象行為は、一覧及び各条文で確認されたい）。

法人重課の法定刑	法律名	重課の対象となる罰則の条項号数
10 億円以下の罰金	不正競争防止法	21 条 3 項 1 号 (同 1 項 1 号に係る部分に限る。)・2 号 (同 1 項 2 号・7 号・8 号に係る部分に限る。)・3 号 (同 1 項 2 号・7 号・8 号に係る部分に限る。)・4 項 (同 3 項 1 号 (同 1 項 1 号に係る部分に限る。)・2 号 (同 1 項 2 号・7 号・8 号に係る部分に限る。))・3 号 (同 1 項 2 号・7 号・8 号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。
5 億円以下の罰金	不正競争防止法	21 条 1 項 1 号・2 号・7 号～9 号 (同 1 項 4 号～6 号・同 3 項 3 号 (同 1 項 4 号～6 号までに係る部分に限る。))の罪に係る特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。)・4 項 (同 1 項 1 号・2 号・7 号～9 号 (特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。))に係る部分に限る。
3 億円以下の罰金	特許法	196 条、196 条の 2、200 条 1 項
	著作権法	119 条 1 項・2 項 3 号～6 号、122 条の 2 第 1 項
	不正競争防止法	21 条 2 項
	電子記録債権法	93 条、94 条
	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律	18 条 1 項 1 号・3 号 (同 1 項 1 号に係る部分に限る。)・4 号～11 号・2 項
2 億円以下の罰金	電子記録債権法	95 条 1 号～4 号・6 号
1 億円以下の罰金	電波法	110 条 11 号・12 号
	特許法	197 条、198 条
	電気通信事業法	181 条
	個人情報の保護に関する法律	83 条、84 条
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	48 条、49 条、53 条
	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律	44 条～46 条
3,000 万円以下の罰金	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	34 条

- 1) この点については、石戸奈々子『日本のオンライン教育最前線 アフターコロナの学びを考える』（2020）が詳しい。
- 2) 朝日新聞 digital2021年3月4日「ランサムウェア被害、昨年23件 警察庁「手口巧妙に」」によれば、いわゆるランサムウェア（身代金ウイルス）によるサイバー攻撃に関する警察への被害相談が昨年4～12月に23件あったと警察庁が発表したと報道されている。同記事によると、情報セキュリティ大手のトレンドマイクロによれば昨年1年間に国内の法人からランサムウェア感染の報告が93件、コロナ禍に乗じたサイバー犯罪と疑われる事案が昨年1年間で887件確認されたという。

また、警察庁のセンサーによる検知・分析では、昨年は前年の約1.5倍の平均6,506件（1日あたり）の不正アクセスが確認され、ネットバンキングの不正送金も1,734件（被害額約11億円）発生していることなどから、警察庁は「サイバー攻撃やサイバー犯罪の手口は巧妙化しており、極めて深刻な情勢」としている、とされている。

こうした事態を受けて、読売新聞 2021年4月3日付（朝刊）1面「[サイバー事故調]新設」によれば、政府が企業、重要インフラへのサイバー攻撃に備えるため調査体制を強化すべく、「サイバー事故調」の設置を目指すとして報道されている。また、同2021年6月24日付（夕刊）1面「警察庁に「サイバー局」」によれば、警察庁は2022年4月の組織改編でサイバー犯罪への対策を統括する「サイバー局」を創設すると報道されている。

ちなみに、2021年5月開催の日本刑法学会第99回大会では、星周一郎ほか「サイバーセキュリティと刑事法」のワークショップが行われた。
- 3) 例えば、宮下紘『ビッグデータの支配とプライバシー危機』（2017）57頁では、ビッグデータの活用されるデジタル化時代では、「安全をとるか、プライバシーをとるか」といった二項対立ではなく、できる限り両者がwin-win関係を築けるような個別事例の積み上げが大切と説く。情報の法的保護の困難さについては、松原芳博「情報の保護」法学教室298号（2005）54～55頁も参照。なお、これに関連した憲法的視点からの包括的な分析として、長谷部恭男「憲法上の諸原則」宇賀克也・長谷部恭男編『法システムⅢ 情報法』（改訂版・2006年）13～15頁参照。
- 4) 例えば、岡田好史「サイバー刑法の概念と展望」専修法学論集118号（2013）74頁は、「刑法の基本的性格として、二次規範性、断片性、補索性、謙抑性が挙げられる。それに加えて、新たなコンピュータの開発、普及がもたらした犯罪化また刑罰化の方向に対しては、現代の刑法・刑事政策思想からの厳しいまでのその行き過ぎを戒められねばならない」と論ずる。

また、例えば、成原慧「海賊版対策のための著作権法改正及び関連する取組の意義と課題」法律時報92巻8号（2020）98頁は、Ⅲ2（2）③i）であげた2020年著作権法改

正によるリーチサイト規制につき、ハイパーリンクが情報流通の経路として人々の表現の自由や知る権利を支えることに鑑み、「刑事罰の適用については特に謙抑的な運用が求められる」と指摘する。他方で、渡邊卓也『ネットワーク犯罪と刑法理論』(2018)2～4頁は、刑法学には、罪刑法定主義および刑法の謙抑主義を踏まえつつ、「理論的な観点から刑罰の適用限界を明らかにしつつ、立法者が提示する改正案の是非を検討するなど、立法的解決に寄与することが求められている」と指摘したうえで、既存の刑罰法規につき立法的解決の必要性も踏まえた考察を行っている。

上記の先行業績の主張を踏まえ、各法の罰則の相互比較などを行い、罰則による過剰な法規制がなされていないか、立法的解決を模索する必要があるか、など多角的な検討をすることも必要であろう。

- 5) 例えば、不正アクセス対策法制研究会編著『逐条 不正アクセス行為の禁止等に関する法律』2版・2012)141～142頁は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の不正アクセス罪の法定刑は刑法典の不正指令電磁的記録作成・供用等の罪などの法定刑を参照して定められたとしている。また、同142頁(注2)は、2012年改正の不正アクセス罪の法定刑の引き上げにあたっては、他の法律の改正による法定刑の引き上げも参考にされたとしている。
- 6) 西井吉晃『サイバーセキュリティと刑法』(2020)333～340頁では、「参考文献」として、本稿で引用していない論稿も含め、関連する多くの先行業績が記載されている。必要に応じて、こちらも参照されたい。
- 7) 「情報」をめぐるこれまでの法の総括、個別法の変容、裁判例の動向等の整理は、藤原静雄「情報をめぐる問題」法律時報92巻8号(2020)32頁参照。
- 8) なお、本稿では記載対象としなかったが、関連する法律として、「日本農林規格等に関する法律」(1950制定、2017改正)、「不当景品類及び不当表示防止法」(1962制定、2019改正)、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(2003制定)、「資金決済に関する法律」(2009制定、2020改正)、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(2009制定、2017改正)などの罰則については、渡辺靖明「消費者法の罰則一覧表」横浜法学29巻1号(2020)275頁以下を参照されたい。これに関連し、電子商取引に関する事業への法規制の概要については、栗田昌裕「電子商取引と消費者の保護」曾我部真裕ほか『情報法概説』(2版・2019)434～451頁参照。また、消費者の保護にも関わる「公益通報者保護法」は、2020年改正により罰則が新設され、公益通報者特定事項の漏示が処罰対象とされた(法定刑は整序表参照)。
- 9) なお、「親告罪」は法益との関係でも重要な指標となりうる(深町晋也「著作権を巡る強制と自制のあいだ」法曹時報92巻8号(2020)71～72頁参照)。一覧記載の法律の親告罪規定は、放送法186条2項、特許法203条の2第2項、著作権法123条1項、情報の処理

の促進に関する法律 59 条 2 項、不正競争防止法 21 条 5 項、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 3 条 4 項、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 18 条 3 項である。

- 10) ちなみに、刑法 4 条の 2 は、1987 年改正（コンピュータ立法）で追加された。その追加の経緯を含めた解説として、的場純男「刑法関係 §4 条ノ 2」米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（1988）45～58 頁がある。
なお、これに関連し、インターネットを經由した犯罪に対する刑法の場所的適用範囲を包括的に検討する論稿として、渡邊卓也『電腦空間における刑事的規制』（2006）10～83 頁がある。
- 11) 伝統的な偽造罪・詐欺罪も「情報犯罪」ともいえる（長井圓・渡辺靖明「情報濫用のクレジットカード財産犯罪と裁判例」クレジット研究 32 号（2004）203 頁参照）。詐欺罪の欺罔行為を「許されざる情報格差の利用」と位置づけて包括的な検討を行う近時の論稿として、富川雅満「詐欺罪における欺罔行為の判断基準について」佐伯仁志ほか編『刑事法の理論と実務②』（2020）197 頁がある。
- 12) 荒川雅行「情報と財産犯」阿部純二ほか編『刑法基本講座 第 5 巻』（1993）48 頁。それでも、例えば「個人情報」には既に公開・共有されて初めて、情報主体の利益が図られるものが含まれている。それゆえ、両者の保護の必要性・在り方は、なお区別して論じる必要がある（長井・渡辺・前掲注 11）206 頁）。
なお、一部の法律では、秘密を漏らす行為が「漏えい」と表記されているが、本稿では秘密「漏示」罪として統一した。
- 13) 西貝・前掲注 6）33～34 頁。ちなみに、郵便法と同様に「民間事業者による信書の送達に関する法律」（2002 制定、2020 改正。信書便法）にも信書を開く等の罪（44 条）、信書の秘密侵害罪（45 条）がある（法定刑は郵便法の同罪と同じ）。
- 14) 西貝・前掲注 6）34 頁（このことは郵便法及び信書便法の信書の秘密侵害罪等も含めて指摘されている）。
- 15) この点については、平野潔「情報の刑法的保護」人文社会論叢 18 号（2007）121～123 頁、佐藤結美「個人情報の刑法的保護の可能性と限界について（1）」北大法学論集 65 巻 3 号（2014）792～791 頁参照。なお、刑法 134 条の秘密漏示罪の主体に漏示をするよう教唆するなどした者に、本罪の共犯が成立するかどうかについては議論がある（佐藤・780～779 頁参照）。
ちなみに、少年の鑑定を命じられた精神科医がジャーナリストに当該少年の供述調書等を閲覧させた事案で、最決平 24・2・13 刑集 66 巻 4 号 405 頁は、結論として刑法 134 条 1 項の秘密漏示罪の成立を認めた。
- 16) なお、被告人が窃盗目的で V 宅に侵入し、V の寝ている隣室でバッグを発見し、その

バッグ内の財布の中にV名義のキャッシュカードが入っていたことから、Vに包丁を突き付けて脅迫し、その暗証番号を聞き出したとの事案で、東京高判平21・11・16東京刑時報60巻1～12号185頁は、236条2項の利益強盗罪の成立を認めた。その理由として、被告人が「当該預金口座から預貯金の払戻しを受け得る地位という財産上の利益を得た」といえるからだと判示されている。すなわち、ここでの強盗の行為客体たる「財産上の利益」は「暗証番号」という「情報」そのものではなく、被告人がキャッシュカードも併せ持つことによる「預貯金の払戻しを受ける地位」だとされている。なお、本裁判例を素材に、「財産上の利益」の範囲を包括的に検討する論稿として、足立友子「刑法が保護する「利益」の範囲とは」刑事法ジャーナル49号(2016)23頁がある。

- 17) 例えば、山口厚「情報・サービスの不正取得と財産犯の成否」研修647号(2002)5頁は、欺罔によって有償の情報を取得し、その利益を得ても、情報はそれによってなくならないという「情報の非移転性」から、2項の利益詐欺罪の成立を否定している(同「財産的情報の刑法的保護」刑法雑誌30巻1号(1989)29頁、同「財産上の利益について」植村立郎判事退官記念論文集 編集委員会編『現代刑事法の諸問題〔第1巻第1編 理論編・少年法編〕(2011)138～139頁も参照。また結論的に同旨の見解として、例えば田山聡美「財産的利益の意義に関する議論の整理」刑事法ジャーナル49号(2016)21～22頁)。

これに対して、林幹人『刑法各論』(2版・2007)181～182頁は、そもそも財産上の利益の移転性は条文の要求するところではなく、例えば2項財産罪の典型である暴行・脅迫による債務の免脱事例でも損害と利得の同一性はなく対応関係があるにすぎないこととの対比などから、なお情報は財産上の利益となしうとする。また、長井圓『死の概念と脳死一元論の定礎』(2020)271～276頁は、財物罪を含めた「素材の同一性」または「直接性」(財の得失関係)につき検討したうえで、「知的財産の所有権・利用権限者の同意なしにその情報の専断の利用がなされた場合、本来であれば利用料を代価として支払うべきであるのに、これを免れたという財の直接の得喪関係が経済的(清算的)には明確に算定しうる」とし、「対価なき」情報利用によって、それに対応する情報の交換的価値が低下し効用価値が失われた」として、この場合に「財産的利益」(2項領得罪)と解することは十分に可能とする。

もっとも、2003年改正不正競争防止法の罰則規定の立案担当者は、情報の不正取得ではいわゆる2項犯罪は成立しないことを前提としていた(山下隆也・紋谷崇俊「不正競争防止法の一部を改正する法律の概要(1)」法律のひろば56巻8号(2003)56頁。なおこの点につき、松原・前掲注3)59～60頁も参照)。これに対し、長井・同271頁は、情報保護の立法を正当化する実質的根拠として、上記の「直接的な得失関係」または「これと同視しうる実質的關係」が不可欠と指摘する。

- 18) ただし、「財物」に関する有体物説ではなく、(物理的)管理可能性説を採用すれば、

電磁的記録及び情報を「財物」と解することも不可能ではない。しかし、管理可能性説の立場からでも、情報そのものに財物性を認める見解はほとんどみられないと分析されている（荒川・前掲注12）43頁。また、「情報」をめぐる有体物説と管理可能性説との議論の整理として、内田浩「情報の刑法的保護」伊東研祐編著『はじめての刑法』（2004）16～20頁参照）。

なお、西貝吉晃「コンピュータ・データへの無権限アクセスと刑事罰（1）」法学協会雑誌135巻2号（2018）362頁は、「情報」・「データ」・その「存在形式」と議論の次元を分けたうえで、「情報自体の性質として非移転性があるということとはできない」とする。ただし、同360頁では、存在形式の限定を論じる限りで、「情報は、有体物とは異なり、非移転性を有する」といった表現が直ちに誤りになるわけではないともされている（なお、この「三分法」につき、西貝・前掲6）9頁も参照）。

- 19) 窃盗罪の成立を認めた裁判例として、東京地判昭40・6・26下刑集7巻6号1319頁（大日本印刷事件）、東京地判昭55・2・14刑月12巻1・2号47頁（建設調査会事件）、東京地判昭59・6・15刑月16巻5・6号459頁・同昭59・6・28刑月16巻5・6号476頁（新葉産業スバイ事件）、業務上横領罪の成立を認めた裁判例として、大阪地判昭42・5・31判494号74頁（鐘淵化学事件）、神戸地判昭56・3・27判時1012号35頁（東洋レーヨン事件）、東京高判昭60・12・4刑月17巻12号1171頁（新潟鉄工事件）などがある。なお、これらの各裁判例をめぐる評釈等は、後掲注20）の一部の論稿内の引用を参照されたい。これらの裁判例を含む包括的な近時の解説としては、帖佐隆「不正競争防止法における営業秘密と刑事罰」パテント73巻3号（2020）30～32頁、一原亜貴子「情報の不正入手と窃盗罪」佐伯仁志・橋爪隆編『刑判判例百選Ⅱ』（8版・2020）68～69頁がある。
- 20) その包括的な検討については、佐久間修『刑法における無形的財産の保護』（1991）7～52頁、67～77頁、林陽一「財産的情報の刑法的保護」刑法雑誌30巻1号（1989）11～22頁、吉岡一男『刑事学各論の研究』（2000）44～50頁、内田・前掲注18）16～27頁、松原・前掲注3）56～59頁、佐伯仁志「刑法による情報の保護」宇賀克也・長谷部恭男編『法システムⅢ 情報法』（改訂版・2006年）202～203頁、石井徹哉「保護客体としての情報」川端博ほか編『理論刑法学の探求⑧』（2015）142～148頁など参照。
- 21) 東京地判昭60・3・6判時1147号162頁（総合コンピュータ事件）。
- 22) 佐久間・前掲注20）54頁、64～65頁、佐伯・前掲注20）204頁、吉岡・前掲注20）52～55頁、長井・渡辺・前掲注11）218～219頁など。
- 23) 田宮裕「第34章 信用及び業務に対する罪」平場安治・平野龍一編『刑法改正の研究2各則』（1973）376頁。この改正案をめぐる詳細については、吉岡・前掲注20）2～16頁。
なお、西田典之「個人情報情報保護と刑事罰」ジュリスト1144号（1998）59頁は、

この改正案の企業秘密漏示罪への批判の影響は大きく、「その後の立法作業においても、情報侵害を新設・導入することは、一種のタブーとして扱われてきたような観がある」とする。

ちなみに、改正刑法草案では、Ⅲ 2 (2) ⑤であげたように、公務員機密漏示罪も規定されていた。また、同草案 317 条 1 項では、秘密漏示罪の主体の拡張も試みられていた(この規定の批判的分析として、佐伯・前掲注 20) 196 頁)。

- 24) 1987 年改正について、より詳しくは米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』(1988) 参照。この改正を含め情報をめぐる一連の刑事立法の動向については、河村博「序」同ほか編『概説 サイバー犯罪』(2018) 1～9 頁、安富潔「情報化社会における刑事立法の役割」慶應法学 42 号(2019) 380 頁などを参照した。また、これらの一連の刑事立法にかかわるコンピュータ・インターネットの社会における発展とこれに関する不正行為をめぐる国内外の動向については、岡田・前掲注 4) 70～74 頁参照。
- 25) 電子署名及び電子認証との関係で、電磁的記録不正作出及び供用罪及び公正証書原本不実記載等罪の適用範囲を考察する論稿として、齋野彦弥「電子署名・電子認証の刑法的保護」ジュリスト 1173 号(2003) 104 頁がある。なお、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の不正アクセス罪と刑法の電磁的記録不正作出及び供用罪とを併合罪とした判例として、最決平 19・8・8 刑集 61 巻 5 号 576 頁がある(本判例への批判的検討として、渡邊・前掲注 4) 234～250 頁)。
- 26) 的場純男「刑法関係 § 246 ノ 2」米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』(1988) 131 頁。ただし、山口厚「電子取引と刑法」ジュリスト 1183 号(2000) 72 頁は、「現在では、対価等の支払いの免脱を捉えて同罪の成立を肯定しようとの見解が積極的に主張されるに至っている」と指摘する(この点については、前掲注 17) も参照)。
- 27) 山口・前掲注 17) (刑法雑誌) 35～41 頁。なお、この試案についての批判的検討として、吉岡一男「特集「財産的情報の刑法的保護」」法律時報 62 巻 9 号(1990) 103～105 頁。
- 28) 荒川・前掲注 12) 44～47 頁。なお、同 49 頁では、各説を批判的に検討したうえで、「現在のところ財産的情報をただちに刑法によって保護すべきかについては消極に解さざるをえない」とされている。
- 29) 佐久間修『最先端法領域の刑事規制』(2003) 401 頁。
- 30) この経緯については、長井圓『カード犯罪対策法の最先端』(2000) 3～7 頁、安富・前掲注 24) 392～393 頁を参照した。
- 31) この点につき、石井・前掲注 20) 142 頁参照。なお、電子マネーの不正取得につき、財産的価値を有する保護の必要性という観点から、電磁的記録不正作出罪および支払用カード電磁的記録不正作出罪の成立要件の検討を行うものとして、渡邊・前掲注 4) 187

～ 211 頁がある。

- 32) ただし、佐藤・前掲注 15) 777～776 頁は、本罪は「社会的法益としての「支払用カードを構成する電磁的記録の真正さ、ひいては支払用カードを用いた支払決済システムに対する社会的信頼」を保護法益としているので、個人のカード情報は反射的に保護されるにすぎない」とする。
- 33) 佐久間・前掲注 29) 402～403 頁参照。
- 34) この条約上サイバー犯罪に分類されるのは、(1) コンピュータ・データ及びコンピュータ・システムの秘密性、完全性及び利用可能性に対する犯罪、(2) コンピュータに関連する犯罪、(3) 児童ポルノに関連する犯罪、(4) 著作権及び関連する権利の侵害に関連する犯罪である。なお、本条約の概要と条約承認後の国内法整備の動向につき、山口厚「サイバー犯罪の現状と課題」現代刑事法 57 号 (2004) 4 頁、佐伯仁志「インターネットと刑法」宇賀克也・長谷部恭男編『法システムⅢ 情報法』（改訂版・2006 年）221～226 頁参照。また、サイバー犯罪についての最近の包括的な研究書として、中野目善則・四方光編著『サイバー犯罪対策』（2021）がある。

ちなみに、電波法では、暗号通信傍受者・暗号通信媒介者の暗号通信の秘密漏示・窃用目的での内容復元とこれらの未遂が処罰対象とされているが、それは、本条約の義務履行を目指した 2004 年改正以降である（佐伯・前掲注 20) 200 頁参照）。また、同条約上の無権限アクセス罪については、西貝・前掲注 6) 40～44 頁参照。

- 35) 安富・前掲注 24) 396 頁。
- 36) 岡田・前掲注 4) 69～70 頁、西貝吉晃「情報刑法—序説」太田勝造編著『AI 時代の法学入門』（2020）256～258 頁参照。さらに、詳しくは、西貝・前掲注 6) 20～29 頁参照。
- 37) これらの改正の経緯や概要などについては、岡田・前掲 4) 75 頁～79 頁。

なお、東京高判平 24・3・26 東高刑時報 63 巻 1～12 号 42 頁では、コンピュータウイルスを感染させて被害者のパソコンのハードディスクを使用不能にしたとの事案で、器物損壊罪の成立が認められた（イカタコウイルス事件）。また、いわゆるコインハイブ事件を素材として、刑法上の「不正指令電磁的記録」の意義を検討する論稿として、岡部天俊「不正電磁的記録概念と条約適合解釈」北大法学論集 70 巻 6 号 (2020) 1163 頁などがある。

ちなみに、ウイルスを感染させる行為が偽計業務妨害罪（刑法 233 条）になりうることにつき、山口・前掲注 26) 75 頁参照。

- 38) この改正及びこれと同視の観点による児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の 2004 年改正の経緯や分析をする論稿として、永井善之「サイバー・ポルノ規制と刑事法改正」刑法雑誌 45 巻 3 号 (2006) 396 頁、加藤敏幸「改正刑法 175 条とサイバーポルノについて」情報研究：関西大学総合情報学部紀

要37号(2012)1頁などがある。

なお、最決平13・7・16刑集55巻5号317頁は、ホストコンピュータのハードディスクにわいせつ画像データを記録・蔵置させ、不特定多数の会員顧客にそれが閲覧可能な状況を設定して、アクセスした者へ当該データを送信しパソコン上で再生閲覧させた事案で、2011年改正前の刑法175条のわいせつ物公然陳列罪の成立を認めた(アルファネット事件)。同改正後の同175条1項は、この最高裁判例の趣旨を明文化したものとされる(加藤・同14頁参照)。また、同175条1項のわいせつ電磁的記録等送信頒布罪の成立を認めた最高裁判所例として、最決平26・11・25刑集66巻9号1053頁がある(本決定の最近の解説として、永井善之「わいせつ電磁的記録等送信頒布罪の成否」佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅱ各論』(8版・2020)204頁)。わいせつ情報の流通規制の包括的な検討を行うものとして、佐久間・前掲注29)287～343頁、渡邊・前掲注10)226～309頁、高良幸哉「インターネット上の犯罪行為に関する考察」中央大学大学院研究年報45号(2016)183頁、曾我部真裕「わいせつ表現、児童ポルノ」同ほか『情報法概説』(2版・2019)260～280頁などがある。

ちなみに、2011年改正では、同時に刑法上の強制執行妨害罪に関する法整備も行われた。その改正の経緯や分析をする論稿として、大下英希「強制執行妨害罪の改正とその検討」立命館法学345・346号(2012)166頁がある。

39) なお、本改正では、捜査機関による取得後の情報の取扱いについての規定は置かれていない(池亀尚之「情報技術の高度化と犯罪捜査(1)」愛知大学法学部法経論集215号(2018)77～78頁参照。同論稿の一連の連載では、こうした日本の現状を踏まえ、アメリカ法の予防法理としての「モザイク理論」を参照して、捜査のための情報収集の法的規律の在り方が検討されている(とくに同「(5)」愛知大学法学部法経論集224・225号(2020)37頁参照)。

40) ちなみに、最決令3・2・1裁判所ウェブサイト登載は、「刑訴法99条2項、218条2項の文言や、これらの規定がサイバー犯罪に関する条約・・・を締結するための手続法の整備の一環として制定されたことなどの立法の経緯、同条約32条の規定内容等に照らすと、刑訴法が、上記各規定に基づく日本国内にある記録媒体を対象とするリモートアクセス等のみを想定しているとは解されず、電磁的記録を保管した記録媒体が同条約の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されると解すべきである。」と判示した。

なお、サイバー犯罪条約32条に定められた場合以外のリモートアクセスによる越境捜査の可否につき検討を行う論稿として、川出敏裕「コンピュータ・ネットワークと越境捜査」酒巻匡ほか編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(2019)409頁がある。また、サイバー犯罪をめぐる刑事手続の解説を行うものとして、河村博ほか編『概説サイバー犯

罪』（2018）97～369頁（該当頁部分の執筆者は吉田雅之ほか）、中野目・四方編著・前掲注34）121～210頁（該当部分の執筆者は北條孝佳ほか）、242～261頁（同・四方光）がある。

- 41) 木村光江「営業秘密侵害罪と情報に対する刑事的保護について」東京立大学（首都大学東京）法学会雑誌59巻1号（2018）61～62頁。
- 42) 石井・前掲注20）176～180頁。
- 43) もちろん、こうした議論が全くなされていないわけではない。例えば、比較的近時の特集として、照沼亮介ほか「特集・財産的「利益」の刑法的保護」刑事法ジャーナル49号（2016）4頁、比較的近時の論稿として、荒木泰貴「財産的情報の移転と2項犯罪」慶應法学40号（2018）265頁がある。
- 44) 例えば、穴沢大輔「営業秘密侵害罪における基本類型について」明治学院大学法学研究101号（2016）7頁は、保護に値する情報の侵害行為につき、「財物・利益を客体として構成し、領得罪として移転罪の形式をとり、そこに重い処罰を科す財産犯との関係をふまえた総合的考察が必要であろう」とする。
なお、営業秘密の刑法的保護に関する論稿は多数示されている。これについては、例えば穴沢・同7頁以下の注を参照されたい。
- 45) 例えば、比較的最近の特集として、今井猛嘉ほか「特集 AI と刑法 自動運転車に係る事故処理を中心として」刑法雑誌59巻2号（2020）293頁がある。また、自動運転車等へのサイバー攻撃の処罰可能性を検討する論稿として、西貝吉晃「コネクティッドカーシステムに関するサイバー攻撃と犯罪」法律時報91巻4号（2019）48頁がある。
- 46) 朝日新聞 DIGITAL2020年10月2日付「「ディープフェイク職人」逮捕 AVの顔すり替えた容疑」。
- 47) 例えば、既に東京地判平18・4・21 公刊物未登載では、他人のヌード写真にアイドルの顔写真を貼り付けたいわゆるアイドル・コラージュをネット上の掲示板に投稿・公開した事案で、名誉毀損罪の成立が認められている。しかし、本裁判例には本件画像でアイドルが自分の意思で裸体を晒すと誤解されるおそれはないとして批判的な見解も示されている（松原芳博『刑法各論』（2版・2021）144頁。さらに、渡邊・前掲注10）188～189頁参照）。ちなみに、アダルトビデオを使ったディープフェイク画像の提供・公然陳列では、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の罰則の対象にもならない（この点につき、水越壮夫「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の概要」法律のひろば68巻3号（2015）24頁参照）。なお、ネット上で虚偽の風説を流布することによって、信用毀損・業務妨害罪（刑法233条）が成立しうることにつき、山口・前掲注26）75頁参照。フェイク動画についても、その内容により同罪の成否が問題となろうか。

また、日経新聞電子版 2021 年 5 月 20 日付「女性選手の画像転載で罰金」によれば、テレビ番組で放映された女性アスリートの競技画像をアダルトサイトに無断転載したとして、そのサイト運営者が著作権法違反の罪で略式起訴され、罰金 60 万円の略式命令が出され、即日納付された、と報道されている。ここでも、著作権法違反の罪が、テレビ局を形式的な被害者とする事で、実質的な「被害者」であるアスリートの名誉等を守るための「代替処罰」の役割を果たしている。こうした実務の対応の是非も検討されなければならないのではないかと。

- 48) 曾我部真裕「情報法の基本理念」同ほか『情報法概説』(2 版・2019) 9 頁。
- 49) 曾我部真裕「通信と放送」同ほか『情報法概説』(2 版・2019) 51 頁(ただし、憲法上の通信の秘密の保障と各法律の通信の秘密の保障の内容の異同については、議論があるようである)。
- 50) 電気通信事業法の通信秘密侵害罪の成立を認めた最高裁判例として、最決平 16・4・19 刑集 58 巻 4 号 281 頁がある(この判例に対する批判的な分析として、佐伯・前掲注 20) 200 頁)。

また、電波法の通信秘密の窃用の罪の成立を認めた最高裁判例として、最決昭 55・11・29 刑集 34 巻 6 号 480 頁がある。なお、東京地判平 29・4・27 判時 2388 号 114 頁は、無線 LAN アクセスポイントにかかる WEP 鍵は電波法の秘密漏示等罪の「無線通信の秘密」にあたらなとして、電波法違反の罪につき無罪とした。本件は控訴・上告されたが、高裁及び最高裁においても、地裁の上記判断は是認されている(最決令 2・8・25LEX/DB25567232)。
- 51) 本法制定直後の解説として、黒川智「通信傍受法の解説」警察学論集 53 巻 1 号 (2000) 60 頁がある。
- 52) 石井徹哉「通信の秘密侵害罪に関する管見」千葉大学法学論集 27 巻 4 号 (2013) 123 ~ 124 頁。なお、同 132 ~ 135 頁では、立法論として、捜査機関からの保全要請等に基づく事業者の通信の秘密侵害行為につき違法阻却の余地を広げることなどが提案されている。
- 53) これらの規制には、通信事業の競争確保の面も含まれている(林秀称「情報・データの流通とその基盤をめぐる競争と規制」曾我部真裕ほか『情報法概説』(2 版・2019) 131 ~ 132 頁参照)。
- 54) いわゆる「マジックホン事件」として有名な最決昭 61・6・24 刑集 40 巻 4 号 292 頁は、有線電気通信法の通信妨害罪の事件でもあった。
- 55) 本法の立法の経緯や罰則を含めた解説として、酒井秀夫「電子署名及び認証業務に関する法律について」ジュリスト 1183 号 (2000) 35 頁がある。また、本法の虚偽申請(申

込) 罪と刑法の公正証書原本不実記載罪及び電磁的記録不正作出罪との関係などにつき検討を加える論稿として、佐伯仁志「電子取引をめぐる刑法上の問題」法学教室(2000)32頁、齋野彦弥「「電子署名及び認証業務に関する法律」について」現代刑事法19号(2000)67頁、佐久間・前掲注29)377～397頁などがある。

- 56) この点を含め、プラットフォーム事業者への法規制の現状と課題については、林・前掲注53)76～127頁、149～152頁参照。
- 57) さらに、読売新聞2021年4月1日付(朝刊)13面「AIで価格調整「独禁法違反恐れ」」によると、公正取引委員会はアルゴリズム・AIによって企業が価格調整をする行為は価格カルテルに結びつくものとして独占禁止法違反のおそれがあると報告書を公表した、とされている。なお、デジタルプラットフォームに関する新法を含めた消費者取引規制の分析を行う論稿として、中川丈久「デジタルプラットフォームと消費者取引」ジュリスト1558号(2021)41頁がある。
- 58) 林・前掲注53)133頁。
- 59) この点について、鎮目征樹「プロバイダ等の刑事責任」現代刑事法6巻1号(2004)24頁は、理論的には肯定する余地があるものの、なお相当限られた場合であるとしつつ、プロバイダ等は不安定な地位に置かれているとして、刑事の分野でも一定の免責ルールを設ける等の立法的解決も考えられてよい、と論じる。なお、この問題について、さらに詳しくは、渡邊・前掲注10)84～134頁参照。
- 60) 曾我部・前掲注49)52頁
- 61) なお、これに関するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律では、映像送信型性風俗特殊営業者の18歳未満の者を客としないための必要措置命令違反や、無届出映像送信型性風俗特殊営業などが処罰対象とされている(法定刑は「整序表」参照)。
- 62) 児童買春・児童ポルノ禁止法の各罪につき、包括的な検討を行うものとして、渡邊・前掲注4)73～157頁、曾我部・前掲注38)が273～280頁などがある。
- なお、最決令2・1・27刑集74巻1号119頁は、児童買春・児童ポルノ禁止法2条1項にいう「「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、同項各号のいずれかに掲げる実在する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいい、実在しない児童の姿態を描写したものは含まないものと解すべきである」としつつ、当該事件につき「本件各写真は、実在する18歳未満の者が衣服を全く身につけていない状態で寝転ぶなどしている姿態を撮影したものであり、本件各CGは、本件各写真に表現された児童の姿態を描写したものであった」として、犯罪の成立を認めている。本法の「児童ポルノ」に架空の児童の画像が含まれるか否かについて検討するものとして、渡邊・前掲注10)191～225頁、海老澤佑「空想的表現

物の規制手段に対する小論」中央大学大学院研究年報50巻(2021)101頁などがある。

- 63) 本法の罰則を含めた解説として、水越・前掲注47) 21～30頁。
- 64) 安富・前掲注24) 389頁。なお、田中規久雄「不正アクセス禁止法における不正アクセス行為の概念」阪大法学60巻6号(2011)1089～1090頁も参照。さらに「本法の制定の背景・経緯」及び「本法改正の背景・経緯」の詳細については、不正アクセス対策法制研究会・前掲注5) 1～23頁及び安富・同388～392頁、400～403頁参照。
- 65) なお、不正アクセス対策法制研究会・前掲注5) 139～140頁は、1条で定める目的が本法の保護法益となるとし、これを詳細にみれば「このような犯罪の抑止力としての、また、ネットワークの利用、接続の基盤としてのアクセス制御機能に対する社会的信頼」であるとする(ほぼ同旨の見解として田中・前掲注64) 1090頁)。このことを踏まえて、その社会的信頼の内容を詳細に検討する論稿として、成瀬幸典「不正アクセス罪についての一考察」岡本勝ほか編『刑事法学の現代的課題—阿部純二先生古稀祝賀論文集』(2004年)357頁がある。また、西貝・前掲注6) 218～245頁は、上記の見解を含む各説の検討等を踏まえて、さらに本罪の保護法益の具体化を図り、結論としてそれは「形式的結合関係の維持」(社会的信頼)にあると論じる。
- 66) 不正アクセス対策法制研究会・前掲注5) 61頁(田中・前掲注64) 1112頁も参照)。なお、より詳細な同罪の要件解釈は、渡邊・前掲注4) 224～234頁、西貝・前掲注6) 245～281頁など参照。
- 67) 不正アクセス対策法制研究会・前掲注5) 77頁。
- 68) 安富・前掲注24) 400頁参照。なお、他人識別符号の利用権者外の者への不正提供(不正アクセス助長行為)は、改正前でも処罰対象とされていた(法定刑は現行法と同じく「30万円以下の罰金」)が、2012年改正で成立要件が緩和され、供用目的知情提供の場合に法定刑が引き上げられた(不正アクセス対策法制研究会・前掲注5) 87頁(注1)、151頁参照)。
- 69) 西貝・前掲注36) 259頁は、日本の不正アクセス罪は「ネットワーク上のユーザー認証機能を保護する」もので、データが取得されることを防ぐ機密性の保護とは別の観点から立法されている、と指摘する(この点については、渡邊・前掲注4) 220頁も参照)。
- 70) なお、不正アクセス行為への供用目的には、その供用目的を持つ第三者への提供も含まれる(不正アクセス対策法制研究会・前掲注5) 81・93頁参照)。これについて、渡邊・前掲注4) 256頁は、その提供目的での識別符号の不正取得・保管を犯罪化することは、「予備の補助の予備を処罰する規定となり得る」ので、「過度の処罰の拡張との批判が向けられる余地」があると論じる。
- 71) 例えば、佐伯・前掲注20) 208頁は、不正アクセスによる刑法的保護の対象につき、

慎重な検討が必要としていた。

- 72) 西貝吉晃「コンピュータ・データへの無権限アクセスと刑事罰」刑法雑誌 58 巻 2 号 (2019) 213～224 頁、同・前掲注 6) 284～330 頁。なお、その前提となる包括的研究として、同「コンピュータ・データへの無権限アクセスと刑事罰 (1)～(7・完)」法学協会雑誌 135 巻 2 号 386 頁、同 3 号 628 頁、同 4 号 832 頁、同 5 号 1213 頁、同 6 号 1439 頁、同 7 号 1808 頁、同 8 号 (以上 2018) 2050 頁。この点につき、石井・前掲注 20) 177～180 頁も参照。さらに、田中規久雄「不正アクセス行為概念再考」阪大法学 69 巻 5 号 (2020) 834～838 頁は、日英の著名事件の考察を踏まえ、「不正アクセス」の構成要件に、「無制限アクセス」を基本とする立法論を展開する。
- 73) また、「管理侵害行為」の例示が「財物の窃取」となったが、これは改正前の「営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体の窃取」を改めたものである。これによって試作品のように記録媒体以外の物に化体した営業秘密も侵害対象となる (木村・前掲注 41) 48～49 頁参照)。
- 74) 石井・前掲注 20) 153 頁。
- 75) 以上の営業秘密侵害行為の処罰規定の創設から改正の経緯については、木村・前掲注 41) 41～51 頁、星周一郎「営業秘密の刑事法的保護」東京都立大学 (首都大学東京) 法学会雑誌 59 巻 1 号 (2018) 146～156 頁、石井・前掲注 20) 150～153 頁、岡村久道「営業秘密の刑事的保護をめぐる諸問題」刑事法ジャーナル 59 号 (2019) 30～36 頁、帖佐・前掲注 19) 34～35 頁を参照した。
- 76) 木村・前掲注 41) 55 頁。また、星・前掲注 75) 154 頁によれば、本法の営業秘密侵害罪の成立を認める裁判例の数も 2009 年改正以降増加しているとされる。
- 77) 事案は、退職直前に自動車の商品企画に関する営業秘密を複製したというもので、不正領得としての営業秘密侵害罪の成立が認められた。
なお、営業秘密侵害罪事件に関する最決平 28・10・31 LEX/DB25544875 は、原審で有罪とされた被告人の弁護士人上告趣意につき、刑訴法 405 条の上告理由にあたらぬとするのみである。このことから、帖佐・前掲注 19) 37 頁は、最決平 30 が営業秘密保護法制で民事・刑事を通じて実質はじめての最高裁判例となった、と評する。本罪に関する判例の動向については、木村・前掲注 41) 55～58 頁、帖佐・同 36～38 頁参照。
- 78) 一原亜貴子「営業秘密侵害罪の保護法益」商学討究 59 巻 4 号 (2009) 173 頁。なお、木村・前掲注 41) 47 頁、帖佐・前掲注 19) 36 頁も参照。もっとも、一原・同 193 頁は、本罪の保護法益を個人的法益としての「競争財産」であると一元的に解したうえ、「営業秘密侵害罪は、競争財産としての営業秘密を独占的に利用する可能性を妨げることによって、営業秘密保有者の競争上の地位を危うくすることを法益侵害の内容とする犯罪である」と論じている。

これに対して、星・前掲注75)170～174頁は、こうした理解を批判的に検討したうえで、むしろ海外重罰規定との関係や知的財産の経済発展の重要性を踏まえて、本罪の保護法益には「国民経済の健全な発展」という国家的法益も含めるべきことを論じる。

- 79) 加藤佐千夫「企業秘密の刑法的保護(2)完」名古屋大学法政論集117号(1987)309～310頁、314頁参照。もっとも、加藤佐千夫「刑事罰による営業秘密の保護と不正競争防止法の変遷」中京法学44巻3・4号(2010)276頁、282頁、284～285頁は、2009年改正時点ではあるが、主観的要件の緩和と退職者の処罰に疑問を提起しつつも、営業秘密の保護という観点から、同法の営業秘密侵害罪自体には一定の肯定的評価を加えている。
- 80) もっとも、石井・前掲注20)152頁は、電磁的記録に関する侵害については管理侵害行為または任務違背行為を要求することでその処罰範囲を限定したものと指摘する。
- 81) 帖佐・前掲注19)38～39頁。なお、一原亜貴子「営業秘密侵害罪に係る不正競争防止法の平成二一年改正について」岡山大学法学会雑誌60巻3号(2011)484～485頁は、2009年改正を契機に「財産犯化」を意味すると指摘する(この点については、穴沢・前掲注44)5頁も参照)。
- 82) 平野・前掲注15)137頁。また、山口・前掲注17)(刑法雑誌)31頁は、情報の非移転性という観点からではあるが、立法論として、財産的情報侵害の法定刑は懲役10年以下を定める財物罪の規定よりも軽く定められる必要がある、としていた。
- 83) 例えば、安達光治「秘密の保護をめぐる近時の動き」法学セミナー772号(2015)55頁は、本罪の高額な罰金や利益剥奪の抑止効果に疑問を提起する。また、岡村・前掲注75)36頁も、本罪につき「改正が重ねられた結果、本制度に関する刑事規定は複雑化していることから、刑事事件においては各要件の詳細な吟味を要する」と指摘する。
なお、本罪については、2011年改正で刑事訴訟手続の特例として、営業秘密の「秘匿決定」や証拠開示の際の「秘匿要請」が認められ、2015年改正では非親告罪化された。これらの制度についての批判的検討は、帖佐・前掲注19)39～40頁参照。
- 84) 石井・前掲注20)149頁。なお、井上由里子「知的財産法(1)」宇賀克也・長谷部恭男編『法システムⅢ情報法』(改訂版・2006年)171頁は、知的財産法は有体物のように「占有」を觀念できず、消費の排他性のない「情報」を保護対象とする法分野であると論じる。
- 85) 罰則との関係も含め著作権法の著作権保護の概要を解説する論稿として、渡邊卓也「ソフトウェアの複製と違法性の意識」伊東研祐編著『はじめての刑法』(2004)222～225頁がある。また、特に特許法を中心に、知的財産権保護と刑事罰との関係につき、その歴史的沿革及び比較法的考察を含む包括的な検討を行う論稿として、福本一期「知的財産権刑事罰に関する一考察」長岡技術科学大学言語・人文科学論集19巻(2005)1

頁がある。

なお、福本・同24頁は、諸外国との比較法的考察も踏まえ「謙抑的であるべき身体的自由刑を特許権侵害に課することは不適切であり」、結論として私的利益罪と考えて親告罪化するとともに、その刑罰につき「罰金刑のみを課する法制度の方がより適当である」と論ずる（なお、照沼亮介「財産的「利益」の刑法的保護」刑事法ジャーナル49号（2016）7頁注（19）参照）。

- 86) もっとも、知的財産権侵害事犯に関する捜査実務上は、偽ブランド事犯等の「商標法」（1959制定、2019改正）違反の事件数が多いようである（警察庁「令和2年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2021）18頁参照）。この点も含め、知的財産権法の罰則の整理と現状等の分析も、いずれ機会があれば行いたい。なお、特許庁・（社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター（熊谷健一執筆協力）「知的財産権と刑事法」（2010）及び安富潔『刑事実務の基礎知識 特別刑法入門2』（2019）3～69頁は、知的財産権法の各罪の解説を行う。
- 87) デジタル化・ネットワーク化に関する著作権法の解説と課題の指摘を行う論稿として、井上由里子「知的財産法（2）」宇賀克也・長谷部恭男編『法システムⅢ 情報法』（改訂版・2006年）181頁がある。また、栗田昌裕「著作権侵害」曾我部真裕ほか『情報法概説』（2版・2019）347～404頁は、著作権法を「情報の生産・流通・消費の各過程を権利の設定を軸として規律する法領域」とし「情報法の重要な一部」と捉えたうえで、同法全般の解説を行う。
- なお、不正競争防止法も、知的財産の保護を図っている。本法では、Ⅲ2（2）②でみた営業秘密侵害行為が処罰対象とされているほか、例えば、図利加害目的での営業上使用の技術的制限手段効果妨害可能機能保有の装置・プログラム・指令符号記録媒体・記憶機器の譲渡・引渡・展示・輸出入・電気通信回線を通じた提供や効果妨害可能役務提供等や一定の商品等の表示の違反が処罰対象とされている。
- 88) この点の解説として、井上正「プログラムの著作物性」パテント60巻6号（2007）87頁参照。
- 89) 井上・前掲注87）189頁参照。なお、データベースの著作権侵害を認めた知財判例として、東京地判平14・2・211LEX/DB28070383（新築分譲マンションデータベース）、知財高判平28・1・19LEX/DB25447737（旅行業者向けデータベース。なお最決平28・12・15LEX/DB25545853も侵害者側の上告棄却。）がある。裁判例の分析として、丁文杰「リレーショナル・データベースの著作権侵害が争われた事例（2・完）」知的財産法政策学研究51巻（2018）273頁がある。
- 90) 経済産業省「第四次産業革命に向けたデータ・知財の利活用と保護について」（2016）6～15頁。なお、2018年改正著作権法では、30条の4が追加され、ビッグデータの利

活用促進が規定された。

- 91) これらの刑事規制の包括的評価と課題の提示を行う論稿として、深町・前掲注8) 69頁がある。また、リサーチサイト規制及びダウンロード違法化の罰則規定につき、立法の経緯を踏まえた解説と成立要件の検討等を行う論稿として、西貝吉晃「令和2年著作権法改正の刑法的検討」法律時報92巻8号（2020）77頁がある。さらに、著作権法の厳罰化および犯罪化を促進した「違法ダウンロード」と「万引」（窃盗）類似のレトリックにつき、両者に関する刑事裁判例の量刑比較から批判的に考察する論稿として、松木祐馬ほか「違法ダウンロードに対する量刑判断—「万引き」との比較から—」情報通信学会誌38巻3号（2020）29頁がある。
- 92) 本判決の最近の解説として、高橋直哉「中立的行為と幫助」佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅰ』（8版・2020）180頁。なお、関連して、著作権法の「公衆送信権」及び本法違反となる「送信行為」の意義については、中村功一「ネットワーク利用犯罪」河村博ほか編『概説 サイバー犯罪』（2018）93～94頁参照。
- 93) 以上につき、小林和人ほか「IoT/AIに関連するデータ構造の特許法による保護に関する研究」パテント70巻7号（2017）65～66頁参照。
- 94) 星・前掲注75) 165～168頁。
- 95) 以上の歴史的経緯については、宇賀克也『個人情報保護法制』（2019）15～18頁を参照した。また、個人情報保護法の立法における刑罰に関する議論状況の詳細は、佐藤・前掲注15) 767～755頁参照。なお、本法制定前に情報公開と個人情報の刑法的保護の在り方につき、謙抑的な立場から検討する論稿として、平川宗信「個人情報（プライバシー）の刑法的保護」刑法雑誌25巻2号（1983）330頁がある。
- 96) なお、パーソナルデータの集積によるビッグデータの利活用の必要性和個人保護との関係から、2015年改正によって、1条の「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」が「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」へと改められた。もっとも、この改正にかかわらず「個人の権利利益の保護が最重要の目的である点は変わらない」とされている（宇賀・前掲注95) 84頁）。
- 97) 宮下・前掲注3) 72頁は、「究極の個人情報」のゲノム情報の特性に応じた法的規制を主張する。文部科学省・厚生労働省・経済産業省「個人情報保護法等の改正に伴う研究倫理指針の見直しについて」（2017）2頁によれば、ゲノムデータ（塩基配列を文字列で表記したものは「個人識別符号」にあたり、ゲノム情報塩基配列に解釈を加えて意味を有するものは個人の病歴と同じく「要配慮個人情報」とされている。もっとも、例えば、個人情報データベース等提供・盗用罪では、要配慮個人情報とそれ以外の個人情報

報とは区別されていない（佐藤結美「個人情報の刑法的保護の可能性と限界について」刑法雑誌 56 巻 2 号（2017）175～176 頁参照）。なお、「ゲノム情報」は、上記のように「個人識別符号」に該当するので、匿名加工ができない。それゆえ、医療分野の研究開発に資するための匿名加工情報に関する法律の対象外となる（森田正美ほか「医療情報の更なる利活用に向けて」政策研ニュース 59 号（2020）44 頁）。

- 98) この改正について、詳しくは宇賀・前掲注 95) 83～187 頁参照。
- 99) 宇賀・前掲注 95) 6 頁。
- 100) 宇賀・前掲注 95) 154 頁参照。
- 101) 地方自治体の保有する個人情報保護は、現段階では、個人情報保護法 5 条、11 条により、各自治体ごとの個人情報条例で規律されている。この種の条例は、現在約 2,000 個存在しており、法律との規定の差異および各条例ごとの規定の内容・解釈の仕方の差異があることから、「2,000 個問題」と呼称されている。個人情報保護の統合法では、2,000 個問題の解消として、地方公共団体の個人情報保護についても全国的一律の規制が整備され、その所管も個人情報保護委員会に一元化される（曾我部真裕ほか「情報法ナビゲーション【エビローク】連載終了にあたって」法学セミナー 794 号（2021）73 頁注 21）参照）。
- なお、地方自治研究機構 HP「個人情報保護条例」（2021 年 5 月 20 日更新）によると、地方自治体の約 4 分の 1 の市区町村における個人情報保護条例では、その職員等の個人情報の不正提供等につき罰則が設けられておらず、総務省が「これらの市区町村では、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例に個人情報の不正な提供等に関する罰則を速やかに設けることが適当である。」との通知を出しているという（なお、地方自治体の個人情報保護条例は、個人情報保護委員会 HP「地方公共団体の個人情報保護条例」で確認できる）。
- 102) 宇賀・前掲注 95) 9～11 頁、13 頁。
- 103) 佐藤・前掲注 97) 169～182 頁。なお、その前提ともなる包括的検討は、同「個人情報の刑法的保護の可能性と限界について(1)～(6・完)」北大法学論集 65 巻 3 号 794 頁、同 4 号（以上 2014）1126 頁、同 66 巻 1 号（2015）188 頁、同 67 巻 1 号（2016）248 頁、同 5 号 1786 頁、同 68 巻 1 号（以上 2017）344 頁。

なお、佐伯・前掲注 20) 205 頁は、「個人情報の中でも特に保護の必要性が高いセンシティブ情報」に関しては直罰方式を含めた厚い刑法的保護を導入すべきことを既に主張している。これに対して、佐藤・上記（(6)（北大法学論集 68 巻 1 号））329 頁は、「要配慮個人情報には該当しない個人情報であっても、利用方法によっては個人の生活に不利益が生じることが考えられるので、こちらも保護の対象から排除することはできない」としている（ただし、犯罪を構成する行為態様は、要配慮個人情報に比して

制限的になる、とする(同327頁)。

104) ちなみに、佐藤・前掲注103)((6)北大法学論集68巻1号)320頁は、立法論として、要配慮個人情報に対する犯罪の法定刑につき、番号法の本人確認情報の業務に関して知得した個人番号の図利目的での提供・盗用の罪より軽く、個人情報保護法の個人情報データベース等提供の罪より重くすることを検討・提案する。なお、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の各罪の法定刑との比較・参照も有益となろう。

105) 京藤哲久「刑法による消費者保護(第3節I)」芝原邦爾ほか編著『経済刑法』(2017)648頁。

これに関連し、既に1998年の通産省・大蔵省(いずれも当時)の報告書では、個人情報情報の刑法的保護の必要性が求められており、情報の漏示・目的外の不正使用(窃用)・不正取得(探知)の行為を処罰対象とする提案がなされ、これを支持する学説も見られたとされる(西田・前掲注23)57~61頁)。しかし、個人情報保護法では、個人情報情報であっても上記の各行為は直罰の対象とならない(なお、佐久間・前掲注29)402頁は、「個人情報」と「個人情報」との要保護性の相違を強調する)。

もっとも、現行の割賦販売法では、加入包括信用購入あっせん業者等の特定信用情報の加入指定信用情報機関への目的外の提供依頼・使用・第三者提供が直罰の対象とされ、貸金業法でも、加入貸金業者等の同様の行為が直罰の対象とされている。この点につき、佐藤・前掲注15)756~755頁参照。なお、これらの罪及び関連する罪の法定刑は整序表参照。また、両法における各機関等の秘密漏示等については、渡辺・前掲注8)353~354頁、358~361頁参照。

106) 長井・前掲注30)11~12頁。この点については、個人情報保護法17条2項も参照。なお、佐藤・前掲注103)((6)北大法学論集68巻1号)324~320頁は、要配慮個人情報の取得と第三者提供につき、「正当化事由」の検討を行う。

107) 「情報保護のあり方」につき、同旨の指摘として内田・前掲注18)27頁。

108) 長井・渡辺・前掲注11)204~207頁、217~221頁は、その検討を行っている。また、顧客情報の化体した有体物の窃取につき、窃盗罪の成立を認めた裁判例として、東京地判昭62・9・30判時1250号144頁がある。

これに対して、佐藤・前掲注103)((6)北大法学論集68巻1号)308頁は、「営業秘密は非移転性・非喪失性という点で共通しているが、個人情報侵害された場合に被害を受けるのが当該個人(又は家族)に限定される一方で、営業秘密は社会的法益として位置づけられ、秘密が侵害された場合の波及する範囲が広いという点で異なっている」とし、その前提として、同313頁は、「情報がコントロール可能なものであると解すれば、情報を財物のように扱うこととつながり、情報の「非喪失性」「非移転性」という性質と矛盾する」として、「自己情報コントロール権」ではなく、「社会的評価

からの自由」、又は個人の生活に対する不当な介入からの自由という側面から個人情報保護の根拠づける」べきと論ずる。しかし、前掲注78) でみたように、なお「営業秘密」の法益の内容をめぐっては議論がある。また、前掲注17) でもみたように、情報の「非喪失性」・「非移転性」が所与の前提であるかも検討の余地がある。

- 109) 本判例の評釈及びこれを契機とした論稿は多数あるが、さしあたり本判例の解説として、井上正仁「GPS 捜査」同ほか編『刑事訴訟法判例百選』（10版・2017）64頁、笹倉宏紀「GPS 捜査」長谷部恭男ほか編『メディア判例百選』（2版・2018）218頁をあげておく。また、この点を含むプライバシー情報取得の捜査手法に関する近時の特集として、柳川重規ほか「特集 プライバシー情報を取得する捜査手法」刑事法ジャーナル 59号（2019）37頁がある。
- 110) 同日の両判例の評釈として、早濶宏毅「GPS 機器を利用した被害者使用車両の位置情報の探索・取得行為が、ストーカー規制法2条1項1号にいう「住居等の付近において見張り」をする行為に当たらないとされた事例」警察学論集74巻1号（2021）165頁、集刑登載判例の評釈として、嘉門優「GPS 機器による位置情報取得行為とストーカー規制法2条1項1号の「見張り」」TKC ローライブラリー・新判例解説 Watch 刑法No.155（2020）1頁がある。なお、この問題に関する裁判例・学説の動向は、海老澤侑「ストーカー規制法の「見張り」の意義」杏林大学研究報告38巻（2021）43頁参照。ちなみに、本法の「つきまとい等」には、一定の電子メールの送信等や性的羞恥心を害する電磁的記録の送信等も含まれる（2条1項5号・8号・2項）。
- 111) これに対して、嘉門・前掲注110) 4頁は、GPSによる位置情報把握行為によるプライバシー侵害はストーカー規制法の処罰規定の罪質とは異なるとして、「個人情報の無断取得行為の規制のあり方全般を踏まえた慎重な検討がなされなければならない」と指摘していた。
- 112) 以上の歴史と特定秘密保護法制定に至る経緯については、安達光治「特定秘密保護法の歴史的経緯と保護客体の面からみた刑事規定の検討」刑法雑誌56巻1号（2017）79～83頁を参照した。また、「国家秘密」をめぐる刑事規制の歴史的経緯については、佐伯・前掲注20) 197～198頁も参照した。
- 113) もっとも、安達・前掲注83) 53頁では、防衛関連情報の漏洩事件の裁判例は極めて少なく、内部犯の場合には服務規程による懲戒処分がなされ刑事処分が見送られることが多いのではないかと分析されている。
- 114) 佐伯・前掲注20) 194頁参照。なお、「外務省機密漏洩事件」として著名な事案の最決昭53・5・31刑集32巻3号457頁は、国家公務員法の秘密漏示及びそのそそのかしの罪の成立を認めたが、その前提として実質秘説をとっている。
- 115) 安達・前掲注83) 52頁。

- 116) 安達・前掲注83) 53頁。なお、この点も含めた本法の批判的検討として、金澤真理「特定秘密保護法の罰則の解釈論的検討」刑法雑誌56巻1号(2017)97～101頁参照。
- 117) 齊藤豊治「秘密保護法の刑事法学的検討 企画の趣旨と課題」刑法雑誌56巻1号(2017)68～76頁。
- 118) 安達・前掲注112) 83～94頁、金澤・前掲注116) 99～104頁。また、本法に関する刑事訴訟法上の問題点については、豊崎七絵「特定秘密保護法の刑事手続上の問題点」刑法雑誌56巻1号(2017)111頁参照。なお、本法に対する批判的検討を行う論稿として、村井敏郎「特定秘密保護法における罰則の問題点」法律時報86巻13号(2014)354頁がある。
- 119) 安達・前掲注83) 53頁参照。
- 120) 例えば、西貝・前掲注72)(刑法雑誌)227～228頁は、コンピュータ・データの機密性を侵害する無権限アクセス罪の立法提案をしつつ、なおその法定刑については、ドイツとの比較法的考察及び日本の不正競争防止法の営業秘密侵害罪の比較をしたうえで、「決め手にかけるきらいはある。今後の課題としたい」としている。

【「情報」に関する法律の罰則一覧】			
法律名	罰則の適用対象となる行為	罰則の 条項号数	法定刑 (過料含む。)
(1) 郵便法 (両罰規定:90条)	行使目的での日本郵便株式会社・外国の郵便切手類の郵便料金の印影の偽造・変造・使用跡の除去・偽造・変造・使用跡除去の切手類行使・行使目的輸入・交付・受交付、その未遂	85条 1 項、 86条 1 項	10年以下の懲役
	郵便専用・供用物件の損傷等郵便障害行為、その未遂	78条、86条 1 項	5年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
	非日本郵便株式会社の者の郵便業務・郵便の業務に従事する場合外の業務従事・他人の信書送達業。運送営業者等の他人のための信書送達。非会社・運送営業者等への信書送達委託、その未遂	76条 1 項～ 4 項、86条 1 項	3年以下の懲役 または300万円 以下の罰金
	日本郵便株式会社取扱中の郵便物の正当な理由なき開き・き損・隠匿・放棄・非受取人への交付、その未遂	77条、86条 1 項	3年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
	郵便業務従事者の日本郵便株式会社取扱中の信書の秘密侵害、その未遂	80条 2 項、 86条 1 項	2年以下の懲役 または100万円 以下の罰金
	85条の罪（行使目的での日本郵便株式会社・外国の郵便切手類の郵便料金の印影の偽造・変造・使用跡の除去・偽造・変造・使用跡除去の切手類行使・行使目的輸入・交付・受交付）を犯す目的での予備	86条 2 項	2年以下の懲役 または10万円 以下の罰金

<p>日本郵便株式会社の取扱中の 信書の秘密侵害、その未遂。 郵便業務従事者の不法な郵便 料金免脱、その未遂</p>	<p>80条 1 項、 84条 2 項、 86条 1 項</p>	<p>1 年以下の懲役 または50万円 以下の罰金</p>
<p>郵便業務従事者の殊更な郵便 不取扱・遅延</p>	<p>79条 1 項</p>	<p>1 年以下の懲役 または30万円 以下の罰金</p>
<p>日本郵便株式会社の届出・認 可料金、変更届出の料金・認 可郵便約款によらない郵便役 務提供、郵便業務管理規程の 無認可、料金・約款・業務管 理規程変更命令違反、無認可 郵便業務委託</p>	<p>87条 1 号～ 4 号</p>	<p>100万円以下の 罰金</p>
<p>郵便禁制品の差出。詐欺・恐 喝・脅迫目的での真実に反す る住所・居所・所在地・氏 名・名称・通信文記載の郵便 物差出</p>	<p>81条、82条</p>	<p>50万円以下の 罰金</p>
<p>郵便業務従事者の重大な過失 による郵便物紛失。第三種郵 便承認のない定期刊行物への 承認を表す文字掲示。不法な 郵便料金免脱、その未遂。郵 便認証司の不報告・虚偽報 告・検査拒否・妨害・忌避。 日本郵便株式会社の郵便事業 の収支の状況不報告・虚偽報 告</p>	<p>79条 2 項、 83条、84条 1 項、86条 1 項、88 条、89条</p>	<p>30万円以下の 罰金</p>
<p>日本郵便株式会社の郵便事業 の収支の状況不公表・虚偽公 表</p>	<p>91条</p>	<p>100万円以下の 過料</p>
<p>日本郵便株式会社の郵便料 金・郵便約款等事項の不掲 示・虚偽掲示</p>	<p>92条</p>	<p>50万円以下の 過料</p>

(2) 戸籍法 (両罰規定なし)	電子情報処理組織の構築・維持管理・運用の事務従事者等の事務に関する秘密漏示・盗用	132条	2年以下の懲役 または100万円以下の罰金
	戸籍事務従事の市町村職員等・市町村長からの戸籍事務処理受託従事者等の図利目的での事務に関する事項の提供・盗用	133条	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金
	戸籍の記載・記録の不要事項・外国人に関する事項の虚偽届出	134条	1年以下の懲役 または20万円以下の罰金
	偽り等不正手段による戸籍謄本等・除籍謄本等・戸籍証明書・除籍証明書の受交付・戸籍証明書提供用識別符号・除籍証明書提供用識別符号の発行を受ける行為	135条	30万円以下の罰金
	偽り等不正手段による届書等市町村長受理書類・届書等情報の内容表示の閲覧・証明書受交付。届出・申請の催告をされた者の期間内での無届出・不申請。市町村長の正当な理由なき届出・申請の不受理・戸籍の記載・記録の懈怠・正当な理由なき届書等受理書類・届書等情報の内容表示の閲覧拒否・戸籍謄本等・除籍謄本等・届出の受理・不受理の証明書・届書等市町村長受理書類の記載事項証明書・届書等情報の内容の証明書・戸籍証明書・除籍証明書の不交付・戸籍証明書提供用	136条、138条、139条1号～5号	10万円以下の過料

	識別符号・除籍証明書提供用 識別符号の不発行・戸籍電子 証明書・除籍電子証明書の不 提供・戸籍事件の職務懈怠		
	期間内での無届出・不申請	137条	5万円以下の 過料
(3) 電波法 (両罰規定:114条)	無線通信業務従事者の遭難通 信不取扱・遅延・取扱妨害、 その未遂	105条 1 項～ 3 項	1年以上の懲役
	無線設備による船舶・航空機 遭難の不実遭難通信発信	106条 2 項	3年以上10年 以下の懲役
	無線設備・高周波利用設備に よる日本国憲法・その下で成 立した政府を暴力で破壊する ことを主張する通信発信	107条	5年以下の懲役 または禁錮
	電気通信・放送の業務の供用 無線局の無線設備・人命・財 産の保護・治安の維持・気象 業務・電気事業に係る電気 の供給の業務・鉄道事業に係 る列車の運行業務の供用の無 線設備の損壊等による無線通 信妨害、その未遂	108条の 2 第 1 項・ 2 項	5年以下の懲役 または250万円 以下の罰金
	図利加害目的での無線設備・ 高周波利用設備による虚偽通 信発信	106条 1 項	3年以下の懲役 または150万円 以下の罰金
	無線設備・高周波利用設備に よるわいせつ通信発信。無線 通信業務従事者の業務に関す る無線通信の秘密漏示・窃 用。無線通信業務従事者の暗 号通信の秘密漏示・窃用目的 での内容復元、その未遂	108条、109 条 2 項、109 条の 2 第 2 項・ 4 項	2年以下の懲役 または100万円 以下の罰金

	<p>無線局の無免許・無登録開設・運用。免許状記載指定無線局数超特定無線局開設。高周波利用設備の無許可運用。無線局の各違反運用。変更検査をうけない無線局運用。無線局免許人等・高周波利用設備設置許可を受けた者の技術基準適合命令違反。無線局・無線局免許人等の電波発射・運用停止命令時の運用。非常時の無線通信処分違反。無線局の新たな開設禁止違反。特定無線設備の技術基準適合証明を受けた者への妨害停止命令違反。認証取扱業者・届出業者の特定無線設備への表示禁止違反</p>	<p>110条1号～12号</p>	<p>1年以下の懲役 または100万円以下の罰金</p>
	<p>無線局取扱中に係る無線通信の秘密漏示・窃用。暗号通信傍受者・暗号通信媒介者の暗号通信の秘密漏示・窃用目的での内容復元、その未遂。指定試験機関・指定周波数変更対策機関・登録周波数終了対策機関・電波有効利用促進センターの役員等の職務に関する秘密漏示。登録検査等事業者・登録証明機関・登録周波数終了対策機関の業務停止命令違反。建築主の重要無線通信障害原因となる部分の工事実行・高層建築物等の無届出・不報告時の工事停止命令違反・工事実行。伝搬障害防</p>	<p>109条1項、109条の2第1項・4項、109条の3、110条の2第1号～3号、110条の4</p>	<p>1年以下の懲役 または50万円以下の罰金</p>

<p>((3) 電波法)</p>	<p>止区域における高層建築物等の建築主の無届出・不報告時の工事停止等命令違反。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・電波有効利用促進センター・指定較正機関の業務停止命令違反。電波監理審議会委員の退職後就職制限違反</p>		
	<p>航空機局等の免許人の不報告・虚偽報告。無線局・高周波利用設備・無線設備の検査拒否・妨害。無線局の検査省略のための証明書の偽造</p>	<p>111条 1 号～ 3 号</p>	<p>6 月以下の懲役 または30万円 以下の罰金</p>
	<p>無線設備・無線設備を組み込んだ製品への技術基準適合証明の表示禁止違反。特定無線設備の変更の工事時の技術基準適合証明の表示不除去。特別特定無線設備修理の表示禁止違反。船舶の航行中外の船舶局運用。航空機の航行中・航行の準備中外の航空機局の運用。無線局免許人等・高周波利用設備許可を受けた者の運用停止・制限等命令違反。伝搬障害防止区域における高層建築物等の建築主の無届出・虚偽届出。測定器等以外の測定器等への較正表示禁止違反</p>	<p>112条 1 号～ 7 号</p>	<p>50万円以下の 罰金</p>
	<p>虚偽届出による実験等無線局開設。実験等無線局開設の事項変更の無届出・虚偽届出。登録検査等事業者の不報告・</p>	<p>113条 1 号～ 30号、113 条の 2 第 1 号～ 4 号</p>	<p>30万円以下の 罰金</p>

	<p>虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。無線局免許人等の不報告・虚偽報告。特定無線局の包括免許人の開設・事項変更の無届出・虚偽届出。無線局登録人・包括登録人の無登録事項変更。包括登録人の無線局開設・事項変更の無届出・虚偽届出。登録証明機関・登録周波数終了対策機関の不報告・虚偽報告・帳簿不備付・不記載・虚偽記載・不保存・検査拒否・妨害・忌避。登録証明機関の業務廃止の無届出・虚偽届出。技術基準適合証明を受けた者・実験等無線局開設者・認証取扱業者・特別特定無線設備の製造業者・輸入業者・登録修理業者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・設備・物件の提出命令違反。製造業者・輸入業者の虚偽届出・記録不作成・虚偽記録作成・記録不保存。無線従事者の監督を受けない無線局無線設備操作・無線従事者外のモールス信号送受の無線電信・アマチュア無線局の無線設備の操作。無線局・登録局の免許人等の主任無線従事者の選任・解任の無届出・虚偽届出。特定周波数変更対策・終了対策業務給付金交付決定を受けた者の不報告・虚偽報告。無線局免許人</p>	
--	--	--

<p>((3) 電波法)</p>	<p>等・実験等無線局開設者であつた者の電波発射防止の措置。無線従事者の業務停止時・船舶局無線従事者の業務停止・証明効力停止時の設備操作。無線局設備・実験等無線局設備・無線設備以外設備の占有者・所有者の障害除去・発生防止の措置命令違反。伝搬障害防止区域における高層建築物等の建築主の事項・事項変更・指定行為工事計画の無届出・虚偽届出・不報告・虚偽報告。製造業者・輸入業者・販売業者の基準不適合設備事態除去勧告措置命令違反・不報告・虚偽報告。指定無線設備小売業者の違反時の指示違反・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・指定較正機関の帳簿不備付・不記載・虚偽記載・不保存。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・電波有効利用促進センター・指定較正機関の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・登録周波数終了対策機関の無許可業務・事務廃止。指定較正機関の業務廃止の無届出・虚偽届出</p>	<p>(113条 1号 ～30号、 113条の 2 第 1号～ 4号)</p>	<p>(30万円以下の 罰金)</p>
----------------------	---	---	-------------------------

	<p>電波監理審議会審理官による処分への違反となる不出頭・陳述・虚偽陳述・不鑑定・虚偽鑑定。実験等無線局開設者の事項変更の無届出・虚偽届出・廃止の無届出。無線局免許人・認定開設者・航空機局等の認定免許人の地位承継の無届出。無線局免許人・高周波利用設備設置許可を受けた者の廃止の無届出・免許状不返納。登録検査等事業者の事項変更・承継・事業廃止の無届出・虚偽届出・登録証不返納。提供を受けた無線局に関する事項の情報の調査・終了促進措置供用目的外利用・提供。特定無線局の包括免許人の廃止の無届出。無線局登録人の事項変更・廃止の無届出・虚偽届出。登録人・包括登録人の地位承継の無届出・登録状不返納。包括登録人・登録証明機関・登録周波数終了対策機関・登録証明機関・認証取扱業者の事項変更の無届出・虚偽届出。登録証明機関・登録周波数終了対策機関の財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否。製造業者・輸入業者の事項変更の無届出・虚偽届出。登録修理業者の事項等変更・事業廃止の無届出・虚偽届出。航空機局等</p>	<p>115条、116条1号～28号</p>	<p>30万円以下の過料</p>
--	--	------------------------	------------------

<p>((3) 電波法)</p>	<p>の認定免許人の規程変更の無届出・虚偽届出。無線局の免許人等の無線局を運用する自己以外の者の事項の無届出・虚偽届出。登録局の登録人の登録局を運用する自己以外の者の事項の無届出・虚偽届出。高周波利用設備設置許可の地位承継の無届出。伝搬障害防止区域における高層建築物等の建築主の無届出。包括免許人・包括登録人・広域使用電波を使用する第一号包括免許人・特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の開設者・設備への表示者の無届出・虚偽届出</p>		
<p>(4) 放送法 (両罰規定:189条)</p>	<p>日本放送協会の役員への贈賄・事前収賄・事後収賄</p> <p>日本放送協会の役員への贈賄</p> <p>無登録一般放送業務。放送事業者の業務停止命令違反</p> <p>日本放送協会の本業務外業務。無認可の協会の定款の変更・外国放送事業者との間の協定の締結・変更・廃止・本業務外業務・変更・宇宙航空研究開発機構等への出資・受信料の免除・受信料契約の条項・変更・収支予算・事業・資金の計画実施・放送設備の譲渡等・基幹放送局・その放</p>	<p>183条 1 項～ 3 項</p> <p>183条 4 項</p> <p>184条 1 号・ 2 号</p> <p>185条 1 号～ 3 号</p>	<p>3 年以下の懲役</p> <p>3 年以下の懲役 または250万円 以下の罰金</p> <p>6 月以下の懲役 または50万円 以下の罰金</p> <p>100万円以下の 罰金</p>

	<p>送の業務の休廃止・放送大学 学園の業務の休廃止。協会の 経営委員会の常勤委員・会長 等の兼職禁止違反。協会の収 支予算・事業・資金の計画・ 変更・業務報告書の不提出・ 収入の業務外目的支出・財務 諸表の不提出</p>		
	<p>放送事業者・日本放送協会の 訂正・取消の不放送。基幹放 送事業者の放送事項・電気通 信設備概要の無認可変更。認 定基幹放送事業者・基幹放送 局提供事業者の設備改善命令 違反。認定基幹放送事業者の 放送局設備供給契約の申込拒 否。基幹放送局提供事業者の 事項不服従の放送局設備供給 契約の申込承諾・届出提供条 件によらない放送局設備供給 役務・提供・条件変更命令違 反。登録一般放送事業者の登 録事項の無登録変更・設備変 更命令違反。指定再放送事業 者の提供条件の変更等改善命 令違反。指定再放送事業者・ 有料放送事業者の届出契約約 款によらない役務提供。有料 放送事業者の役務提供拒否。 有料放送管理事業者の無届出 業務。有料放送事業者の契約 約款変更・業務改善等の命令 違反。有料放送事業者・媒介 等業務受託者・有料放送管理 事業者の必要措置命令違反</p>	<p>186条1項、 187条1号～ 13号</p>	<p>50万円以下の 罰金</p>

((4) 放送法)	認定基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者・登録一般放送事業者の重大事故の不報告・虚偽報告。認定基幹放送事業者・特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者・登録一般放送事業者・一般放送事業者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。一般放送事業者の事項・変更の無届出・虚偽届出。有料放送事業者の契約約款の不揭示	188条 1号～4号	30万円以下の罰金
	認定基幹放送事業者・特定地上基幹放送事業者を兼ねる基幹放送局提供事業者の業務に関する収支の状況等の公表懈怠・不実公表	190条	100万円以下の過料
	日本放送協会・放送大学学園の本法・命令違反の登記懈怠。協会の本業務外業務・業務委託時の基準・国際放送・協会国際衛星放送の開始・事項変更・協会以外の基幹放送事業者への資料の提供等の基準・方法・事項変更・業務廃止・協会・学園の放送休止の無届出。協会の本業務外業務の認可実施基準・実施計画・役員の報酬・退職金等・役員等の服務準則・中期経営計画・経営委員会の議事録の不公表・虚偽公表。協会・子会社の監査委員会・会計監査人による調査妨害。協会の業務	191条 1項 1号～5号・2項、192条 1号・2号、193条 1号・2号	20万円以下の過料

	報告書の不備置・不供覧。認定基幹放送事業者の業務の開始・休止・事項変更・業務廃止・認定基幹放送事業者の地位承継・登録一般放送事業者の業務の開始・休止・事項変更・地位承継・業務廃止・一般放送事業者の清算人の解散・有料放送管理事業者の事項変更・地位承継・業務の廃止・有料放送管理事業者の清算人の解散・認定放送持株会社の事項・事項変更の無届出・虚偽届出。認定基幹放送事業者の認定証不返納。国内基幹放送事業者の不報告・虚偽報告。放送事業者・基幹放送局提供事業者・媒介等業務受託者・有料放送管理事業者・認定放送持株会社・協会の資料提出の懈怠・虚偽提出		
(5) 有線電気通信法 (両罰規定;18条)	有線電気通信設備損壊等による有線電気通信妨害、その未遂	13条 1 項・ 2 項	5 年以下の懲役 または100万円 以下の罰金
	有線電気通信業務従事者による有線電気通信秘密侵害、その未遂	14条 2 項・ 3 項	3 年以下の懲役 または100万円 以下の罰金
	有線電気通信秘密侵害、その未遂	14条 1 項・ 3 項	2 年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
	営利目的事業を営む者の多数相手に電話をかけて受信させるための符号送信	15条	1 年以下の懲役 または100万円 以下の罰金

	本邦外にわたる（無許可）有線電気通信設備設置。有線電気通信設備設置者（電磁的方式による信号設備設置者）の使用停止・改善・修理等命令違反。有線電気通信設置者の非常事態における必要な通信・他の者への使用・他の有線電気通信設備との接続の命令違反	16条1号・2号	1年以下の懲役 または20万円以下の罰金
	有線電気通信設備設置者（電磁的方式による信号設備設置者）の無届出・虚偽届出・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	17条1号・2号	10万円以下の罰金
（6）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（両罰規定なし）	日本国の安全を害する用途供用目的でのまたは不当な方法による特別防衛秘密の探知・収集、日本国の安全を害する目的での漏示、特別防衛秘密取扱業務者の業務により知得・領有した特別防衛秘密漏示、その未遂	3条1項1号～3号・3項	10年以下の懲役
	特別防衛秘密漏示、その未遂。3条1項の罪（日本国の安全を害する用途供用目的または不当な方法による特別防衛秘密の探知・収集）の陰謀・教唆・せん動	3条2項・3項、5条1項・3項	5年以下の懲役
	3条2項の罪（特別防衛秘密漏示）の陰謀・教唆・せん動	5条2項・3項	3年以下の懲役
	特別防衛秘密取扱業務者の業務により知得・領有した特別防衛秘密過失漏示	4条1項	2年以下の禁錮 または5万円以下の罰金

	業務により知得・領有した特別防衛秘密過失漏示	4条2項	1年以下の禁錮 または3万円以下の罰金
(7) 特許法 (両罰規定:201条)	宣誓証人・鑑定人・通訳人の特許庁・裁判所への虚偽の陳述・鑑定・通訳	199条1項	3年以上10年以下の懲役
	特許権・専用実施権の侵害	196条	10年以下の懲役 もしくは1,000万円以下の罰金 またはその併科
	特許権・専用実施権の侵害とみなされる行為（間接侵害）。秘密保持命令違反	196条の2、 200条の3第1項	5年以下の懲役 もしくは500万円以下の罰金 またはその併科
	詐欺行為による特許・特許権の存続期間の延長登録・特許異議の申立の決定・審決を受ける行為。特許に係る物以外の物・その物の包装への特許表示・これと紛らわしい表示。特許に係る物以外の物・その物の包装への特許表示・これと紛らわしい表示を付したものの譲渡等・譲渡等のための展示。特許に係る物以外の物の生産・使用をさせるためまたは譲渡等をするための広告へのその物の発明が特許に係る旨の表示・これと紛らわしい表示。特許発明における方法以外の方法を使用させるためまたは譲渡・貸渡するための広告へのその方法の発明が特許に係る旨の表示・これと紛らわしい表示	197条、198条	3年以下の懲役 または300万円以下の罰金

	特許庁の職員等の職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密漏示・盗用。査証人等の査証に関する秘密漏示・盗用	200条、200条の2	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金
	判定・審判・再審に関する宣誓者の特許庁・裁判所への虚偽陳述。特許庁・裁判所からの呼出を受けた者の不出頭・宣誓・陳述・証言・鑑定・通訳の拒否。特許庁・裁判所からの書類等物件の提出・提示命令違反	202条～204条	10万円以下の過料
(8) 住民基本台帳法 (両罰規定:48条)	本人確認情報の電子計算機処理等の事務従事の市町村・都道府県の職員等の事務に関する秘密漏示。市町村長・都道府県知事からの本人確認情報の電子計算機処理等の受託者等の業務に関する秘密漏示。地方公共団体情報システム機構の役員等の事務に関する秘密漏示。機構からの本人確認情報の電子計算機処理等の受託者等の業務に関する秘密漏示。本人確認情報等の電子計算機処理等の事務従事の国の機関の職員等・法人の役員等・総務省の職員等の事務に関する秘密漏示。受領者からの受領本人確認情報等の電子計算機処理等の受託者の役員等の秘密漏示	42条	2年以下の懲役 または100万円以下の罰金

	<p>違反行為（契約申込をしようとする第三者・申込みをする第三者・契約の締結をした第三者にその第三者・第三者以外の者の住民票コードの告知要求・住民票コード記録データベースの記録情報の他への提供予定での業務上構成）をした者の中止・中止確保措置勧告服従命令違反。住民基本台帳・戸籍附票の事務従事の市町村職員等・市町村長からの住民基本台帳・戸籍附票の受託事務処理従事者等・本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等の事務従事の都道府県・地方公共団体情報システム機構の職員等・都道府県知事・機構からの本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等受託事務従事者等・受領した本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等受託事務従事受領者・附票情報受領者の職員等・受領者からの受領した本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等受託事務従事者等の図利目的での事務に関する事項の提供・盗用</p>	<p>43条1号・2号イ～チ</p>	<p>1年以下の懲役 または50万円以下の罰金</p>
	<p>住民基本台帳の調査事務従事者等の事務に関する秘密漏示</p>	<p>44条</p>	<p>1年以下の懲役 または30万円以下の罰金</p>

<p>((8) 住民基本台帳法)</p>	<p>偽り等不正手段による住民基本台帳の一部の写しの閲覧者・閲覧申出者・本人の事前同意を得ずに閲覧事項の利用目的外目的利用・第三者提供をした閲覧申出者・閲覧者・個人閲覧事項取扱者の当該事項の利用目的外目的利用・第三者提供阻止の措置勧告命令違反</p>	<p>45条</p>	<p>6月以下の懲役 または30万円以下の罰金</p>
	<p>住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者・違反行為(契約申込をしようとする第三者・申込みをする第三者・契約の締結をした第三者にその第三者・第三者以外の者の住民票コードの告知要求・住民票コード記録データベースの記録情報の他への提供予定での業務上構成)をした者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。偽り等不正手段による各住民票の写し・住民票記載事項証明書・除票・除票記載事項証明書・戸籍の附表の写しの受交付。地方公共団体情報システム機構の帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避</p>	<p>46条1号・2号、47条1号・2号</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
	<p>住民票の記載事項調査の関係人の不答弁・虚偽陳述・文書提示拒否・妨害・忌避・虚偽提示</p>	<p>49条</p>	<p>5万円以下の罰金</p>

	偽り等不正手段による住民基本台帳の一部の写しの閲覧・本人の事前同意を得ない閲覧事項の利用目的外目的利用・第三者提供	50条	30万円以下の過料
	都道府県知事・地方公共団体情報システム機構に対する偽り等不正手段による本人確認情報の開示を受ける行為	51条	10万円以下の過料
	転入・転居・転出・世帯変更等の虚偽届出・無届出	52条 1 項・2 項	5 万円以下の過料
(9) 著作権法 (両罰規定:124条)	著作権・出版権・著作隣接権の侵害	119条 1 項	10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科
	著作者人格権・実演家人格権侵害。著作物・実演等の複製への自動複製機器の営利目的供与・著作権・出版権・著作権隣接権の侵害物の頒布目的輸入・知情頒布・頒布目的所持行為・頒布の申出・業務上輸出・輸出目的所持による著作権・出版権・著作隣接権侵害。侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への掲示・同容易化プログラムの公衆への提供等。プログラムの著作物の著作権侵害作成の複製物の業務上電子計算機使用による著作権侵害。秘密保持命令違反	119条 2 項 1 号～6 号、122条の 2 第 1 項	5 年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科

	<p>技術的保護・利用制限の手段回避の装置・プログラムの複製物の公衆への譲渡・貸与・その目的での製造・輸入・所持・公衆への使用供与・プログラムの公衆送信・送信可能化。公衆の求めに応じた技術的保護・利用制限の手段の業務上回避。侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等上・同容易化プログラム使用での送信元識別符号等の情報提供による知情侵害著作物等利用容易化・技術的保護手段・利用制限手段の回避の（電子計算機への）指令符号の公衆への譲渡・貸与・その目的での製造・輸入・所持公衆への使用供与・公衆送信・送信可能化による著作権・出版権・著作隣接権侵害。営利目的での権利管理情報への虚偽情報付加・権利管理情報の除去・改変・それらがなされた著作物・実演等の複製物の知情頒布・頒布目的輸入・所持・公衆送信送信可能化による著作人人格権・著作権・出版権・実演家人格権・著作隣接権侵害。営利目的での国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコード（還流防止対象レコード）の知情国内頒布目的での輸入・</p>	<p>120条の2第1号～6号</p>	<p>3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科</p>
--	--	---------------------	-------------------------------------

(9) 著作権法	国内頒布・そのための所持による著作権・著作隣接権侵害		
	私的使用目的での録音録画有償著作物等の著作権侵害の自動公衆送信・著作隣接権侵害送信可能化に係る自動公衆送信の受信によるデジタル方式の知情録音・録画（ダウンロード）による著作権・著作隣接権侵害。私的使用目的の有償公衆提供・掲示著作物の著作権侵害の自動公衆送信の受信によるデジタル方式の知情複製による著作権侵害	119条3項1号・2号	2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科
	非著作者の実名・周知の変名を著作者名として表示（著作者名詐称）した著作物の複製物頒布。国内外の原盤の商業用レコードの同レコードとしての（無断）複製・複製物の頒布・頒布目的での所持・頒布の申出	121条、121条の2第1号・2号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	著作物の著作者が存しなくなった後の著作者人格権侵害・実演家の死後の実演家人格権侵害	120条	500万円以下の罰金
	著作物の複製・利用する場合の著作物の出所（著作者名）・二次的著作物を利用する場合の原著作物の出所・実演等を複製する場合の出所の明示義務違反	122条	50万円以下の罰金

(10) 情報処理の 促進に関する法律 (両罰規定なし)	情報処理安全確保支援士等の 業務に関する秘密漏示・盗 用。情報処理推進機構の役員 等の職務に関する秘密漏示・ 盗用	59条1項、 60条	1年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
	情報処理安全確保支援士の名 称停止命令中の名称使用。非 情報処理安全確保支援士の名 称使用	61条1号・ 2号	30万円以下の 罰金
	情報処理システムの運用及び 管理の指針事項の優良等の基 準認定を受けた事業者の不報 告・虚偽報告。情報処理推進 機構の本業務外業務・積立金 相当額の無承認業務財源充当	62条、63条 1号・2号	20万円以下の 過料
(11) 日本電信電 話株式会社等に関 する法律 (両罰規定:25条 2項)	会社・地域会社の取締役等の 加重収賄	19条1項	7年以下の懲役
	会社・地域会社の取締役等の 収賄		3年以下の懲役
	会社・地域会社の取締役等へ の贈賄	21条1項	3年以下の懲役 または250万円 以下の罰金
	会社・地域会社の取締役等の 事前収賄・事後収賄	19条2項・ 3項	2年以下の懲役
	会社の本業務外業務・地域会 社の本業務外業務等の無届 出・虚偽届出。地域会社の無 認可自己設置設備外使用業 務・重要な設備譲渡担保供 用。会社・地域会社の本業務 外業務・無認可の新株募集 等。会社の地域会社の発行済 株式の総数不保有となる株式 処分。会社・地域会社の事業 計画の認可不申請・貸借対照	23条1号～ 10号	100万円以下の 罰金

	表・損益計算書・事業報告書の不提出・不実の記載・記録提出。会社・地域会社の監督命令違反・不報告・虚偽報告		
	外国人等議決権割合が3分の1以上となる時の株主名簿への記載・記録禁止違反	24条	50万円以下の罰金
	非会社・非地域会社の日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社の文字の商号使用	25条1項	20万円以下の罰金
	会社の外国人等議決権割合の公告懈怠・不実公告	26条	100万円以下の過料
(12) 電気通信事業法 (両罰規定:190条)	無登録電気通信事業	177条	3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科
	電気通信事業従事者・認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会業務従事者の電気通信事業者の取扱中に係る通信履歴の電磁的記録の秘密侵害、その未遂	179条2項・3項	3年以下の懲役または200万円以下の罰金
	電気通信事業者の役務提供拒否	178条	2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	電気通信事業者の取扱中に係る通信秘密侵害、その未遂	179条1項・3項	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
	電気通信事業者による電気通信役務提供への妨害・その未遂。電気通信事業従事者による正当な理由なき電気通信事業用電気通信設備の不維持・	180条1項～3項	2年以下の懲役または50万円以下の罰金

	運用の業務への不取扱・電気通信役務の提供の障害発生		
	技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・届出業者への端末機器による妨害拡大防止必要措置命令違反。認証取扱業者・届出業者の端末機器への表示禁止違反	181条 1 号・2 号	1 年以下の懲役または100万円以下の罰金
	指定試験機関・基礎的電気通信役務支援機関・サイバー攻撃対処協会の役員等の職務に関する秘密漏示。登録講習機関・登録認定機関・支援機関・指定試験期間・サイバー攻撃対処協会の業務停止命令違反	182条 1 号・2 号、184条	1 年以下の懲役または50万円以下の罰金
	無届出電気通信事業、無届出電気通信役務提供契約締結の媒介等業	185条 1 号・2 号	6 月以下の懲役または50万円以下の罰金
	電気通信事業者の無登録事項変更。無届出電気通信役務提供。保障契約約款上の料金その他の提供条件・認可を受けた料金によらない電気通信役務提供。電気通信事業者の契約約款変更命令・保障契約約款変更命令・料金変更命令・業務改善命令・違反行為停止等命令・各接続約款変更認可申請等命令・各協議の開始・再開命令・技術基準適合設備修理等命令違反・電気通信設備技術基準不適合時の使用制限違反・管理規程の変更命令・電気通信設備統括管理者	186条 1 号～8 号	200万円以下の罰金

(12) 電気通信事業法)	解任命令・認定電気通信番号使用計画適合通信番号使用等命令違反。届出媒介等業務受託者・電気通信事業者の業務方法改善等命令違反。電気通信事業者の各届出接続約款によらない協定・契約締結・変更・廃止・外国政府等との無認可協定・契約締結・変更・廃止。電気通信事業者の電気通信設備統括管理者・電気通信主任技術者の不選任。電気通信事業者の無認定電気通信番号使用・使用計画変更		
	電気通信事業者の登録事項変更の無届出・虚偽届出。表示禁止時の端末機器への認定・修理の表示	187条1号・2号	50万円以下の罰金
	電気通信事業者の地位承継・業務の休廃止・電気通信設備の機能変更・追加計画の電気通信設備の共用協定締結等・卸電気通信役務の提供業務開始・各電気通信設備の確認結果・管理規程等・電気通信設備統括管理者の選任・解任・電気通信主任技術者選任・届出媒介等業務受託者の業務等・適格電気通信事業者の接続約款変更・認定電気通信事業者の事業開始等・休廃止の無届出・虚偽届出。電気通信事業者の契約約款の無届出。電気通信事業者の特定電気通信役務の通信量・回線数等の	188条1号～18号、189条1号～3号	30万円以下の罰金

	<p>不記録・虚偽記録。電気通信事業者の契約約款・料金の不揭示・契約成立時の利用者への書面不交付・虚偽記載書面交付。電気通信事業者の業務の停止・通信の秘密漏えい等重大な事故・規定遵守措置等の不報告・虚偽報告。電気通信事業者の各接続約款等・電気通信設備の機能の変更・追加計画不公表。製造業者・輸入業者の技術基準適合自己確認の虚偽届出・記録不作成・虚偽記録作成・不保存。登録講習機関・登録認定機関の帳簿の不備付・不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存。登録講習機関の事務廃止の無届出・虚偽届出。登録認定機関の技術基準適合認定の不報告・虚偽報告・業務廃止の無届出・虚偽届出。認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会特定会員との誤認おそれ文字使用。水底線路保護保区域内での船舶をびよう泊・底びき網使用漁業・土砂掘採・陸標に舟・いかだ繫留。水底線路の敷設・修理従事標識揭示船舶の1,000m以内範囲内等の水面の船舶航行。電気通信事業者・媒介等業務受託者・技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・製造業者・輸入業者・登録修理</p>		
--	---	--	--

<p>(12) 電気通信事業法)</p>	<p>業者・指定試験機関・支援機関・登録講習機関・登録認定機関・認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・製造業者・輸入業者・登録修理業者の端末機器等提出命令違反。指定試験機関・支援機関の帳簿不備付・不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存。試験機関の事務・支援機関の業務の無許可廃止</p>	<p>(188条1号～18号、189条1号～3号)</p>	<p>(30万円以下の罰金)</p>
	<p>電気通信事業者の手續に従わない会計整理・各収支の状況の公表懈怠・不実公表。法人電気通信事業者の役員の特定関係法人役員等の兼任</p>	<p>191条1号～3号</p>	<p>100万円以下の過料</p>
	<p>製造業者・輸入業者の事項変更・登録修理業者の事項変更等・事業廃止・登録講習機関・登録認定機関・認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の事項変更の無届出・虚偽届出。登録講習機関・登録認定機関の財務諸表等の不備置・不記載・記録・虚偽記載・記録・閲覧・謄写等の請求拒否。認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員名簿の不供覧</p>	<p>192条1号～3号</p>	<p>30万円以下の過料</p>

	電気通信事業者の登録事項変更・事項変更・法人電気通信事業者の解散・認定電気通信番号使用計画変更の事項変更等・届出媒介等業務受託者の事項変更等の無届出・虚偽届出。電気通信主任技術者資格者証・工事担任者資格者証の返納命令違反。認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会との誤認おそれ文字使用。認定電気通信事業者の水底線路保護区域の指定を示す陸標不設置・位置の不公告	193条1号～4号	10万円以下の過料
(13) プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律 (両罰規定なし)	指定登録機関の役員等の事務に関する秘密漏示。機関の事務停止命令違反	29条、30条	1年以下の懲役 または30万円以下の罰金
	指定登録機関の無許可事務廃止・帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・検査拒否・妨害忌避・不答弁・虚偽陳述	31条1号～3号	20万円以下の罰金
(14) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法 (両罰規定:9条2項)	認定事業者の不報告・虚偽報告	9条1項	30万円以下の罰金
(15) 電気通信基盤充実臨時措置法:廃止 (両罰規定:10条2項)	認定事業者の不報告・虚偽報告	10条1項	20万円以下の罰金

(16) 不正競争防 止法 (両罰規定:22条 1項)	図利加害目的での営業秘密の 詐欺等行為・管理侵害行為に よる取得・不正取得後の使 用・開示・秘密管理の任務違 背による領得・領得後の使 用・開示・秘密管理の任務違 背の使用・開示・不正開示に よる取得後の使用・開示・不 正開示介在知情取得後の使 用・開示・違法使用行為に よって生じた物の譲渡・引 渡・展示・輸出入・電気回線 を通じた提供、その未遂(領得 を除く。)	21条3項1 号(国外使 用目的での 不正取得・ 領得)・2 号(国外使 用目的知情 の開示)・ 3号(国外 での不正使 用)・4項	10年以下の懲役 もしくは3,000 万円以下の罰金 またはその併科
		21条1項1 号～9号・ 4項	10年以下の懲役 もしくは2,000 万円以下の罰金 またはその併科
	不正目的での周知な商品等表 示の混同惹起・商品等の誤認 惹起表示。図利加害目的での 著名な商品等表示の冒用。図 利目的での他人の商品形態模 倣の商品提供。図利加害目的 での営業上使用の技術的制限 手段効果妨害可能機能保有の 装置・プログラム・指令符号 記録媒体・記憶機器の譲渡・ 引渡・展示・輸出入・電気通 信回線を通じた提供・効果妨 害可能役務提供等。商品等に 関する誤認虚偽表示。秘密保 持命令違反。外国国旗等・国 際機関標章の商業上の使用。 外国公務員等への贈賄	21条2項1 号～7号	5年以下の懲役 もしくは500万 円以下の罰金 またはその併科

(17) 児童買春、 児童ポルノに係る 行為等の規制及び 処罰並びに児童の 保護等に関する法 律 (両罰規定:11条)	児童を児童買春における性交 等の相手方とさせる目的また は児童ポルノを製造する目的 で外国に居住する児童で略 取・誘拐・売買されたものの その居住国外への移送、その 未遂	8条2項・ 3項	2年以上の懲役
	児童を児童買春における性交 等の相手方とさせる目的また は児童ポルノを製造する目的 での児童売買、その未遂	8条1項・ 3項	1年以上10年 以下の懲役
	児童買春の業務上周旋、児童 買春の周旋目的での児童買春 業務上勧誘	5条2項、 6条2項	7年以下の懲役 および1,000万 円以下の罰金
	児童買春周旋、児童買春の周 旋目的での児童買春勧誘。児 童ポルノの不特定・多数者へ の提供・公然陳列、児童ポル ノ情報電磁的記録の不特定・ 多数者提供、その目的での製 造・所持・運搬・輸入・輸 出・電磁的記録保管	5条1項、 6条1項、 7条6項～ 8項	5年以下の懲役 もしくは500 万円以下の罰金 またはその併科
	児童買春	4条	5年以下の懲役 または300万円 以下の罰金
	児童ポルノ提供、児童ポルノ 情報電磁的記録の提供。提供 目的での児童ポルノの製造・ 所持・運搬・輸入・輸出・児 童ポルノ情報の保管・児童ポ ルノの単純製造・盗撮による 製造	7条2項～ 5項	3年以下の懲役 または300万円 以下の罰金
	自己の性的好奇心を満たす目 的での児童ポルノ所持・児童 ポルノ情報電磁的記録の保管	7条1項	1年以下の懲役 または100万円 以下の罰金

(18) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (両罰規定なし)	不正アクセス行為	11条	3年以下の懲役 または100万円 以下の罰金
	不正アクセス行為への供用目的でのアクセス制御機能に係る他人識別符号取得。不正アクセス行為への供用目的知情 同他人識別符号の利用権者外の者への提供。不正アクセス行為への供用目的での同他人識別符号保管。アクセス管理者とのなりすまし・誤認させて利用権者にアクセス制御機能に係る識別符号を入力するよう求める情報を公衆閲覧可能状態に置く行為・同情報を利用権者に送信する行為。事例分析実施事務受託従事者の実施に関する秘密漏示	12条1号～ 5号	1年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
	アクセス制御機能に係る他人識別符号の利用権者外の者への提供	13条	30万円以下の 罰金
(19) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 (両罰規定なし)	捜査・調査の権限を有する公務員の電気通信事業法179条1項の罪（電気通信事業者の取扱中に係る通信秘密侵害）・有線電気通信法14条1項の罪（有線電気通信秘密侵害）、その未遂	37条1項・ 2項	3年以下の懲役 または100万円 以下の罰金
(20) 国立研究開発法人情報通信研究機構法 (両罰規定なし)	機構の役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	24条	1年以下の懲役 または30万円 以下の罰金
	受託金融機関の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	25条	20万円以下の 罰金

	機構の本業務外業務・各無認可・無承認行為・基金運用違反	26条1号・2号、原始附則15条	20万円以下の過料
(21) 電子署名及び認証業務に関する法律 (両罰規定:46条)	認定認証事業者・認定外国認証事業者への虚偽申込による電子署名不実証明、その未遂	41条1項・2項	3年以下の懲役または200万円以下の罰金
	非認定認証事業者の電子証明書等への業務認定を受けているとの表示・紛らわしい表示。指定調査機関の役員等の職務に関する秘密漏示。指定調査機関の業務停止命令違反	42条1号・2号、43条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	認定認証事業者の無認定事項変更・帳簿書類の不作成・不保存・虚偽作成・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁。指定調査機関の帳簿の不記載・虚偽記載・不保存・無許可業務廃止・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	44条1号～3号、45条1号～3号	30万円以下の罰金
	認定認証事業者の事項変更・業務廃止の無届出	47条	10万円以下の過料
(22) 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法：廃止 (両罰規定:10条2項)	認定事業者の不報告・虚偽報告	10条1項	30万円以下の罰金

(23) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (両罰規定:50条)	指定調査機関の役員等の職務に関する秘密漏示。指定調査機関の業務停止命令違反	45条、46条	1年以下の懲役 または100万円以下の罰金
	非認定適合性評価機関の国外適合性評価事業に係る証明書への標章・紛らわしい標章を付す行為	47条	50万円以下の罰金
	認定適合性評価機関の無認定事項変更・帳簿書類の作成・不保存・虚偽作成・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁。指定調査機関の帳簿の不記載・虚偽記載・不保存・無許可業務廃止・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	48条1号～3号、49条1号～3号	30万円以下の罰金
	製品評価技術基盤機構の立入検査・質問に関する命令違反	51条	20万円以下の過料
	認定適合性評価機関の事項変更・業務の休廃止の無届出・虚偽届出	52条	10万円以下の過料
(24) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (両罰規定:37条)	登録送信適正化機関の業務停止命令違反	33条	1年以下の懲役 もしくは100万円以下の罰金 またはその併科
	送信者（営利目的団体・営業を営む個人）の送信者情報を偽った送信。法規定違反の送信者等の電子メールの送信の方法改善必要措置命令（3条2項の記録保存に係るものを除く。）違反	34条1号・2号	1年以下の懲役 または100万円以下の罰金
	法規定違反の送信者等の電子メールの送信の方法改善必要	35条1号・2号	100万円以下の罰金

	措置命令 (3 条 2 項の記録保存に係るものに限る。) 違反。送信者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避		
	登録送信適正化機関の無届出業務休廃止・業務帳簿事項の不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	36 条 1 号～ 3 号	30 万円以下の 罰金
	登録送信適正化機関の財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等請求拒否	38 条	20 万円以下の 過料
(25) 電子署名等 に係る地方公共団 体情報システム機 構の認証業務に関 する法律 (両罰規定:79 条)	機構への虚偽申請による不実の電子署名書・利用者証明用電子証明書発行、その未遂	73 条 1 項・ 2 項	5 年以下の懲役 または 300 万円 以下の罰金
	各電子計算機処理等事務従事の機構の役職員等・市町村の職員等・署名検証者等の職員等・利用者証明検証者の職員等の事務に関する秘密漏示。上記の者からの各電子計算機処理等の受託者等の業務に関する秘密漏示	74 条	2 年以下の懲役 または 100 万円 以下の罰金
	署名用電子証明書の発行番号・利用者証明用電子証明書の発行番号の記録されたデータベースの情報が他に提供予定されるものを構成するとの違反行為反復おそれ時の勧告命令違反	75 条	1 年以下の懲役 または 50 万円 以下の罰金
	機構の帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答	76 条 1 号・ 2 号、77 条、78 条 1 項・2 項	30 万円以下の 罰金

	弁。署名用電子証明書の発行の番号または利用者署名用電子証明書の発行番号・利用者証明用電子証明書の発行番号の記録されたデータベースの情報が他に提供予定されるものを構成するとの違反行為者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。認定特定認証業務者・認定確認可能者・特定利用者証明検証者・署名検証者・団体署名検証者・利用者証明検証者の不報告・虚偽報告		
(26) 放送大学学園法 (両罰規定なし)	放送大学学園の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	20条	30万円以下の罰金
	放送大学学園の各無認可行為・教育に必要な放送以外の放送	21条1号・2号	20万円以下の過料
(27) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法 (両罰規定なし)	機構の役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	30条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
	機構の各無認可・無承認行為・本業務外業務	31条1号・2号	20万円以下の過料
(28) 個人情報の保護に関する法律 (両罰規定:87条)	個人情報保護委員会委員長等の職務に関する秘密漏示・盗用	82条	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
	個人情報取扱事業者等の違反行為の是正勧告命令・中止等措置命令違反	83条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	個人情報取扱事業者等の図利目的での業務に関し取扱った個人情報データベース等の提供・盗用	84条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金

	個人情報取扱事業者等の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避。認定個人情報保護団体の不報告・虚偽報告	85条1号・2号	50万円以下の罰金
	個人データ・個人関連情報を提供する第三者の個人情報取扱業者による確認への事項の偽り。非認定個人情報保護団体の名称・紛らわしい名称使用。認定個人情報保護団体の業務廃止の無届出・虚偽届出	88条1号・2号	10万円以下の過料
(29) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (両罰規定なし)	行政機関の職員等・行政機関からの個人情報の取扱の受託業務従事者等・行政機関非識別加工情報等の取扱の受託業務従事者の個人情報ファイルの正当な理由なき提供	53条	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
	行政機関の職員等・行政機関からの個人情報の取扱の受託業務従事者等・行政機関からの行政機関非識別加工情報等の取扱の受託業務従事者の図利目的での業務に関する保有個人情報の提供・盗用。行政機関の職員の職務外供用目的での職権濫用による個人の秘密に属する事項記録文書・図画・電磁的記録収集	54条、55条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
	偽り等不正手段による保有個人情報の開示を受ける行為	57条	10万円以下の過料

(30) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (両罰規定なし)	独立行政法人等の役員等・独立行政法人等からの個人情報の取扱の受託業務従事者・非識別加工情報等の取扱の受託者の個人情報ファイルの正当な理由なき提供	50条1号・2号	2年以下の懲役 または100万円以下の罰金
	独立行政法人等の役員等・独立行政法人等からの個人情報の取扱の受託業務従事者・非識別加工情報等の取扱の受託者の図利目的での業務に関する保有個人情報の提供・盗用。独立行政法人等の役員等の職務外供用目的での職権濫用による個人の秘密に属する事項記録文書・図画・電磁的記録収集	51条、52条	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金
	偽り等不正手段による保有個人情報の開示を受ける行為	54条	10万円以下の過料
(31) 情報公開・個人情報保護審査会設置法 (両罰規定なし)	情報公開・個人情報保護審査会の委員等の職務に関する秘密漏示	18条	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金
(32) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (両罰規定:35条)	インターネット異性紹介事業者の事業停止・廃業命令違反	31条	1年以下の懲役 もしくは100万円以下の罰金 またはその併科
	インターネット異性紹介事業者の無届出・名義貸し。インターネット異性紹介事業者の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に必要な指示違反	32条1号～3号	6月以下の懲役 または100万円以下の罰金
	インターネット異性紹介事業を利用した禁止誘引行為（児	33条	100万円以下の罰金

	童を性交等の相手方となるよう誘引・児童との性交等の相手方となるよう誘引・対償供与を示して児童を異性交際の相手方となるよう誘引・児童との異性交際の相手方となるように誘引)		
	インターネット異性紹介事業の虚偽届出・添付書類の虚偽記載提出・廃業の無届出・虚偽届出・添付書類の虚偽記載提出。インターネット異性紹介事業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出	34条1号～3号	30万円以下の罰金
	登録誘引情報提供機関の役員等の業務に関する秘密漏示	36条	20万円以下の過料
	非登録誘引情報提供機関者の登録を受けている旨の表示・紛らわしい表示	37条	10万円以下の過料
(33) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (両罰規定:26条)	携帯音声通信事業者の承諾未取得業務上有償通話可能端末設備等譲渡・知情譲受。非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の業務上他人譲渡・知情譲受。貸与業者の本人特定事項不確認での相手方・代表者等への通話可能端末設備等交付・貸与時本人確認記録の不作成・虚偽作成・不保存。携帯音声通信事業者媒介業者等の違反是正措置命令違反	20条1項・2項、21条3項、22条1項1号～3号、24条	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

	<p>携帯音声通信事業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避</p>	<p>25条1号・2号</p>	<p>1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科</p>
	<p>携帯音声通信事業者の契約締結の相手方・譲受人等・契約者・媒介業者等の譲受人等・貸与業者の相手方の本人特定事項を隠ぺい目的での事項の偽り。非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の他人譲渡・知情譲受。20条・21条1項・2項・22条1項1号の罪（携帯音声通信事業者の承諾不取得業務上有償通話可能端末設備等譲渡・知情譲受。貸与業者の相手方・代表者等の本人特定事項不確認での通話可能端末設備等知情受交付。非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の他人譲渡・知情譲受・貸与業者の本人特定事項不確認での相手方・代表者等への通話可能端末設備等交付）の相手方になるよう勧誘・広告・誘引</p>	<p>19条、21条1項・2項、22条2項、23条</p>	<p>50万円以下の罰金</p>
<p>(34) 統計法 (両罰規定なし)</p>	<p>国勢調査等の基幹統計調査の報告の求めと人を誤認させるような表示・説明による個人・法人等の団体の情報取得、その未遂。行政機関・地方公共団体の職員等・独立行政法人等の役員等・行政機関等からの情報の取扱受託業務者等・行政機関から提供を受</p>	<p>57条1項1号～3号・2項</p>	<p>2年以下の懲役または100万円以下の罰金</p>

	<p>けた行政記録情報の取扱従事 地方公共団体の職員等・地方 公共団体からの行政記録情報 の取扱受託業務従事者等・調 査票情報の取扱従事者等・調 査票情報取扱従事者からの情 報取扱受託業務従事者等の業 務に関する秘密漏示</p>		
	<p>基幹統計の業務従事者等の基 幹統計の公表期日前漏示・盗 用</p>	<p>58条</p>	<p>1年以下の懲役 または100万円 以下の罰金</p>
	<p>行政機関・地方公共団体の職 員等・独立行政法人等の役員 等・行政機関等からの情報の 取扱受託業務者等・行政機関 から提供を受けた行政記録情 報の取扱従事地方公共団体の 職員等・地方公共団体からの 行政記録情報の取扱受託業務 従事者等・調査票情報の取扱 従事者等・調査票情報取扱従 事者からの情報取扱受託業務 従事者等の図利目的での業務 に関する各情報の提供・盗用</p>	<p>59条1項・ 2項</p>	<p>1年以下の懲役 または50万円 以下の罰金</p>
	<p>基幹統計調査報告を求められ た個人・法人等団体の報告妨 害。基幹統計作成従事者の基 幹統計を真実に反するものに する行為</p>	<p>60条1号・ 2号</p>	<p>6月以下の懲役 または50万円 以下の罰金</p>
	<p>基幹統計調査報告を求められ た個人・法人等団体の報告拒 否・虚偽報告・資料提出・虚 偽提出・検査拒否・妨害・忌 避・不答弁・虚偽答弁。行政 機関の長・指定独立行政法人</p>	<p>61条1～3 号</p>	<p>50万円以下の 罰金</p>

(34) 統計法	等から匿名データの提供を受けた統計の作成等を行う者・匿名データの取扱受託業者等の図利目的での匿名データの提供・盗用		
(35) 電子記録債権法 (両罰規定:98条)	電子債権記録機関の記録原簿への電子記録事項の不記録・虚偽記録。変更前電子債権記録機関の変更後機関への事項不通知・虚偽通知	93条1号・2号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	電子債権記録機関の業務停止命令違反	94条	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	電子債権記録機関の指定申請書・その添付書類・合併認可申請書・新設分割認可申請書・吸収分割認可申請書・事業譲渡認可申請書の虚偽記載提出・各申請書の添付電磁的記録の虚偽記録提出。機関の記録の不作成・不保存・虚偽作成・報告書の不提出・虚偽記載提出。機関等の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁。機関の債権記録・書面・電磁的記録の不保存	95条1号～6号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	電子債権記録機関の取締役等の業務に関する秘密漏示・盗用	96条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
	電子債権記録機関の資本金額減少の無認可・虚偽申請認可	97条1号・2号	30万円以下の罰金

	受領。機関の事項変更の無届出・虚偽届出		
	電子債権記録機関の無届出資本金増加。機関の業務改善必要措置命令・業務移転命令違反。電子債権記録機関であった者・一般承継人の債権記録失効後の事項証明書面の不送付。機関の閲覧・事項証明書面・電磁的記録の提供等の請求拒否	99条 1号～4号	100万円以下の過料
	電子債権記録機関であった者等の指定失効の届出懈怠	100条	30万円以下の過料
(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (両罰規定:57条)	個人番号利用事務等・個人番号の指定・通知・番号とすべき番号の生成・通知の事務・地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報の提供事務の従事者等の業務に関する個人の秘密事項記録特定個人情報ファイルの正当な理由なき提供	48条	4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科
	個人番号利用事務等・個人番号の指定・通知・番号とすべき番号の生成・通知の事務・地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報の提供事務の従事者等の図利目的での業務に関する個人番号の提供・盗用。情報提供等事務・情報提供ネットワークシステム運営事務・条例事務関係情報提供等事務の従事者等の事務に関する秘密漏示・盗用	49条、50条	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金またはその併科

欺罔・暴行・脅迫・窃取・損壊・施設侵入・有機電気通信の傍受・不正アクセス等の管理妨害による個人番号取得	51条 1項	3年以下の懲役 または150万円 以下の罰金
国・地方公共団体の機関・地方公共団体情報システム機構の職員・独立行政法人等・地方独立行政法人の役員等の職務外供用目的での職権濫用による個人の秘密に属する特定個人情報記録文書・図画・電磁的記録の収集。戸籍関係情報作成用情報作成事務従事者等の業務に関する秘密漏示・盗用	52条、52条の2	2年以下の懲役 または100万円 以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関する法令違反行為者の違反行為中止等正命令違反	53条	2年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
取得番号・戸籍関係情報作成用情報の取扱いに関する法令違反行為者の違反行為中止等正命令違反。特定個人情報の取扱者等関係者の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	53条の2、 54条	1年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
偽り等不正手段による個人番号カードの受交付	55条	6月以下の懲役 または50万円 以下の罰金
取得番号・戸籍関係情報作成用情報の取扱者等の関係者の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避。地方公共団体情報システ	55条の2、 55条の3第 1号・2号	30万円以下の 罰金

<p>((36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>ム機構の帳簿不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避</p>		
<p>(37) 地方公共団体情報システム機構法 (両罰規定なし)</p>	<p>機構の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避</p>	<p>38条</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
	<p>機構の無認可定款変更・登記懈怠。機構の役員任命・解任・業務方法書・予算等・会計規程・規定変更の無届出・虚偽届出。機構の本業務外業務。機構の業務方法書・予算等の不公表・虚偽公表・財務諸表・その添付書類の不提出・事項不記載・虚偽記載提出・財務諸表の不公表・財務諸表等の不備置・不供覧・違法行為等の是正の不報告・虚偽報告</p>	<p>39条 1号～8号</p>	<p>20万円以下の過料</p>
	<p>非機構の地方公共団体情報システム機構の名称使用</p>	<p>40条</p>	<p>10万円以下の過料</p>
<p>(38) 特定秘密の保護に関する法律 (両罰規定なし)</p>	<p>特定秘密取扱業務従事者等の業務により知得した特定秘密漏示、その未遂。(外国・自己の) 図利目的または日本国の安全・国民の生命・身体加害用途供用目的での欺罔・暴行・脅迫・窃取・損壊・施設侵入・有機電気通信の傍受・不正アクセス等の管理妨害による特定秘密取得、その未遂</p>	<p>23条 1項・3項、24条 1項・2項</p>	<p>10年以下の懲役、情状により1,000万円以下の罰金併科可</p>

	特定秘密の提供目的での業務により知得した特定秘密漏示、その未遂	23条2項・3項	5年以下の懲役、情状により500万円以下の罰金併科可
	23条1項・24条1項の罪（特定秘密取扱業務従事者等の業務により知得した特定秘密漏示。（外国・自己の）図利目的または日本国の安全・国民の生命・身体加害用途供用目的での欺罔・暴行・脅迫・窃取・損壊・施設侵入・有機電気通信の傍受・不正アクセス等の管理妨害による特定秘密取得）の共謀・教唆・煽動	25条1項	5年以下の懲役
	23条2項の罪（特定秘密の提供目的での業務により知得した特定秘密漏示）の共謀・教唆・煽動	25条2項	3年以下の懲役
	特定秘密取扱業務従事者等の業務により知得した特定秘密過失漏示	23条4項	2年以下の禁錮または50万円以下の罰金
	特定秘密の提供目的の業務により知得した特定秘密過失漏示	23条5項	1年以下の禁錮または30万円以下の罰金
(39) がん登録等の推進に関する法律 (両罰規定：60条)	がん登録情報等の取扱事務従事の厚生労働省職員等・国立がん研究センターの役員等の事務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。審議会等の委員等・合議制の機関の委員等の意見を述べる事務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。がん情報等の取扱事務従事の都道府県の職員	52条	2年以下の懲役または100万円以下の罰金

	<p>等・都道府県知事からのがん情報等の取扱受託事務従事者等の事務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。厚生労働大臣・国立がん研究センター・都道府県知事・市町村長からのがん登録情報等・がん情報等・死亡者情報票の記録・記載情報の取扱受託事務従事者等の業務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。がん登録情報・がん情報の提供を受けた場合の情報の取扱の事務・業務従事者・それらの者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の事務・業務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示</p>		
	<p>都道府県知事からのがん情報等の取扱受託事務従事等の事務に関する（がんの罹患等除く。）秘密漏示。厚生労働大臣・国立がん研究センター・都道府県知事・市町村長からのがん登録情報等・がん情報等・死亡者情報票の記録・記載情報の取扱受託事務従事者の業務に関する（がんの罹患等除く。）秘密漏示。がん登録情報等・その匿名化が行われた情報・死亡者情報票の記録・記載情報の取扱事務従事の厚生労働省の職員等・国立がん研究センターの役員等の図利目的での事務に関する情</p>	<p>53条、54条 1号～3号</p>	<p>1年以下の懲役 または50万円 以下の罰金</p>

<p>((39) がん登録等の推進に関する法律)</p>	<p>報の提供・盗用。審議会等の委員等・合議制の機関の委員等の同目的での意見を述べる事務に関して知得したがん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供・盗用。がん情報等・その匿名化が行われた情報・死亡者情報票の記録・記載情報の取扱事務従事の都道府県の職員等・都道府県知事からのがん情報等の取扱受託事務従事者等の同目的での事務に関する情報の提供・盗用。死亡者情報票の記録・記載情報の取扱事務従事の市町村の職員等の同目的での事務に関する情報の提供・盗用。厚生労働大臣・国立がん研究センター・都道府県知事・市町村長からの各情報の取扱受託業務従事者等の同目的での業務に関する情報の提供・盗用。がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた場合の情報の取扱事務・業務従事者・それらの者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の同目的での事務・業務に関する（匿名化されていない）情報の提供・盗用</p>		
	<p>病院等の届出業務従事者等のがん罹患等の秘密漏示</p>	<p>55条</p>	<p>6月以下の懲役 または50万円以下の罰金</p>

	がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた者の情報の適切な管理等・利用・提供等・保有等制限の違反是正措置命令・がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた者・それらの者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の同違反是正措置命令違反	56条	6月以下の懲役 または30万円 以下の罰金
	がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた場合の情報の取扱事務・業務従事者・それらの者からの情報の取扱の受託事務・業務従事者等の図利目的での事務・業務に関する（匿名化された）情報の提供・盗用	57条	50万円以下の 罰金
	がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた者・それらの者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の不報告・虚偽報告	58条	30万円以下の 罰金
(40) 行政不服審査法 (両罰規定なし)	行政不服審査会委員等の職務に関する秘密漏示	87条	1年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
(41) サイバーセキュリティ基本法 (両罰規定なし)	サイバーセキュリティ協議会の事務従事者等・サイバーセキュリティ戦略本部からの事務受託法人の役員等の事務に関する秘密漏示・盗用	38条	1年以下の懲役 または50万円 以下の罰金

(42) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (両罰規定なし)	第三者が撮影対象者を特定することができる方法での電気通信回線を通じた私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・同方法での私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・公然陳列	3条1項・2項	3年以下の懲役 または50万円以下の罰金
	3条1項・2項の行為（第三者が撮影対象者を特定することができる方法での電気通信回線を通じた私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・同方法での私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・公然陳列）をさせる目的での電気通信回線を通じた私事性的画像記録の提供・私事性的画像記録物の提供	3条3項	1年以下の懲役 または30万円以下の罰金
(43) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 (両罰規定：48条)	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の役員等の業務に関する個人の秘密事項記録医療情報データベース等の正当な理由なき提供	44条	2年以下の懲役 もしくは100万円以下の罰金 またはその併科
	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の役員等の図利目的での業務に関して知得した医療情報等・匿名加工医療情報の提供・盗用。偽り等不正手段による匿名加工医療情報作成事業・認定医療情報等取扱受託事業・事業事項変更・事業の譲受・合併・分割の認可受領。匿名加工医療情報作成	45条、46条 1号～4号	1年以下の懲役 もしくは100万円以下の罰金 またはその併科

	<p>事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の無認可事項変更・医療情報等・匿名加工医療情報の取扱いに関する違反是正措置命令違反</p>		
	<p>認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の役員等の事業に関する情報内容の他人への不正な知らせ・不当な目的利用</p>	<p>46条の2</p>	<p>1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科</p>
	<p>認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の事項変更・地位承継・地位承継時の認可不申請・事業廃止の無届出・虚偽届出・合併による消滅等・事業廃止・解散・認定取消時の情報の不消去・帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁</p>	<p>47条1号～4号</p>	<p>50万円以下の罰金</p>
	<p>認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の解散の無届出・虚偽届出。非認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の名称・紛らわしい名称使用。医療情報取扱事業者の認定匿名加工医療情報作成事業者による確認への偽り</p>	<p>50条1号・2号</p>	<p>10万円以下の過料</p>

<p>(44) 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 (両罰規定:19条)</p>	<p>図利加害目的での家畜遺伝資源の欺罔・暴行・脅迫・窃取による取得・業務上横領。同目的での同資源の不正な取得・領得後の使用・譲渡・引渡・輸出。同目的での不正な譲渡・引渡を受けて取得した同資源の使用・譲渡・引渡・輸出。同目的での同資源の不正な譲渡・引渡介在知情取得による使用・譲渡・引渡・輸出。同目的での違法使用行為によって生じた家畜の家畜等の生産供用・譲渡・引渡・輸出・輸入・違法使用行為によって生じた家畜の家畜等の生産供用によって生じた家畜等の譲渡・引渡・輸出・違法使用行為によって生じた受精卵の使用・譲渡・引渡・輸出・輸入・違法使用行為によって生じた受精卵の使用によって生じた家畜の譲渡・引渡・輸出。国外不正使用目的知情の譲渡・引渡・輸出</p>	<p>18条 1 項 1 号～11号</p>	<p>10年以下の懲役 もしくは1,000万円以下の罰金 またはその併科</p>
	<p>秘密保持命令違反</p>	<p>18条 2 項</p>	<p>5年以下の懲役 もしくは500万円以下の罰金 またはその併科</p>

(45) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律 (両罰規定：34条2項)	指定金融機関の帳簿の不備 え・不記載・虚偽記載・不保 存・業務休廃止の無届出・虚 届出・不報告・虚偽報告・検 査拒否・妨害・忌避	34条1項1号～4号	30万円以下の罰金
	株式会社日本政策金融公庫の 無認可業務方針の定め・指定 金融機関との協定の締結・そ の変更	35条	100万円以下の過料
(46) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 (両罰規定:25条)	特定デジタルプラットフォーム提供者の提供条件・事項開示等の措置勧告命令違反	23条	100万円以下の罰金
	デジタルプラットフォーム提供者の事項無届出・虚偽届出・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。特定デジタルプラットフォーム提供者の報告書の不提出・事項不記載・虚偽記載提出	24条1号～3号	50万円以下の罰金

【「情報」に関する法律の罰則・法定刑による整序表】		
法定刑 (過料含む。)	法律名 (一覧不記載法律はその条項号数も)	罰則の適用対象となる行為
5年以上の懲役	刑法236条1項・2項、243条	強盗、その未遂
2年以上の懲役	(17) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童を児童買春における性交等の相手方とさせる目的または児童ポルノを製造する目的で外国に居住する児童で略取・誘拐・売買されたもののその居住国外への移送、その未遂
1年以上の懲役	(3) 電波法	無線通信業務従事者の遭難通信不取扱・遅延・取扱妨害、その未遂
1年以上10年以下の懲役	(17) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童を児童買春における性交等の相手方とさせる目的または児童ポルノを製造する目的での児童売買、その未遂
3月以上10年以下の懲役	(3) 電波法	無線設備による船舶・航空機遭難の不実遭難通信発信
	(7) 特許法	宣誓証人・鑑定人・通訳人の特許庁・裁判所への虚偽の陳述・鑑定・通訳
10年以下の懲役および50万円以下の罰金	刑法256条2項	盗品等の運搬・保管・有償譲受・有償処分あつせん
10年以下の懲役、情状により1,000万円以下の罰金併科可	(38) 特定秘密の保護に関する法律	特定秘密取扱業務従事者等の業務により知得した特定秘密漏示、その未遂。(外国・自己の) 図利目的または日本国の安全・国民の生命・身体加害用途供用目的での欺罔・暴行・脅迫・窃取・損壊・施設侵入・有機電気通信の傍受・不正アクセス等の管理妨害による特定秘密取得、その未遂
10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科	(16) 不正競争防止法	図利加害目的での営業秘密の国外使用目的での不正取得・領得・国外使用目的知情の開示・国外での不正使用、その未遂(領得を除く。)
10年以下の懲役もしくは2,000万円以下の罰金またはその併科		図利加害目的での営業秘密の詐欺等行為・管理侵害行為による取得・不正取得後の使用・開示・秘密管理の任務違背による領得・領得後の使用・開示・秘密管理の任務違背の使用・開示・不正開示による取得後の使用・開示・不正開示介在知情取得後の使用・開示・違法使用行為によって生じた物の譲渡・引渡・展示・輸出入・電気回線を通じた提供、その未遂(領得を除く。)

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

7年以下の懲役および1,000万円以下の罰金	(17) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春の業務上周旋、児童買春の周旋目的での児童買春業務上勧誘
7年以下の懲役	(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	会社・地域会社の取締役等の加重収賄
5年以下の懲役、情状により500万円以下の罰金併科可	(38) 特定秘密の保護に関する法律	特定秘密の提供目的での業務により知得した特定秘密漏示、その未遂
5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科	(7) 特許法	特許権・専用実施権の侵害とみなされる行為（間接侵害）。秘密保持命令違反
	(9) 著作権法	著作人人格権・実演家人格権侵害。著作物・実演等の複製への自動複製機器の営利目的供与・著作権・出版権・著作権隣接権の侵害物の頒布目的輸入・知情頒布・頒布目的所持行為・頒布の申出・業務上輸出・輸出目的所持による著作権・出版権・著作隣接権侵害。侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への掲示・同容易化プログラムの公衆への提供等。プログラムの著作物の著作権侵害作成の複製物の業務上電子計算機使用による著作権侵害。秘密保持命令違反
	(16) 不正競争防止法	不正目的での周知な商品等表示の混同惹起・商品等の誤認惹起表示。図利加害目的での著名な商品等表示の冒用。図利目的での他人の商品形態模倣の商品提供。図利加害目的での営業上使用する技術的制限手段効果妨害可能機能保有の装置・プログラム・指令符号記録媒体・記憶機器の譲渡・引渡・展示・輸出入・電気通信回線を通じた提供・効果妨害可能役務提供等。商品等に関する誤認虚偽表示。秘密保持命令違反。外国国旗等・国際機関標章の商業上の使用。外国公務員等への贈賄
	(17) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春周旋、児童買春の周旋目的での児童買春勧誘。児童ポルノの不特定・多数者への提供・公然陳列、児童ポルノ情報電磁的記録の不特定・多数者提供、その目的での製造・所持・運搬・輸入・輸出・電磁的記録保管
	(44) 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律	秘密保持命令違反

5 年以下の懲役	(6) 日米相互防衛援助協定等に伴う 秘密保護法	特別防衛秘密漏示、その未遂。3 条 1 項の罪（日本国の安全を害する用途供用目的または不当な方法による特別防衛秘密の探知・収集）の陰謀・教唆・せん動
	(38) 特定秘密の保護に関する法律	23 条 1 項・24 条 1 項の罪（特定秘密取扱業務従事者等の業務により知得した特定秘密漏示。（外国・自己の）図利目的または日本国の安全・国民の生命・身体加害用途供用目的での欺罔・暴行・脅迫・窃取・損壊・施設侵入・有機電気通信の傍受・不正アクセス等の管理妨害による特定秘密取得）の共謀・教唆・煽動
	刑法 252 条 1 項・2 項、259 条	単純横領。私用文書・私電磁的記録の毀棄
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法 7 条 1 項・2 項	6 条 1 項・2 項の罪（合衆国軍隊の安全を害すべき用途供用目的でのまたは不当な方法による合衆国軍隊の機密の探知・収集、通常不当な方法によらなければ探知・収集できない合衆国軍隊の機密漏示）の陰謀・教唆・せん動
5 年以下の懲役または 禁錮	(3) 電波法	無線設備・高周波利用設備による日本国憲法・その下で成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信発信
5 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金	(17) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春
	(25) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	機構への虚偽申請による不実の電子署名書・利用者証明用電子証明書発行、その未遂
5 年以下の懲役または 250 万円以下の罰金	(3) 電波法	電気通信・放送の業務の供用無線局の無線設備・人命・財産の保護・治安の維持・気象業務・電気事業に係る電気の供給の業務・鉄道事業に係る列車の運行業務の供用の無線設備の損壊等による無線通信妨害、その未遂
5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金	(5) 有線電気通信法	有線電気通信設備損壊等による有線電気通信妨害、その未遂
	刑法 234 条の 2 第 1 項・2 項	電子計算機損壊等業務妨害、その未遂
5 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金	(1) 郵便法	郵便専用・供用物件の損傷等郵便障害行為、その未遂
	刑法 157 条 1 項・3 項、158 条 1 項・2 項、161 条の 2 第 1 項・3 項・4 項、163 条の 3、163 条の 5、247 条、250 条	公正証書原本不実記載・電磁的記録不実記録、偽造公文書行使・不実電磁的記録供用、その未遂。私電磁的記録不正作出。同供用、その未遂。不正電磁的記録カード所持。背任罪、その未遂

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

<p>4年以下の懲役 もしくは200万円以下の罰金またはその併科</p>	<p>(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	<p>個人番号利用事務等・個人番号の指定・通知・番号とすべき番号の生成・通知の事務・地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報の提供事務の従事者等の業務に関する個人の秘密事項記録特定個人情報ファイルの正当な理由なき提供</p>
<p>3年以下の懲役 もしくは300万円以下の罰金またはその併科</p>	<p>(9) 著作権法</p>	<p>技術的保護・利用制限の手段回避の装置・プログラムの複製物の公衆への譲渡・貸与・その目的での製造・輸入・所持・公衆への使用供与・プログラムの公衆送信・送信可能化。公衆の求めに応じた技術的保護・利用制限の手段の業務上回避。侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等上・同容易化プログラム使用での送信元識別符号等の情報提供による知情侵害著作物等利用容易化・技術的保護手段・利用制限手段の回避（電子計算機への）指令符号の公衆への譲渡・貸与・その目的での製造・輸入・所持公衆への使用供与・公衆送信・送信可能化による著作権・出版権・著作隣接権侵害。営利目的での権利管理情報への虚偽情報付加・権利管理情報の除去・変更・それらがなされた著作物・実演等の複製物の知情頒布・頒布目的輸入・所持・公衆送信送信可能化による著作人格権・著作権・出版権・実演家人格権・著作隣接権侵害。営利目的での国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコード（還流防止対象レコード）の知情国内頒布目的での輸入・国内頒布・そのための所持による著作権・著作隣接権侵害</p>
<p>3年以下の懲役 もしくは200万円以下の罰金またはその併科</p>	<p>(35) 電子記録債権法</p>	<p>電子債権記録機関の記録原簿への電子記録事項の不記録・虚偽記録。変更前電子債権記録機関の変更後機関への事項不通知・虚偽通知</p>
<p>3年以下の懲役 もしくは150万円以下の罰金またはその併科</p>	<p>(12) 電気通信事業法</p>	<p>無登録電気通信事業</p>
<p>3年以下の懲役 もしくは150万円以下の罰金またはその併科</p>	<p>(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	<p>個人番号利用事務等・個人番号の指定・通知・番号とすべき番号の生成・通知の事務・地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報の提供事務の従事者等の業務に関する個人番号の図利目的での提</p>

		供・盗用。情報提供等事務・情報提供ネットワークシステム運営事務・条例事務関係情報提供等事務の従事者等の事務に関する秘密漏示・盗用
3 年以下の懲役	(4) 放送法	日本放送協会の役員への収賄・事前収賄・事後収賄
	(6) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	3 条 2 項の罪 (特別防衛秘密漏示) の陰謀・教唆・せん動
	(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	会社・地域会社の取締役等の収賄
	(38) 特定秘密の保護に関する法律	23 条 2 項の罪 (特定秘密の提供目的での業務により知得した特定秘密漏示) の共謀・教唆・煽動
	刑法 256 条 1 項	盗品等無償譲受
3 年以下の懲役 もしくは禁錮または 50 万円以下の罰金 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金	刑法 230 条 1 項	名誉毀損
	(1) 郵便法	非日本郵便株式会社の者の郵便業務・郵便の業務に従事する場合外の業務従事・他人の信書送達業。運送営業者等の他人のための信書送達。非会社・運送営業者等への信書送達委託、その未遂
	(7) 特許法	詐欺行為による特許・特許権の存続期間の延長登録・特許異議の申立の決定・審決を受ける行為。特許に係る物以外の物・その物の包装への特許表示・これと紛らわしい表示。特許に係る物以外の物・その物の包装への特許表示・これと紛らわしい表示を付したものの譲渡等・譲渡等のための展示。特許に係る物以外の物の生産・使用をさせるためまたは譲渡等をするための広告へのその物の発明が特許に係る旨の表示・これと紛らわしい表示。特許発明における方法以外の方法を使用させるためまたは譲渡・貸渡するための広告へのその方法の発明が特許に係る旨の表示・これと紛らわしい表示
	(17) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童ポルノ提供、児童ポルノ情報電磁的記録の提供。提供目的での児童ポルノの製造・所持・運搬・輸入・輸出・児童ポルノ情報の保管・児童ポルノの単純製造・盗撮による製造
3 年以下の懲役または 250 万円以下の罰金	(4) 放送法	日本放送協会の役員への贈賄
	(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	会社・地域会社の取締役等への贈賄

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

3年以下の懲役または 200万円以下の罰金	(12) 電気通信事業法	電気通信事業従事者・認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会業務従事者の電気通信事業者の取扱中に係る通信履歴の電磁的記録の秘密侵害、その未遂
	(21) 電子署名及び認証業務に関する法律	認定認証事業者・認定外国認証事業者への虚偽申込による電子署名不実証明、その未遂
3年以下の懲役または 150万円以下の罰金	(3) 電波法	図利加害目的での無線設備・高周波利用設備による虚偽通信発信
	(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	欺罔・暴行・脅迫・窃取・損壊・施設侵入・有機電気通信の傍受・不正アクセス等の管理妨害による個人番号取得
3年以下の懲役または 100万円以下の罰金	(5) 有線電気通信法	有線電気通信業務従事者による有線電気通信秘密侵害、その未遂
	(18) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律	不正アクセス行為
	(19) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	捜査・調査の権限を有する公務員の電気通信事業法179条1項の罪（電気通信事業者の取扱中に係る通信秘密侵害）・有線電気通信法14条1項の罪（有線電気通信秘密侵害）、その未遂
3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	(1) 郵便法	日本郵便株式会社取扱中の郵便物の正当な理由なき開き・き損・隠匿・放棄・非受取人への交付、その未遂
	(42) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	第三者が撮影対象者を特定することができる方法での電気通信回線を通じた私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・同方法での私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・公然陳列
	刑法163条の4第1項～3項、163条の5、168条の2第1項～3項、233条、234条	支払用カード電磁的記録不正作出準備（情報の取得・知情提供・保管。器械・原料の準備）、その情報の取得・知情提供の未遂。不正指令電磁的記録作成。同供用、その未遂。信用毀損・業務妨害・威力業務妨害
	割賦販売法49条の2第1項～3項	クレジットカード番号等取扱業者等のクレジットカード番号等の不正提供・盗用。クレジットカード番号等の欺罔による受領・クレジットカード等の記載・記録の不承諾複製作成等・不正アクセスによる取得。クレジットカード番号等の不正有償提供・受領・有償提供目的での保管
3年以下の懲役または 10万円以下の罰金	刑法130条、132条	住居侵入等、その未遂

2年以下の懲役 もしくは300万円以下の 罰金またはその併科	(33) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律	携帯音声通信事業者の承諾不取得業務上有償通話可能端末設備等譲渡・知情譲受。非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の業務上他人譲渡・知情譲受。貸与業者の本人特定事項不確認での相手方・代表者等への通話可能端末設備等交付・貸与時本人確認記録の不作成・虚偽作成・不保存。携帯音声通信事業者媒介業者等の違反是正措置命令違反
	(35) 電子記録債権法	電子債権記録機関の業務停止命令違反
	割賦販売法50条2号・3号	加入包括信用購入あっせん業者等の目的外の特定信用情報の提供依頼・使用・第三者提供。その不正提供知情受領
	貸金業法47条の3第1項6号・7号	加入貸金業者等の目的外の信用情報提供依頼・使用・第三者提供。その不正提供知情受領
2年以下の懲役 もしくは250万円以下の 罰金もしくは科料 または懲役・罰金の併 科	刑法175条1項・2項	わいせつ物（電磁的記録に係る記録媒体含む。）頒布等・わいせつ電磁的記録等送信頒布。有償頒布目的でのわいせつ物所持・わいせつ電磁的記録の保管
2年以下の懲役 もしくは200万円以下の 罰金またはその併科	(9) 著作権法	私的使用目的での録音録画有償著作物等の著作権侵害の自動公衆送信・著作隣接権侵害送信可能化に係る自動公衆送信の受信によるデジタル方式の知情録音・録画（ダウンロード）による著作権・著作隣接権侵害。私的使用目的での有償公衆提供・掲示著作物の著作権侵害の自動公衆送信の受信によるデジタル方式の知情複製による著作権侵害
2年以下の懲役 もしくは100万円以下の 罰金またはその併科	(12) 電気通信事業法	電気通信事業者の役務提供拒否
	(43) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の役員等の業務に関する個人の秘密事項記録医療情報データベース等の正当な理由なき提供
2年以下の懲役	(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	会社・地域会社の取締役等の事前収賄・事後収賄
2年以下の懲役または 100万円以下の罰金	(1) 郵便法	郵便業務従事者の日本郵便株式会社取扱中の信書の秘密侵害、その未遂
	(2) 戸籍法	電子情報処理組織の構築・維持管理・運用の事務従事者等の事務に関する秘密漏示・盗用
	(3) 電波法	無線設備・高周波利用設備によるわいせつ通信発信。無線通信業務従事者の業務に関する無線通信の秘密漏示・窃用。無

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

	<p>線通信業務従事者の暗号通信の秘密漏示・窃用目的での内容復元、その未遂</p>
(8) 住民基本台帳法	<p>本人確認情報の電子計算機処理等の事務従事者の市町村・都道府県の職員等の事務に関する秘密漏示。市町村長・都道府県知事からの本人確認情報の電子計算機処理等の受託者等の業務に関する秘密漏示。地方公共団体情報システム機構の役員等の事務に関する秘密漏示。機構からの本人確認情報の電子計算機処理等の受託者等の業務に関する秘密漏示。本人確認情報等の電子計算機処理等の事務従事者の国の機関の職員等・法人の役員等・総務省の職員等の事務に関する秘密漏示。受領者からの受領本人確認情報等の電子計算機処理等の受託者の役員等の秘密漏示</p>
(12) 電気通信事業法	<p>電気通信事業者の取扱中に係る通信秘密侵害、その未遂</p>
(25) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	<p>各電子計算機処理等事務従事者の機構の職員等・市町村の職員等・署名検証者等の職員等・利用者証明検証者の職員等の事務に関する秘密漏示。上記の者からの各電子計算機処理等の受託者等の業務に関する秘密漏示</p>
(28) 個人情報の保護に関する法律	<p>個人情報保護委員会委員長等の職務に関する秘密漏示・盗用</p>
(29) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	<p>行政機関の職員等・行政機関からの個人情報の取扱の受託業務従事者等・行政機関非識別加工情報等の取扱の受託業務従事者の個人情報ファイルの正当な理由なき提供</p>
(30) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	<p>独立行政法人等の役員等・独立行政法人等からの個人情報の取扱の受託業務従事者・非識別加工情報等の取扱の受託者の個人情報ファイルの正当な理由なき提供</p>
(34) 統計法	<p>国勢調査等の基幹統計調査の報告の求めと人を誤認させるような表示・説明による個人・法人等の団体の情報取得、その未遂。行政機関・地方公共団体の職員等・独立行政法人等の役員等・行政機関等からの情報の取扱受託業務者等・行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱従事者地方公共団体の職員等・地方公共団体からの行政記録情報の取扱受託業務</p>

(2 年以下の懲役または 100万円以下の罰金)		従事者等・調査票情報の取扱従事者等・調査票情報取扱従事者からの情報取扱受託業務従事者等の業務に関する秘密漏示
	(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	国・地方公共団体の機関・地方公共団体情報システム機構の職員・独立行政法人等・地方独立行政法人の役員等の職務外供用目的での職権濫用による個人の秘密に属する特定個人情報記録文書・図画・電磁的記録の収集。戸籍関係情報作成情報作成事務従事者等の業務に関する秘密漏示・盗用
	(39) がん登録等の推進に関する法律	がん登録情報等の取扱事務従事の厚生労働省職員等・国立がん研究センターの役員等の事務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。審議会等の委員等・合議制の機関の委員等の意見を述べる事務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。がん情報等の取扱事務従事の都道府県の職員等・都道府県知事からのがん情報等の取扱受託事務従事者等の事務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。厚生労働大臣・国立がん研究センター・都道府県知事・市町村長からのがん登録情報等・がん情報等・死亡者情報票の記録・記載情報の取扱受託事務従事者等の業務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示。がん登録情報・がん情報の提供を受けた場合の情報の取扱の事務・業務従事者・それらの者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の事務・業務に関して知得したがんの罹患等の秘密漏示
2 年以下の懲役または 50万円以下の罰金	(5) 有線電気通信法	有線電気通信秘密侵害、その未遂
	(12) 電気通信事業法	電気通信事業者による電気通信役務提供への妨害・その未遂。電気通信事業者による正当な理由なき電気通信事業用電気通信設備の不維持・運用の業務への不取扱・電気通信役務の提供の障害発生
	(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	特定個人情報の取扱に関する法令違反行為者の違反行為中止等は正命令違反
2 年以下の懲役または 30万円以下の罰金	刑法168条の 3	不正指令電磁的記録取得・保管
2 年以下の懲役または 10万円以下の罰金	(1) 郵便法	85条の罪（行使目的での日本郵便株式会社・外国の郵便切手類の郵便料金の印影の偽造・変造・使用跡の除去・偽造・

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

		変造・使用跡除去の切手類行使・行使目的輸入・交付・受交付）を犯す目的での予備
2年以下の禁錮または50万円以下の罰金	(38) 特定秘密の保護に関する法律	特定秘密取扱業務従事者等の業務により知得した特定秘密過失漏示
2年以下の禁錮または5万円以下の罰金	(6) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	特別防衛秘密取扱業務者の業務により知得・領有した特別防衛秘密過失漏示
1年以下の懲役 もしくは300万円以下の罰金またはその併科	(33) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律	携帯音声通信事業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避
	(35) 電子記録債権法	電子債権記録機関の指定申請書・その添付書類・合併認可申請書・新設分割認可申請書・吸収分割認可申請書・事業譲渡認可申請書の虚偽記載提出・各申請書の添付電磁的記録の虚偽記録提出。機関の記録の不作成・不保存・虚偽記録作成・報告書不提出・虚偽提出。機関等の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁。機関の債権記録・書面・電磁的記録の不保存
	貸金業法48条1項9号の6・9号の7	加入貸金業者の指定信用情報機関への個人信用情報の不提供。加入指定信用情報機関への信用情報提供依頼時の資金需要者等の同意不取得・貸付契約締結前の顧客からの個人信用情報提供の同意不取得
1年以下の懲役 もしくは100万円以下の罰金またはその併科	(9) 著作権法	非著作者の実名・周知の変名を著作者名として表示（著作者名詐称）した著作物の複製物頒布。国内外の原盤の商業用レコードの同レコードとしての（無断）複製・複製物の頒布・頒布目的での所持・頒布の申出
	(24) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	登録送信適正化機関の業務停止命令違反
	(32) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット異性紹介事業者の事業停止・廃業命令違反
	(43) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の役員等の図利目的での業務に関して知得した医療情報等・匿名加工医療情報の提供・盗用。偽り等不正手段による匿名加工医療情報作成事業・認定医療情報等取扱受託事

		業・事業事項変更・事業の譲受・合併・分割の認可受領。匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の無認可事項変更・医療情報等・匿名加工医療情報の取扱に関する違反是正措置命令違反
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律50条1項7号	映像送信型性風俗特殊営業者の18歳未満の者を客としないための必要措置命令違反
1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科	(43) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の役員等の事業に関する情報内容の他人への不正な知らせ・不当な目的利用
1年以下の懲役または100万円以下の罰金	(3) 電波法	無線局の無免許・無登録開設・運用。免許状記載指定無線局数超特定無線局開設。高周波利用設備の無許可運用。無線局の各違反運用。変更検査をうけない無線局運用。無線局免許人等・高周波利用設備設置許可を受けた者の技術基準適合命令違反。無線局・無線局免許人等の電波発射・運用停止命令時の運用。非常時の無線通信処分違反。無線局の新たな開設禁止違反。特定無線設備の技術基準適合証明を受けた者への妨害停止命令違反。認証取扱業者・届出業者の特定無線設備への表示禁止違反
	(5) 有線電気通信法	営利目的事業を営む者の多数相手に電話をかけて受信させるための符号送信
	(12) 電気通信事業法	技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・届出業者への端末機器による妨害拡大防止必要措置命令違反。認証取扱業者・届出業者の禁止時の端末機器への表示
	(17) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持・児童ポルノ情報電磁的記録の保管
	(21) 電子署名及び認証業務に関する法律	非認定認証事業者の電子証明書等への業務認定を受けているとの表示・紛らわしい表示。指定調査機関の役員等の職務に関する秘密漏示。指定調査機関の業務停止命令違反
	(23) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律	指定調査機関の役員等の職務に関する秘密漏示。指定調査機関の業務停止命令違反

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

	(24) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	送信者（営利目的団体・営業を営む個人）の送信者情報を偽った送信。法規定違反の送信者等の電子メールの送信の方法改善必要措置命令（3条2項の記録保存に係るものを除く。）違反
	(28) 個人情報の保護に関する法律	個人情報取扱事業者等の違反行為の是正勧告命令・中止等措置命令違反
	(34) 統計法	基幹統計の業務従事者等の基幹統計の公表期日前漏示・盗用
1年以下の懲役または50万円以下の罰金	(1) 郵便法	日本郵便株式会社の取扱中の信書の秘密侵害、その未遂。郵便業務従事者の不法な郵便料金免脱、その未遂
	(2) 戸籍法	戸籍事務従事の市町村職員等・市町村長からの戸籍事務処理受託従事者等の図利目的での事務に関する事項の提供・盗用
	(3) 電波法	無線局取扱中に係る無線通信の秘密漏示・窃用。暗号通信傍受者・暗号通信媒介者の暗号通信の秘密漏示・窃用目的での内容復元、その未遂。指定試験機関・指定周波数変更対策機関・登録周波数終了対策機関・電波有効利用促進センターの役員等の職務に関する秘密漏示。登録検査等事業者・登録証明機関・登録周波数終了対策機関の業務停止命令違反。建築主の重要無線通信障害原因となる部分の工事実行・高層建築物等の無届出・不報告時の工事停止命令違反・工事実行。伝搬障害防止区域における高層建築物等の建築主の無届出・不報告時の工事停止等命令違反。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・電波有効利用促進センター・指定較正機関の業務停止命令違反。電波監理審議会委員の退職後就職制限違反
	(7) 特許法	特許庁の職員等の職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密漏示・盗用。査証人等の査証に関する秘密漏示・盗用
	(8) 住民基本台帳法	違反行為（契約申込をしようとする第三者・申込みをする第三者・契約の締結をした第三者にその第三者・第三者以外の者の住民票コードの告知要求・住民票コード記録データベースの記録情報の他への提供予定での業務上構成）をした者の中止・中止確保措置勧告服従命令違

		反。住民基本台帳・戸籍附票の事務従事の市町村職員等・市町村長からの住民基本台帳・戸籍附票の受託事務処理従事者等・本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等の事務従事の都道府県・地方公共団体情報システム機構の職員等・都道府県知事・機構からの本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等受託事務従事者等・受領した本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等受託事務従事受領者・附票情報受領者の職員等・受領者からの受領した本人確認情報・附票本人確認情報の電子計算機処理等受託事務従事者等の図利目的での事務に関する事項の提供・盗用
(10) 情報処理の促進に関する法律		情報処理安全確保支援士等の業務に関する秘密漏示・盗用。情報処理推進機構の役員等の職務に関する秘密漏示・盗用
(12) 電気通信事業法		指定試験機関・基礎的電気通信役務支援機関・サイバー攻撃対処協会の役員等の職務に関する秘密漏示。登録講習機関・登録認定機関・支援機関・指定試験期間・サイバー攻撃対処協会の業務停止命令違反
(18) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律		不正アクセス行為への供用目的でのアクセス制御機能に係る他人識別符号取得。不正アクセス行為への供用目的知情同他人識別符号の利用権者外の者への提供。不正アクセス行為への供用目的での同他人識別符号保管。アクセス管理者とのなりすまし・誤認させて利用権者にアクセス制御機能に係る識別符号を入力するよう求める情報を公衆閲覧可能状態に置く行為・同情報を利用権者に送信する行為。事例分析実施事務受託従事者の実施に関する秘密漏示
(25) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律		署名用電子証明書の発行番号・利用者証明用電子証明書の発行番号の記録されたデータベースの情報が他に提供予定されるものを構成するとの違反行為反復おそれ時の勧告命令違反
(27) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法		機構の役員等の職務に関する秘密漏示・盗用

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)	(28) 個人情報の保護に関する法律	個人情報取扱事業者等の図利目的での業務に関し取扱った個人情報データベース等の提供・盗用
	(29) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	行政機関の職員等・行政機関からの個人情報の取扱の受託業務従事者等・行政機関からの行政機関非識別加工情報等の取扱の受託業務従事者の図利目的での業務に関する保有個人情報の提供・盗用。行政機関の職員の職務外供用目的での職権濫用による個人の秘密に属する事項記録文書・図画・電磁的記録収集
	(30) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	独立行政法人等の役員等・独立行政法人等からの個人情報の取扱の受託業務従事者・非識別加工情報等の取扱の受託者の図利目的での業務に関する保有個人情報の提供・盗用。独立行政法人等の役員等の職務外供用目的での職権濫用による個人の秘密に属する事項記録文書・図画・電磁的記録収集
	(31) 情報公開・個人情報保護審査会設置法	情報公開・個人情報保護審査会の委員等の職務に関する秘密漏示
	(34) 統計法	行政機関・地方公共団体の職員等・独立行政法人等の役員等・行政機関等からの情報の取扱受託業務者等・行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱従事者地方公共団体の職員等・地方公共団体からの行政記録情報の取扱受託業務従事者等・調査票情報の取扱従事者等・調査票情報取扱従事者からの情報取扱受託業務従事者等の図利目的での業務に関する各情報の提供・盗用
	(35) 電子記録債権法	電子債権記録機関の取締役等の業務に関する秘密漏示・盗用
	(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	取得番号・戸籍関係情報作成用情報の取扱に関する法令違反行為者の違反行為中止等是正命令違反。特定個人情報の取扱者等関係者の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避
	(39) がん登録等の推進に関する法律	都道府県知事からのがん情報等の取扱受託事務従事等の事務に関する（がんの罹患等除く。）秘密漏示。厚生労働大臣・国立がん研究センター・都道府県知事・市町村長からのがん登録情報等・がん情報等・死亡者情報票の記録・記載情報の

	<p>取扱受託事務従事者の業務に関する（がんの罹患等除く。）秘密漏示。がん登録情報等・その匿名化が行われた情報・死亡者情報票の記録・記載情報の取扱事務従事者の厚生労働省の職員等・国立がん研究センターの役員等の図利目的での事務に関する情報の提供・盗用。審議会等の委員等・合議制の機関の委員等の同目的での意見を述べる事務に関して知得したがん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供・盗用。がん情報等・その匿名化が行われた情報・死亡者情報票の記録・記載情報の取扱事務従事者の都道府県の職員等・都道府県知事からのがん情報等の取扱受託事務従事者等の同目的での事務に関する情報の提供・盗用。死亡者情報票の記録・記載情報の取扱事務従事者の市町村の職員等の同目的での事務に関する情報の提供・盗用。厚生労働大臣・国立がん研究センター・都道府県知事・市町村長からの各情報の取扱受託業務従事者等の同目的での業務に関する情報の提供・盗用。がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた場合の情報の取扱事務・業務従事者・それらの者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の同目的での事務・業務に関する（匿名化されていない）情報の提供・盗用</p>
(40) 行政不服審査法	行政不服審査会委員等の職務に関する秘密漏示
(41) サイバーセキュリティ基本法	サイバーセキュリティ協議会の事務従事者等・サイバーセキュリティ戦略本部からの事務受託法人の役員等の事務に関する秘密漏示・盗用
国家公務員法109条12号、111条	職員等・再就職等監視委員会等の職務に関する秘密漏示、その企て・命令・故意の容認・そそのかし・ほう助
地方公務員法60条2号、62条	職員等・人事委員会・公平委員会の委員の職務に関する秘密漏示、その企て・命令・故意の容認・そそのかし・ほう助
自衛隊法118条1項1号、2項	隊員の職務に関する秘密漏示、その企て・教唆・ほう助
独立行政法人通則法69条の2	行政執行法人の役員等の職務に関する秘密漏示

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)	地方独立行政法人法128条	特別・一般地方独立行政法人の役員等の職務に関する秘密漏示
1年以下の懲役または30万円以下の罰金	(1) 郵便法	郵便業務従事者の殊更な郵便不取扱・遅延
	(8) 住民基本台帳法	住民基本台帳の調査事務従事者等の事務に関する秘密漏示
	(13) プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	指定登録機関の役員等の事務に関する秘密漏示。機関の事務停止命令違反
	(20) 国立研究開発法人情報通信研究機構法	機構の役員等の職務に関する秘密漏示・盗用
	(42) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	3条1項・2項の行為（第三者が撮影対象者を特定することができる方法での電気通信回線を通じた私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・同方法での私事性的画像記録の不特定・多数の者への提供・公然陳列）をさせる目的での電気通信回線を通じた私事性的画像記録の提供・私事性的画像記録物の提供
1年以下の懲役または20万円以下の罰金	(2) 戸籍法	戸籍の記載・記録の不要事項・外国人に関する事項の虚偽届出
	(5) 有線電気通信法	本邦外にわたる（無許可）有線電気通信設備設置。有線電気通信設備設置者（電磁的方式による信号設備設置者）の使用停止・改善・修理等命令違反。有線電気通信設置者の非常事態における必要な通信・他の者への使用・他の有線電気通信設備との接続の命令違反
	刑法133条、157条2項・3項	信書開封。免状・鑑札・旅券不実記載、その未遂
1年以下の禁錮または30万円以下の罰金	(38) 特定秘密の保護に関する法律	特定秘密の提供目的の業務により知得した特定秘密過失漏示
1年以下の禁錮または3万円以下の罰金	(6) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	業務により知得・領有した特別防衛秘密過失漏示
6月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律52条4号・5号	無届出映像送信型性風俗特殊営業。映像送信型性風俗特殊営業の届出書・その添付書類の虚偽記載提出
6月以下の懲役または100万円以下の罰金	(32) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット異性紹介事業の無届出・名義貸し。インターネット異性紹介事業者の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に必要な指示違反
6月以下の懲役または50万円以下の罰金	(4) 放送法	無登録一般放送業務。放送事業者の業務停止命令違反
	(12) 電気通信事業法	無届出電気通信事業、無届出電気通信役務提供契約締結の媒介等業

	(34) 統計法	基幹統計調査報告を求められた個人・法人等団体の報告妨害。基幹統計作成従事者の基幹統計を真実に反するものにする行為
	(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	偽り等不正手段による個人番号カードの受交付
	(39) がん登録等の推進に関する法律	病院等の届出業務従事者等のがん罹患等の秘密漏示
6 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金	(3) 電波法	航空機局等の免許人の不報告・虚偽報告。無線局・高周波利用設備・無線設備の検査拒否・妨害。無線局の検査省略のための証明書の偽造
	(8) 住民基本台帳法	偽り等不正手段による住民基本台帳の一部の写しの閲覧者・閲覧申出者・本人の事前同意を得ずに閲覧事項の利用目的外目的利用・第三者提供をした閲覧申出者・閲覧者・個人閲覧事項取扱者の当該事項の利用目的外目的利用・第三者提供阻止の措置勧告命令違反
	(39) がん登録等の推進に関する法律	がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた者の情報の適切な管理等・利用・提供等・保有等制限の違反是正措置命令・がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた者・それらの者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の同違反是正措置命令違反
6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金	刑法134条 1 項・2 項	秘密漏示
500 万円以下の罰金	(9) 著作権法	著作物の著作権者が存しなくなった後の著作権者人格権侵害・実演家の死後の実演家人格権侵害
200 万円以下の罰金	(12) 電気通信事業法	電気通信事業者の無登録事項変更。無届出電気通信役務提供。保障契約款上の料金その他の提供条件・認可を受けた料金によらない電気通信役務提供。電気通信事業者の契約約款変更命令・保障契約約款変更命令・料金変更命令・業務改善命令・違反行為停止等命令・各接続約款変更認可申請等命令・各協議の開始・再開命令・技術基準適合設備修理等命令違反・電気通信設備技術基準不適合時の使用制限違反・管理規程の変更命令・電気通信設備統括管理者解任命令・認定電気

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

		<p>通信番号使用計画適合通信番号使用等命令違反。届出媒介等業務受託者・電気通信事業者の業務方法改善等命令違反。電気通信事業者の各届出接続約款によらない協定・契約締結・変更・廃止・外国政府等との無認可協定・契約締結・変更・廃止。電気通信事業者の電気通信設備統括管理者・電気通信主任技術者の不選任。電気通信事業者の無認定電気通信番号使用・使用計画変更</p>
100万円以下の罰金	(1) 郵便法	<p>日本郵便株式会社の届出・認可料金、変更届出の料金・認可郵便約款によらない郵便役務提供、郵便業務管理規程の無認可、料金・約款・業務管理規程変更命令違反、無認可郵便業務委託</p>
	(4) 放送法	<p>日本放送協会の本業務外業務。無認可の協会の定款の変更・外国放送事業者との間の協定の締結・変更・廃止・本業務外業務・変更・宇宙航空研究開発機構等への出資・受信料の免除・受信料契約の条項・変更・収支予算・事業・資金の計画実施・放送設備の譲渡等・基幹放送局・その放送の業務の休廃止・放送大学学園の業務の休廃止。協会の経営委員会の常勤委員・会長等の兼職禁止違反。協会の収支予算・事業・資金の計画・変更・業務報告書の不提出・収入の業務外目的支出・財務諸表の不提出</p>
	(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	<p>会社の本業務外業務・地域会社の本業務外業務等の無届出・虚偽届出。地域会社の無認可自己設置設備外使用業務・重要な設備譲渡担保供用。会社・地域会社の本業務外業務・無認可の新株募集等。会社の地域会社の発行済株式の総数不保有となる株式処分。会社・地域会社の事業計画の認可不申請・貸借対照表・損益計算書・事業報告書の不提出・不実の記載・記録提出。会社・地域会社の監督命令違反・不報告・虚偽報告</p>
	(24) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	<p>法規定違反の送信者等の電子メールの送信の方法改善必要措置命令（3条2項の記録保存に係るものに限る。）違反。送信者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避</p>

	<p>(32) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</p>	<p>インターネット異性紹介事業を利用した禁止誘引行為（児童を性交等の相手方となるよう誘引・児童との性交等の相手方となるよう誘引・対償供与を示して児童を異性交際の相手方となるよう誘引・児童との異性交際の相手方となるように誘引）</p>
	<p>(46) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律</p>	<p>特定デジタルプラットフォーム提供者の提供条件・事項開示等の措置勧告命令違反</p>
	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律53条2号</p>	<p>映像送信型性風俗特殊営業の広告・宣伝禁止違反</p>
<p>50万円以下の罰金</p>	<p>(1) 郵便法</p>	<p>郵便禁制品の差出。詐欺・恐喝・脅迫目的での真実に反する住所・居所・所在地・氏名・名称・通信文記載の郵便物差出</p>
	<p>(3) 電波法</p>	<p>無線設備・無線設備を組み込んだ製品への技術基準適合証明の表示禁止違反。特定無線設備の変更の工事時の技術基準適合証明の表示不除去。特別特定無線設備修理の表示禁止違反。船舶の航行中外の船舶局運用。航空機の航行中・航行の準備中外の航空機局の運用。無線局免許人等・高周波利用設備許可を受けた者の運用停止・制限等命令違反。伝搬障害防止区域における高層建築物等の建築主の無届出・虚偽届出。測定器等以外の測定器等への較正表示禁止違反</p>
	<p>(4) 放送法</p>	<p>放送事業者・日本放送協会の訂正・取消の不放送。基幹放送事業者の放送事項・電気通信設備概要の無認可変更。認定基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者の設備改善命令違反。認定基幹放送事業者の放送局設備供給契約の申込拒否。基幹放送局提供事業者の事項不服従の放送局設備供給契約の申込承諾・届出提供条件によらない放送局設備供給役務・提供・条件変更命令違反。登録一般放送事業者の登録事項の無登録変更・設備変更命令違反。指定再放送事業者の提供条件の変更等改善命令違反。指定再放送事業者・有料放送事業者の届出契約約款によらない役務提供。有料放送事業者の役務提供拒否。有料放送管理事業者の無届出業務。有料放送事業者の契約約款変更・業</p>

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

	務改善等の命令違反。有料放送事業者・媒介等業務受託者・有料放送管理事業者の必要措置命令違反
(9) 著作権法	著作物の複製・利用する場合の著作物の出所（著作者名）・二次的著作物を利用する場合の原著物の出所・実演等を複製する場合の出所の明示義務違反
(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	外国人等議決権割合が3分の1以上となるときの株主名簿への記載・記録禁止違反
(12) 電気通信事業法	電気通信事業者の登録事項変更の無届出・虚偽届出。表示禁止時の端末機器への認定・修理の表示
(23) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律	非認定適合性評価機関の国外適合性評価事業に係る証明書への標章・紛らわしい標章を付す行為
(28) 個人情報の保護に関する法律	個人情報取扱事業者等の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避。認定個人情報保護団体の不報告・虚偽報告
(33) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律	携帯音声通信事業者の契約締結の相手方・譲受人等・契約者・媒介業者等の譲受人等・貸与業者の相手方の本人特定事項を隠ぺい目的での事項の偽り。非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の他人譲渡・知情譲受。20条・21条1項・2項・22条1項1号の罪（携帯音声通信事業者の承諾不取得業務上有償通話可能端末設備等譲渡・知情譲受。貸与業者の相手方・代表者等の本人特定事項不確認での通話可能端末設備等知情受交付。非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の他人譲渡・知情譲受・貸与業者の本人特定事項不確認での相手方・代表者等への通話可能端末設備等交付）の相手方になるよう勧誘・広告・誘引
(34) 統計法	基幹統計調査報告を求められた個人・法人等団体の報告拒否・虚偽報告・資料提出・虚偽提出・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁。行政機関の長・指定独立行政法人等から匿名データの提供を受けた統計の作成等を行う者・匿名データの取扱受託業務者等の図利目的での匿名データの提供・盗用

(50万円以下の罰金)	(39) がん登録等の推進に関する法律	がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた場合の情報の取扱事務・業務従事者・それらの者からの情報の取扱の受託事務・業務従事者等の図利目的での事務・業務に関する(匿名化された)情報の提供・盗用
	(43) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の事項変更・地位承継・地位承継時の認可不申請・事業廃止の無届出・虚偽届出・合併による消滅等・事業廃止・解散・認定取消時の情報の不消去・帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁
	(46) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	デジタルプラットフォーム提供者の事項無届出・虚偽届出・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。特定デジタルプラットフォーム提供者の報告書の不提出・事項不記載・虚偽記載提出
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律54条6号	映像送信型性風俗特殊営業廃止・事項変更の無届出・同届出書・その添付書類の虚偽記載提出
30万円以下の罰金	(1) 郵便法	郵便業務従事者の重大な過失による郵便物紛失。第三種郵便承認のない定期刊行物への承認を表す文字掲示。不法な郵便料金免脱、その未遂。郵便認証司の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。日本郵便株式会社の郵便事業の収支の状況不報告・虚偽報告
	(2) 戸籍法	偽り等不正手段による戸籍謄本等・除籍謄本等・戸籍証明書・除籍証明書の受交付・戸籍証明書提供用識別符号・除籍証明書提供用識別符号の発行を受ける行為
	(3) 電波法	虚偽届出による実験等無線局開設。実験等無線局開設の事項変更の無届出・虚偽届出。登録検査等事業者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。無線局免許人等の不報告・虚偽報告。特定無線局の包括免許人の開設・事項変更の無届出・虚偽届出。無線局登録人・包括登録人の無登録事項変更。包括登録人の無線局開設・事項変更の無届出・虚偽届出。登録証明機関・登録周波数終了対策機関の不報告・虚偽報告・帳簿不備付・不記

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

		<p>載・虚偽記載・不保存・検査拒否・妨害・忌避。登録証明機関の業務廃止の無届出・虚偽届出。技術基準適合証明を受けた者・実験等無線局開設者・認証取扱業者・特別特定無線設備の製造業者・輸入業者・登録修理業者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・設備・物件の提出命令違反。製造業者・輸入業者の虚偽届出・記録不作成・虚偽記録作成・記録不保存。無線従事者の監督を受けない無線局無線設備操作・無線従事者外のモース信号送受の無線電信・アマチュア無線局の無線設備の操作。無線局・登録局の免許人等の主任無線従事者の選任・解任の無届出・虚偽届出。特定周波数変更対策・終了対策業務給付金交付決定を受けた者の不報告・虚偽報告。無線局免許人等・実験等無線局開設者であった者の電波発射防止の不措置。無線従事者の業務停止時・船舶局無線従事者の業務停止・証明効力停止時の設備操作。無線局設備・実験等無線局設備・無線設備以外設備の占有者・所有者の障害除去・発生防止の措置命令違反。伝搬障害防止区域における高層建築物等の建築主の事項・事項変更・指定行為工事計画の無届出・虚偽届出・不報告・虚偽報告。製造業者・輸入業者・販売業者の基準不適合設備事態除去勧告措置命令違反・不報告・虚偽報告。指定無線設備小売業者の違反時の指示違反・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・指定較正機関の帳簿不備付・不記載・虚偽記載・不保存。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・電波有効利用促進センター・指定較正機関の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。指定講習機関・指定試験機関・指定周波数変更対策機関・登録周波数終了対策機関の無許可業務・事務廃止。指定較正機関の業務廃止の無届出・虚偽届出</p>
	(4) 放送法	<p>認定基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者・登録一般放送事業者の重大事故の</p>

(30万円以下の罰金)		不報告・虚偽報告。認定基幹放送事業者・特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者・登録一般放送事業者・一般放送事業者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。一般放送事業者の事項・変更の無届出・虚偽届出。有料放送事業者の契約約款の不揭示
	(8) 住民基本台帳法	住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者・違反行為(契約申込をしようとする第三者・申込みをする第三者・契約の締結をした第三者にその第三者・第三者以外の者の住民票コードの告知要求・住民票コード記録データベースの記録情報の他への提供予定での業務上構成)をした者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。偽り等不正手段による各住民票の写し・住民票記載事項証明書・除票・除票記載事項証明書・戸籍の附表の写しの受交付。地方公共団体情報システム機構の帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避
	(10) 情報処理の促進に関する法律	情報処理安全確保支援士の名称停止命令中の名称使用。非情報処理安全確保支援士の名称使用
	(12) 電気通信事業法	電気通信事業者の地位承継・業務の休廃止・電気通信設備の機能変更・追加計画の電気通信設備の共用協定締結等・卸電気通信役務の提供業務開始・各電気通信設備の確認結果・管理規程等・電気通信設備統括管理者の選任・解任・電気通信主任技術者選任・届出媒介等業務受託者の業務等・適格電気通信事業者の接続約款変更・認定電気通信事業者の事業開始等・休廃止の無届出・虚偽届出。電気通信事業者の契約約款の無届出。電気通信事業者の特定電気通信役務の通信量・回線数等の不記録・虚偽記録。電気通信事業者の契約約款・料金の不揭示・契約成立時の利用者への書面不交付・虚偽記載書面交付。電気通信事業者の業務の停止・通信の秘密漏えい等重大な事故・規定遵守措置等の不報告・虚偽報告。電気通信事業者の各接続約款等・電気通信設備の機能の変更・追加計画不公表。製造

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

		<p>業者・輸入業者の技術基準適合自己確認の虚偽届出・記録不作成・虚偽記録作成・不保存。登録講習機関・登録認定機関の帳簿の不備付・不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存。登録講習機関の事務廃止の無届出・虚偽届出。登録認定機関の技術基準適合認定の不報告・虚偽報告・業務廃止の無届出・虚偽届出。認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会特定会員との誤認おそれ文字使用。水底線路保護保区域内での船舶をびよう泊・底びき網使用漁業・土砂掘採・陸標に舟・いかだ繋留。水底線路の敷設・修理従事標識掲示船舶の1,000m以内範囲内等の水面の船舶航行。電気通信事業者・媒介等業務受託者・技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・製造業者・輸入業者・登録修理業者・指定試験機関・支援機関・登録講習機関・登録認定機関・認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・製造業者・輸入業者・登録修理業者の端末機器等提出命令違反。指定試験機関・支援機関の帳簿不備付・不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存。試験機関の事務・支援機関の業務の無許可廃止</p>
(14) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法		<p>認定事業者の不報告・虚偽報告</p>
(18) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律		<p>アクセス制御機能に係る他人識別符号の利用権者外の者への提供</p>
(21) 電子署名及び認証業務に関する法律		<p>認定認証事業者の無認定事項変更・帳簿書類の不作成・不保存・虚偽作成・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁。指定調査機関の帳簿の不記載・虚偽記載・不保存・無許可業務廃止・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁</p>
(22) 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法		<p>認定事業者の不報告・虚偽報告</p>
(23) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律		<p>認定適合性評価機関の無認定事項変更・帳簿書類の不作成・不保存・虚偽作成・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌</p>

(30万円以下の罰金)		避・不答弁・虚偽答弁。指定調査機関の帳簿の不記載・虚偽記載・不保存・無許可業務廃止・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁
	(24) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	登録送信適正化機関の無届出業務休止・業務帳簿事項の不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避
	(25) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	機構の帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁。署名用電子証明書の発行の番号または利用者署名用電子証明書の発行番号・利用者証明用電子証明書の発行番号の記録されたデータベースの情報が他に提供予定されるものを構成するとの違反行為者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避。認定特定認証業務者・認定確認可能者・特定利用者証明検証者・署名検証者・団体署名検証者・利用者証明検証者の不報告・虚偽報告
	(26) 放送大学学園法	放送大学学園の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避
	(32) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット異性紹介事業の虚偽届出・添付書類の虚偽記載提出・廃業の無届出・虚偽届出・添付書類の虚偽記載提出。インターネット異性紹介事業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出
	(35) 電子記録債権法	電子債権記録機関の資本金額減少の無認可・虚偽申請認可受領。機関の事項変更の無届出・虚偽届出
	(36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	取得番号・戸籍関係情報作成用情報の取扱者等の関係者の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避。地方公共団体情報システム機構の帳簿不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避
	(37) 地方公共団体情報システム機構法	機構の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避
	(39) がん登録等の推進に関する法律	がん登録情報・がん情報・その匿名化が行われた情報の提供を受けた者・それら

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

		の者からの情報の取扱受託事務・業務従事者等の不報告・虚偽報告
	(45) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律	指定金融機関の帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・業務廃止の無届出・虚届出・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避
	公益通報者保護法21条	公益通報対応業務従事者等の業務に関して知得した公益通報者特定事項の正当な理由なき漏示
20万円以下の罰金	(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	非会社・非地域会社の日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社の文字の商号使用
	(13) プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	指定登録機関の無許可事務廃止・帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・検査拒否・妨害忌避・不答弁・虚偽陳述
	(15) 電気通信基盤充実臨時措置法	認定事業者の不報告・虚偽報告
	(20) 国立研究開発法人情報通信研究機構法	受託金融機関の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避
10万円以下の罰金	(5) 有線電気通信法	有線電気通信設備設置者（電磁的方式による信号設備設置者）の無届出・虚偽届出・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避
5万円以下の罰金	(8) 住民基本台帳法	住民票の記載事項調査の関係人の不答弁・虚偽陳述・文書提示拒否・妨害・忌避・虚偽提示
拘留または科料	刑法231条	侮辱
100万円以下の過料	(1) 郵便法	日本郵便株式会社の郵便事業の収支の状況不公表・虚偽公表
	(4) 放送法	認定基幹放送事業者・特定地上基幹放送事業者を兼ねる基幹放送局提供事業者の業務に関する収支の状況等の公表懈怠・不実公表
	(11) 日本電信電話株式会社等に関する法律	会社の外国人等議決権割合の公告懈怠・不実公告
	(12) 電気通信事業法	電気通信事業者の手続に従わない会計整理・各収支の状況の公表懈怠・不実公表。法人電気通信事業者の役員の特定関係法人役員等の兼任
	(35) 電子記録債権法	電子債権記録機関の無届出資本金増加。機関の業務改善必要措置命令・業務移転命令違反。電子債権記録機関であった者・一般承継人の債権記録失効後の事項証明書面の不送付。機関の閲覧・事項証明書面・電磁的記録の提供等の請求拒否

	(45) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律	株式会社日本政策金融公庫の無認可業務方針の定め・指定金融機関との協定の締結・その変更
50万円以下の過料	(1) 郵便法	日本郵便株式会社の郵便料金・郵便約款等事項の不揭示・虚偽揭示
30万円以下の過料	(3) 電波法	電波監理審議会審理官による処分への違反となる不出頭・陳述・虚偽陳述・不鑑定・虚偽鑑定。実験等無線局開設者の事項変更の無届出・虚偽届出・廃止の無届出。無線局免許人・認定開設者・航空機局等の認定免許人の地位承継の無届出。無線局免許人・高周波利用設備設置許可を受けた者の廃止の無届出・免許状不返納。登録検査等事業者の事項変更・承継・事業廃止の無届出・虚偽届出・登録証不返納。提供を受けた無線局に関する事項の情報の調査・終了促進措置供用目的外利用・提供。特定無線局の包括免許人の廃止の無届出。無線局登録人の事項変更・廃止の無届出・虚偽届出。登録人・包括登録人の地位承継の無届出・登録状不返納。包括登録人・登録証明機関・登録周波数終了対策機関・登録証明機関・認証取扱業者の事項変更の無届出・虚偽届出。登録証明機関・登録周波数終了対策機関の財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否。製造業者・輸入業者の事項変更の無届出・虚偽届出。登録修理業者の事項等変更・事業廃止の無届出・虚偽届出。航空機局等の認定免許人の規程変更の無届出・虚偽届出。無線局の免許人等の無線局を運用する自己以外の者の事項の無届出・虚偽届出。登録局の登録人の登録局を運用する自己以外の者の事項の無届出・虚偽届出。高周波利用設備設置許可の地位承継の無届出。伝搬障害防止区域における高層建築物等の建築主の無届出。包括免許人・包括登録人・広域使用電波を使用する第一号包括免許人・特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の開設者・設備への表示者の無届出・虚偽届出
	(8) 住民基本台帳法	偽り等不正手段による住民基本台帳の一部の写しの閲覧・本人の事前同意を得な

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

		い閲覧事項の利用目的外目的利用・第三者提供
	(12) 電気通信事業法	製造業者・輸入業者の事項変更・登録修理業者の事項変更等・事業廃止・登録講習機関・登録認定機関・認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の事項変更の無届出・虚偽届出。登録講習機関・登録認定機関の財務諸表等の不備置・不記載・記録・虚偽記載・記録・閲覧・謄写等の請求拒否。認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員名簿の不供覧
	(35) 電子記録債権法	電子債権記録機関であった者等の指定失効の届出懈怠
20万円以下の過料	(4) 放送法	日本放送協会・放送大学学園の本法・命令違反の登記懈怠。協会の本業務外業務・業務委託時の基準・国際放送・協会国際衛星放送の開始・事項変更・協会以外の基幹放送事業者への資料の提供等の基準・方法・事項変更・業務廃止・協会・学園の放送休止の無届出。協会の本業務外業務の認可実施基準・実施計画・役員の報酬・退職金等・役員等の服務準則・中期経営計画・経営委員会の議事録の不公表・虚偽公表。協会・子会社の監査委員会・会計監査人による調査妨害。協会の業務報告書の不備置・不供覧。認定基幹放送事業者の業務の開始・休止・事項変更・業務廃止・認定基幹放送事業者の地位承継・登録一般放送事業者の業務の開始・休止・事項変更・地位承継・業務廃止・一般放送事業者の清算人の解散・有料放送管理事業者の事項変更・地位承継・業務の廃止・有料放送管理事業者の清算人の解散・認定放送持株会社の事項・事項変更の無届出・虚偽届出。認定基幹放送事業者の認定証不返納。国内基幹放送事業者の不報告・虚偽報告。放送事業者・基幹放送局提供事業者・媒介等業務受託者・有料放送管理事業者・認定放送持株会社・協会の資料提出の懈怠・虚偽提出
	(10) 情報処理の促進に関する法律	情報処理システムの運用及び管理の指針事項の優良等の基準認定を受けた事業者の不報告・虚偽報告。情報処理推進機構

		の本業務外業務・積立金相当額の無承認業務財源充当
	(20) 国立研究開発法人情報通信研究機構法	機構の本業務外業務・各無認可・無承認行為・基金運用違反
	(23) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律	製品評価技術基盤機構の立入検査・質問に関する命令違反
	(24) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	登録送信適正化機関の財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等請求拒否
	(26) 放送大学学図法	放送大学学図の各無認可行為・教育に必要な放送以外の放送
	(27) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法	機構の各無認可・無承認行為・本業務外業務
	(32) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	登録誘引情報提供機関の役員等の業務に関する秘密漏示
	(37) 地方公共団体情報システム機構法	機構の無認可定款変更・登記懈怠。機構の役員任命・解任・業務方法書・予算等・会計規程・規定変更の無届出・虚偽届出。機構の本業務外業務。機構の業務方法書・予算等の不公表・虚偽公表・財務諸表・その添付書類の不提出・事項不記載・虚偽記載提出・財務諸表の不公告・財務諸表等の不備置・不供覧・違法行為等の是正の不報告・虚偽報告
10万円以下の過料	(2) 戸籍法	偽り等不正手段による届書等市町村長受理書類・届書等情報の内容表示の閲覧・証明書受交付。届出・申請の催告をされた者の期間内での無届出・不申請。市町村長の正当な理由なき届出・申請の不受理・戸籍の記載・記録の懈怠・正当な理由なき届書等受理書類・届書等情報の内容表示の閲覧拒否・戸籍謄本等・除籍謄本等・届出の受理・不受理の証明書・届書等市町村長受理書類の記載事項証明書・届書等情報の内容の証明書・戸籍証明書・除籍証明書の不交付・戸籍証明書提供用識別符号・除籍証明書提供用識別符号の不発行・戸籍電子証明書・除籍電子証明書の不提供・戸籍事件の職務懈怠
	(7) 特許法	判定・審判・再審に関する宣誓者の特許庁・裁判所への虚偽陳述。特許庁・裁判所からの呼出を受けた者の不出頭・宣誓・陳述・証言・鑑定・通訳の拒否。

「情報」に関する法律の罰則一覧（法定刑による整序表付）

		特許庁・裁判所からの書類等物件の提出・提示命令違反
	(8) 住民基本台帳法	都道府県知事・地方公共団体情報システム機構に対する偽り等不正手段による本人確認情報の開示を受ける行為
	(12) 電気通信事業法	電気通信事業者の登録事項変更・事項変更・法人電気通信事業者の解散・認定電気通信番号使用計画変更の事項変更等・届出媒介等業務受託者の事項変更等の無届出・虚偽届出。電気通信主任技術者資格者証・工事担任者資格者証の返納命令違反。認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会との誤認おそれ文字使用。認定電気通信事業者の水底線路保護区域の指定を示す陸標不設置・位置の不公告
	(21) 電子署名及び認証業務に関する法律	認定認証事業者の事項変更・業務廃止の無届出
	(23) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律	認定適合性評価機関の事項変更・業務の休止の無届出・虚偽届出
	(28) 個人情報の保護に関する法律	個人データ・個人関連情報を提供する第三者の個人情報取扱業者による確認への事項の偽り。非認定個人情報保護団体の名称・紛らわしい名称使用。認定個人情報保護団体の業務廃止の無届出・虚偽届出
	(29) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	偽り等不正手段による保有個人情報の開示を受ける行為
	(30) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	偽り等不正手段による保有個人情報の開示を受ける行為
	(32) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	非登録誘引情報提供機関者の登録を受けている旨の表示・紛らわしい表示
	(37) 地方公共団体情報システム機構法	非機構の地方公共団体情報システム機構の名称使用
	(43) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の解散の無届出・虚偽届出。非認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者の名称・紛らわしい名称使用。医療情報取扱事業者の認定匿名加工医療情報作成事業者による確認への偽り
5万円以下の過料	(2) 戸籍法	期間内での無届出・不申請
	(8) 住民基本台帳法	転入・転居・転出・世帯変更等の虚偽届出・無届出